

て、義光が又た崩したる者と云ふ可し。義光の性行を考ふるに左の數事は能く平生をあらはしたるものと見る可し

- 第一 愛女を以て陣營の徒然を慰めむが爲に中納言秀次に送りし事
 - 第二 海道一の大名と仰れたる家康の家人に二男家親を爲しし事
 - 第三 徳川父子に幼時より昵近したる家親を以て家を嗣がせたりし事
 - 第四 伏見震災の時に殿下の退去は問はず先づ家康を訪ひし事
 - 第五 老臣里見をして他家に仕へしめず終に欺きて誅せし事
- 以上を以て推考すれば、義光は機智に長けたる者なり。我愆の爲に子女をさへ犠牲と爲す者なり。私心の爲には禮をも辨ぜざる者なり。戦亂の代にはもとより斯かる英雄多しと雖も、この人にして文化に向ひたる代に數十万石の大封に君たらむとするは決して容易の事にあらず。義光嘗て大和の高取に住する守元居士と云ふ長生の人を招きしことあり。居士齡積つて百二十餘歳なれど、前代の事を記憶したり、諸人争そふて昔の事を聞き、又長生の術を學ぶ者多し。されば義光も亦た前代の事を問ひ、治亂の跡を聞かばやと思ひしに、其語る所は無益の事のみにて、重なる人は世務を離れ、心を養ひ心になはざる事を強てなす事なかななど云ふことなり。義光其時居士に對ひ、汝の身には至極尤の

事なる可けれど、我等身分には無益の事なり、家來共も汝の長生を習ひ得ば、我へ不奉公の初なりと辭して歸らしめたることありとかや、太平將士美談にあり。守元居士と稱する者は恐らく老子の道を慕ひ虚無恬澹にして長壽を得たる者なる可し、この長壽を無益なりと云ひしは、理なきに非ざれど、子女をも犠牲とし、英雄の意向を窺ひ身死して三年、大封を失なひたり。守元居士より見る時は、無益なる事に心を勞し、罪なき人を殺し給ひしよなど、一笑せしことならめ。義光の人と爲りは遺邊にありしものならむ。

第十 上杉

●關東管領上杉民部大輔憲政義子

○藤原輝虎上杉彈正大弼兼信
菊桐之紋蒙 勅許

景勝上杉中納言
從三位 定勝彈正大弼
從四位左少將

綱勝播磨守
從四位侍從 綱憲彈正大弼
從四位侍從

治憲彈正大弼
從四位侍從

齊憲彈正大弼
從四位侍從 伯爵上杉茂憲(米澤藩)

●上杉綱憲三男

○藤原勝周駿河守

勝承駿河守 勝定駿河守

勝道駿河守 子爵上杉勝賢(米澤新田藩)

上杉家は諸侯中の名門なり。近世に至りて所領僅に十五万石の大名となりたれども、家格は依然として東都に輝きしなり。武鑑には十六葉表菊と五七の桐の紋を講き、二本道具に長刀、爪折立傘、金紋の先箱、參勤交代のをりくは、老中上使として來り、城中の席は大廣間なり。十五万石にて大廣間に列するは上杉氏あるのみ。他に十万石の津輕氏あれども當時稀有なる例なりき。

この上杉家の事を按ずるに、後嵯峨院第一の皇子宗尊親王が、鎌倉將軍と仰がれ給ひし時、勸修寺修理大夫重房朝臣は御供に候し、丹波國上杉の庄を賜ひしより、上杉を姓とし左兵衛督重房と名乗り武家となりぬ。この重房の曾孫に兵庫頭藤景あり、長尾家を嗣ぐ。又長尾家と云へるは、鎮守府將軍平良文十世の孫、鎌倉權五郎景政より五世二郎景弘に至り、初て長尾を稱せり。上杉家は藤景の父修理亮頼重の時に其女を足利貞氏の妻とし、二子あり長男を高氏と云ひ、次男を直義と云ふ。されば元弘建武の頃より、上杉家は世に重むせられ、尊氏の三男左馬頭基氏關東を管領せむが爲に、鎌倉に住するに及び、頼重の子孫は執事となりぬ。上杉憲顯に至り、基氏の子氏満を補翼し、關東爲に安く鎌倉の權威やうやくに重く、氏満を將軍と仰ぎ、憲顯をば管領と尊むに至りぬ。安房守憲顯の所領は伊豆、上野、越後の三ヶ國なりしかば、上杉の一族門葉は、これらの國々に住する者多し。長尾氏は當時より越後に住せりと云ふ。星移り物變り鎌倉公方は持氏に至り、管領上杉憲實と戦ひて破れ死す。是よ

り上杉は關東の管領となり勢威東北を歴したり。管領山内上杉顯定の時に、舍弟民部大輔房能は越後にあり、家宰長尾爲景と隙あり、爲景は藤景より十一世の孫なり、越後雨澤にて房能と戦ひて勝ち、民部大輔は討死せり。是より山内の上杉家と戦ひ勝敗ありしが、終に上杉顯定は妻有莊にて戦没し、其後は越後全國長尾氏の領知となり、長尾の名北邊に轟くに至りぬ。

長尾爲景は天文十一年加賀の一向宗徒亂を發し、椎名泰種、神保貞衡と共に兵を起して、爲景に叛きしかば爲景は是を征せむが爲に、加賀に發向し欺むかれて、柳檀野の陷阱に討死せり。景虎時に十四歳なり、景虎は即ち後に輝虎と稱せし謙信入道のことなり。幼若なれば親舊の一族家人も之を侮り、特に姉舞長尾越後守政景は故爲景の領地を押領す。景虎は忠臣宇佐美駿河守定行とともに精兵二千を以て戦ひ、四年の後に政景の兵を破る、力盡て政景は降り、兄晴景は自殺せり。晴景は爲景の長男なりと雖も庸愚にして家を嗣ぐ可き器量にあらず、然るに政景等この暗愚を利して、二男景康、三男景房を殺し、三男景虎をも併せて害せむと爲しにぞ、終に晴景は自殺し、景虎家を嗣に至りしなり。

上杉謙信の事は世に詳細に述し書多し、こゝには其傳の一斑を掲げて、上杉家の小史を叙するのみ。さても上杉景虎は、長尾政景を征服なせし後、越後悉く平ぎたり。さらば加賀、越中に攻め入り、父爲景の吊ひ軍せよとて、父の仇を復し佐渡をも平げて凱旋せり。當時武田晴信は父信虎を追ひて自立

し、武威甲信の間に振ひ、信濃の名族村上義清をも攻め破りたり。義清は越後に落ち來り景虎を頼みて復讐の舉を謀り、領地を回復なさむと欲せり、景虎は元是一個の俠骨男兒なり、晴信の不義を憎み義清の請に應じて、武田と干戈を交ふるに至りぬ。これを武田、上杉兩家の戦の發端となす。天文二十年夏、上杉民部大輔憲政は爲景の爲に討れたる民部大輔房能の兄顯定の曾孫なり。房能も顯定も爲景の爲に亡されたるに、憲政は爲景の子の景虎の下に來りて懸命の地を得むと欲せり。兩上杉は北條氏康の爲に領地を奪れ、策盡きて憲政は越後に來りしなり。景虎は父の故ある古主の來りしことなれば大に悦喜び、憲政の館を、北川に造り父子の約を爲し、これより長尾を改めて上杉を姓となし、憲政の一字を受けて政虎と稱し、管領職を襲ぎ彈正大弼と稱したり。後に入道となり謙信と號し常に法衣を着し、肉を食はず、婦女を近づけず、持戒し灌頂をおこなひ、護摩を修し坐禪觀法をも爲しと云ふ。

永祿三年三月、大軍を率きひて北條氏を征す。其勢雷電の如くに轟き、關八州を席卷して小田原城に迫り北條氏康も亦た堅守して他に施す可き道なきに到れり。當時謙信は白布を以て頭を包み、白馬にまたがり、朱柄の塵を握り敵の指目を憚らず、隊伍の間を縦横に馳せ眼中に敵なく、關八州の士人の膽を奪しなり。惜むらくは天資老成の計なく、半途にして忍の成田の變心より、興復の業挫折し一朝

に瓦礫して恰も白雨の球を跳ししが如く、越後に退きし後は關東の天に織雲のかゝれるものなきが如くありき。

謙信は其後に上洛を思ひたちぬ。渠云へらく戰國の代なりとも、武臣の身に於て、官位のみを汚し將軍家に拜謁せざるは、神明の照覽も空恐ろし、はた武門の耻辱なりと、心を決して隣國の敵に使者を送りて旨を通じ、手勢僅に二千八百人を具し都に上りぬ。上洛の後、時の將軍家義輝公に謁し僧官を受けて權大僧正に任じ、將軍の諱字を受け輝虎と改め、錦の直垂、塗與等の特許を蒙り、又參内して長光の御太刀、黄金の香合に薰物いれて賜りたりと云ふ。この上洛は關東を攻めし前年にや、同年なるか、史によりて異同あり。

其後近衛關白前嗣公越後國に下向あり、全く鎌倉の先蹤を追ひ、藤原家の貴族を以て關東の君と仰むと思ひしによると云ふ。謙信は北條氏を亡ぼして關東管領の昔に復することは能はざりしと雖も、今や、其所領は北陸、東山、東海にわたり、越後、越中、加賀、能登、佐渡、飛騨、上野半國、下野半國、陸奥二郡、出羽五郡、常陸三郡を併せたり。曆天正に改まりてより、信玄は既に死し、信長は都にて勢威を震ひ、天下の形勢一變せり謙信は都の形勢を聞き、いでや信長を打ち義昭將軍を奉じ、天下に號令せむと、領國の軍勢を集めたり。天正六年三月雪は消えたり、今や攻上らむと爲す、同月十三

日聊の病の爲に齡四十八歳にて卒したり。

時運は織田、豊臣に天下を與へしなり。當時信玄は死し、北條は和睦し、隣國に謙信の背後を窺ふ者あらず、もとより勇武は信長の争ひ得べき所に非ず、秀吉は未だ一方の將なり決して謙信と闘ふ可き者に非ず、關東を席卷せし勢を以て、越前より近江に出で畿内に亂入せむには、信長の覇業は見ることを得しや否やを知らざるなり。

謙信の死後枕の下に一偈あり

我一期榮一盃酒

四十九年一醉間

生不知死亦不知

歲月只是如夢中

謙信は俠禪の勇將と云ふ可きなり。これより先、元龜元年の春に謙信は、再び關東を征し、武州川越に至り北條氏康、氏政と和睦し氏康の季子三郎を質と爲して歸り、やがて名を景虎と改めて義子と爲せり。娶はずに外甥長尾喜平次景勝の妹を以てす。されば謙信の卒する時に、景虎には上杉の所領の半、景勝にも亦た所領を半を譲りたり。

百々日にも至らず、四月の廿日と云ふに、三郎景虎と喜平次景勝との間に戦起り、兩軍互ひに血戦し、終に景虎方の敗軍となり、春日山の本城を去り、かの北川の上杉憲政の館に落ち來りしが、天正七年正月の戦に景勝方の勇將北條丹後守討死したり。其後は此處に破れ、彼處に敗走し、同年三月景虎も憲政も自殺したり。

かゝる内亂の隙を窺ひ、織田信長は佐久間玄蕃、前田又左衛門、佐々内藏助、等を越中より亂入せしめたり。景勝はやうやくにして國內の戦に勝ち、先づ越中國魚津にある織田の軍兵を蹴散したり、信州路より亂入する森武藏守の一軍にあたらむと取て返せば、柴田勝家は亦もや魚津に攻め寄せ來りて城をば奪ひぬ。上州よりは澗川左近將監が攻め寄せ來るとの報あり、あはや上杉が家の大難と見えしに、時に織田信長本能寺にて事あり、爲に諸手の攻口もゆるみ、上杉の所領は全きことを得たり。抑々景勝は長尾政景の子なり。政景は晴景をたすけて、謙信と争そひし者なれば、正しき敵と云ふ可きなれど、謙信もどより度量あるものなれば、晴景が自害なせし後、姉婿政景の子孫を断絶すまじと思ひめぐらし、政景を過誤ちて湖水の邊にて溺死せしもの、如くに爲して誅し。其子を養ひて喜平次景勝とは名乗らしなり。景勝は幼時より、父政景の過を知り、叔父謙信の義心を忝けなく思ひたれば、謙信に仕へ父とも君とも仰ぎしなり。故にはじめより三郎景虎の争そひ得べき敵にはあらざる

なり。其勇、其智、はた家人、國人等の傾慕する所も同日の論にはあらざりしなり。

織田信長事ありて後、秀吉は使者をおくりて、景勝と和睦したり。天正十三年秀吉越中國に發向し、佐々成政を討ち、國中平さし後、例の潤達なることとして僅に石田治部少輔三成、木村彌一右衛門尉の二人と兵卒少しを召し具し越後國薄氷城に來り、城主須賀修理に傳へて、春日山へ對面を云ひ送りたり、景勝は斯くと聞くより、衆議を排し參會せむと己も亦た直江山城守、藤田能登守等兩三輩の老臣を具し、薄氷城に來り、秀吉と對面し密に時事を議したりと云ふ。

嗚呼、秀吉に非ざれば、和睦の新になりし、敵地に入りて敵將に胸襟を開きて談ずる者はあるまじ。景勝に非ざれば、和睦の義を重むじ、己の領地に僅小の人數を從へて入り來りし敵將を迎ふる者やある可き。快男兒と云ふ可きのみ。其後天正十四年までは、重大の事もなく、たゞ信州の真田安房守を助けて徳川勢と戦ひ、或は新發田因幡守の與黨を平げむと、杉原、新瀉、沼垂等の城を攻め落したるのみ。天下の大勢は既に定りたり、秀吉は關白に昇り、家康さへも上洛し臣禮をとれり。同年五月に至り、景勝も終に入朝す、正四位上參議に叙せらる、同十七年また京都に上り從三位中納言に遷り、家人直江山城守兼續、藤田能登守、泉澤河内守、安田筑前守の四人は從四位に叙せられ、直江は特に侍從に任ぜられたり。秀吉が景勝に上洛を求むるや、木村を使者として夥多しく物品を贈り路次旅館

の周旋等心を盡さざる所なし、上洛すれば即夜に自ら其旅館にゆきて酒宴を開き盃をめぐらして、衆にまで盃を與へ、與ふるのみならず其盃を返さしむるなど、威儀を崩して英雄の心を收攬し、翌日聚樂の御所に上れば、關白の儀を具へて對面し、執奏して高位に叙任せしむるなど、さすがの景勝も禮若たること多かりしならむ。

當時景勝は遂に新發田因幡守を誅し、佐渡國を平らげ、奥州にては會津と戦ひ出羽國に入りて庄内三郡を最上より攻め取りたり。されど關白に對する事は、益々恭謙なり、其夫人を都に上らせて聚樂の内に住はせしかば、關白の悦び一ト方ならざりしとぞ。關ヶ原の役に石田等が推して東北の方面の上將軍と爲し、は宜なることと云ふ可し、既に天正の半より重大を東北に占められたればなり。

天正十八年北條を攻めむと、關白秀吉の親征する時、景勝は東山道の方面にあたり、北條麾下の數十城を下して小田原に會せり。北條滅びて後は加賀中納言利家と、もに奥羽を徇へ、其地を檢したりとぞ。

文祿の朝鮮の役には、二年の春釜山浦にわたりて城を築き、同年八月に歸朝したり。三年には伏見の城を築くなど、武事には掲載ぐ可きこと稀なりき。慶長二年春、或日秀吉は從容として景勝に對し領知の歳入を問へり、景勝もさるものなれば、歳入の實を答へむには、削減せられむと思ひて、特に歳

入の高を減じ七八十方石のみに候と答ふ、其時秀吉は大に驚きそは意外なることなりき、多くの所領に代へまひらす可しと、會津百二十万石に移し、直江山城に與ふるに米澤三十万石を以てせり。實は上杉累代越後國に住し近國を徇へ下し、加ふるに佐渡國には採掘無限の金銀あり積年の威望に黄金の力あり秀吉の憚かる所なりしかば、終に策を以て其領地を替しなりと云ふ。景勝は憤懣に堪えずと雖も、多を以て少に代ふ表に拒む可き道なし、詮方なく會津に移りしなりと云ひ傳ふ。

慶長三年、秀吉薨るにあたり、五大老を選む、即ち徳川内大臣家康、前田大納言利家、毛利中納言輝元、宇喜多中納言秀家、と上杉中納言景勝なりき。

太閤薨去の後、景勝は殿下の遺命ありと稱し、要害を構へ、城を高くし堀を浚へ、東北に一揆たゆることなし。追捕して糾問すれば皆景勝の命なりと云ふ。家康より屢次諫むれども聞かず、もとより直江山城を以て石田治部と謀り、東西に旗を立て家康を討むと欲すればなり。國々よりは上杉謀叛との急使去きりなり。終に會津征討と決し、慶長五年の秋、徳川家康は大軍を率ひて野州の地に入れり。時に上方にては機熟せりと石田三成等は秀頼の命をいつはり山陽、山陰、南海、西海に檄し毛利、宇喜多、を推して上將となし、かの關ヶ原の大戦とはなりしなり。徳川家康が上方へ引き返せし後、上杉は尾撃して上洛することは爲さず、陸奥、出羽、に亂入して伊達、最上の人々と戦ひたり。翌六年十

二月、景勝は關東にゆき、家康に對面し、會津百二十万石餘の封地は收められ、米澤三十万石になされ、別に直江には五万石を與へられたり。或は云ふ當時伏見にゆきて家康に謁せしなりと。關ヶ原の戦後は、前田利家は既に世を逝りたり。宇喜多秀家は流罪の身となり。毛利輝元も土地を削られて長防の二州となり、世は徳川の代となりぬ。輝虎の義氣を受けたる景勝なれば、全く徳川氏に降服し再び叛する心毫もあらず。景勝も亦た快男子なりき。

大坂陣には將軍秀忠の先鋒となり、家人杉原常陸介等鳴野口にて高名あり、徳川家の賞感淺からざりしとぞ。景勝は元和九年三月八日、齡六十九歳にて卒す。定勝父の後を嗣ぎ、彈正大弼に任じ、左少將に叙せられたり。其子綱勝廿七歳にて死し、嗣子なく、親戚吉良上野介義英の嫡男を以て家を嗣がしむ。彈正大弼綱憲これなり。其時より所領再び減じ、十五万石とはなりしなり。直江氏は夙く其家斷絶せり。近時に至り、從四位侍從彈正大弼治憲あり、賢君の名高し鷹山公と稱して稀有の國君なりしとぞ、世の能く知る所なり。

支藩あり綱憲の三男より分れしなり。

上杉輝虎入道謙信

猛威大雨大雷にひとしき事

甲陽軍鑑は高坂彈正の書なりと云ひ傳ふ。彈正は上杉輝虎の敵武田晴信の臣なれば、敵將輝虎の事を記載するは、上杉の臣夏目等の書よりも公平なることある可きか、今甲陽軍鑑を見るに輝虎が武威の猛きは敵の眼をも驚かしたるものと思し。

初又越後の景虎は關八州の侍大將衆の大小合七十六備、此人數九万六千。謙信譜代衆一万七千と合て雜兵共に十一万三千の軍兵を將ひて、北條氏康の居城の國相州へ押し詰る。先衆は大磯小磯、後備。協備は藤澤、田村、大かみ、八幡、或はあつきなど、云所に、陣取候。(中略)景虎公の威光關東の事は申に及ばず。奥北國、海道七ヶ國までも剽那が間に聞へ、まことに武勇の譽、日本國中にならぶ方なし。上下萬民共に景虎公を讃めざるはなし。(中略)景虎三月中旬に相模の小田原へ押し込み、既に蓮池まで亂れ入に、心も知ぬ、關東侍大將衆に少しも氣遣ひなく、甲を脱き白布の手巾をもつて、桂包と云ふ物に頭を包み、朱采鷹をとりて、諸手へ乗りわり下知し、人をいきたる出

程とも思はざる景虎のふりを見て、關東の諸侍大小共に舌をふるひ此大將を頼み候は、ゆく／＼大事なりと面々身の上を思ふ人多き也。扱其後景虎鎌倉鶴ヶ岡八幡宮へ社參の時、近衛殿を都より申し下し公方に作りたて、景虎は山の内より大石小幡、長尾白倉四人の侍大將を近邊につれ、中にも上野國鷹巢の城主小幡三河守に太刀を持たせ、景虎管領に成り、威勢双ぶ方なし、行く／＼都までも、誰あつて楯をつく人あらむや。仔細は先づ年は卅歳の時なり。越後大國に東上野をそへて持、下地の家は長尾代々、大國の越後持ち來り然も武邊の家なれば、弓箭功者の家老、景虎をもどく程成衆百騎二百騎の侍大將三十人に餘り持ち給ふ。景虎關東中を從へ管領になる十方あまりの人数ひきまはし、三年の内日本の主に成り給ふ可き事疑ひなし。果報の大將かなと諸人批判する所に云々

(下客)

かく彈正さへも、輝虎の武威のすさまじきことをば書記せり。また武隱叢話を見るに

天正二年佐野政綱を北條氏政三方にて被攻候、佐野より上杉謙信へ加勢を乞ひ、謙信八千にて出張道中風聞に城弱りしと申候付、謙信被申は後巻しても後詰の一戦は可致、只佐野無心の間謙信直に佐野へ懸入り城を可持固殘る人数は、跡より追付き寄手を切り崩し候へとて、上道三里手前に八千を殘し、謙信八十三騎にて氏政が陣の前を眞一文字にまづくと、佐野へ乗り入り候。謙信は具足

も若せず、黒き木綿の胴服にて馬上に十文字の鎗を持ち乗り込み給ふ。先は石坂與五郎乗り、二番目は謙信なり。其勢ひたゞ夜刃のごとし。氏政が大軍皆な騒ぎ見て輝虎なりとて不出合、何の手もなく佐野へ乗り込み、氏政は謙信入城を見て早々圍を解きて被引取候。謙信佐野勢を以て、氏政の跡を慕ひ候内に、越後勢八千にて懸付け、氏政退散し佐野は運をぞ開き候よし誠に剛強なる大將やと天徳寺物語也。總て毎年謙信沼田或は厩橋迄出で、人馬を休めて武藏、下野、下總迄乗り働かれ五十日七十日間關東を往行せられ候に、敵の城には勿論、上杉に付け入る味方の大名小名も若や此次に取り懸らむかと、上下安心なし。謙信はまん横に關東を働き、越後へ歸陣したるに上野猿ヶ京を輝虎通過したりと聞て、關東中の敵味方始て安堵の思をなす、只大風雨大雷鳴過て、後雨晴れたる心地して悦びけるぞぞ

かゝる猛將なれば、かの川中島の戦に、武田信玄は川の中に馬を立たる處に、謙信は緑の純子にて包みたる肩衣に小手をさし、例の白き手巾にて頭を包み、三尺計の大刀を掲げ、虎のあれたる如くに、鹿毛の馬に打ち乗り信玄はいづくに在りやと呼ばりつゝ、乗り入りて、信玄を三刀まで斬りつけ、軍配團扇を切り折りしなり。

謙信は丈長からず、左脚に瘤あり歩行する時は足跛たる者の如くに見えたりとぞ。甲冑を身に着くる

こと少なく、多くは黒木綿の胸服を着し、鐵の小さき笠をかぶり、塵をどることも稀なり。北條と戦ひし時、朱柄の塵を持ちしと云ふは、たゞ管領の威嚴を示さむが爲に用ひしものならめ。常に青竹を三尺計にして杖の如くに提げ、士卒を指揮したりとぞ。湯淺元禎は梁の章獻が、竹如意の遺風なりと云へど、謙信はさる事を知りて爲せしにや如何が。宜なる哉、關東の人士が謙信の武威を以て大風雨に比せしこと。恰も蘇軾が望湖樓醉書の詩を吟するに似たるは、我が謙信の快濶なる猛氣なりけり。

黒雲翻墨未遮山。

白雨跳珠亂入船。

卷地風來忽吹散。

望湖樓下水如天。

さまじくの事

謙信は北條氏政と、武威忍に戦ひたり。時に太田三樂異心を抱き、北條に通ぜり。謙信に告る者あり、例の猛將なれば少しも脚蹴せず、唯一騎馬にまたがり太田の陣にゆきたり、三樂はかくと知りて謙信の來りしとは思はず、常の如くに迎へたり。謙信は席に坐するや否や、父とくもに出で迎へし、三樂の三男安房守と云ふ十二歳の少年をば、ムズと捉へて、よくも丈夫に生長せし者かな、今日よりは

我が子にせむと其の儘に擁抱きて歸りたり。太田の兵士等もあまりに謙信の勇氣のすさまじきに恐れ、誰一人拒む者もなく、其日よりして三樂入道も賊に心服なしたりとかや。

謙信は戦の烈敷をりに、隊を分たむと思へば、己れ馬を隊中へ乗り入れ、八字十字に乗り分くるなり。かく乗り分けらるる時は、主人も鎗持を呼ぶこと能はず、槍持も主人の許へゆくこと能はず。互に面をわはしても寸歩も再び動すこと能はざる軍律なりしとぞ。法令の嚴なる斯くありてこそ北陸に威をふるひたる次第なれ。されば謙信は父の家を圖ぐ時、數回辭したれども、群臣は勸めて止ず。終に承諾して曰く、以後は我が命に百事従ふやと。群臣諾して曰く決して背くことを爲さじと。謙信は即日老臣數人に屠腹を命じ、國中の士民皆な股慄せしと云ふ。

謙信越中國を征す、軍なか／＼に難義なり。其時、謙信思ふやうは信州の合戦には甲斐の武田と云ふ主將あり、されど越中は國中數部に分れ、城主あまたに別れたり。合戦の法ものつから異なる可し

と、やがて戦畧を改め兵を六手七手に分ち、諸方より攻め入て斬畧したりと云ふ。斬畧の二字に注目せよ、山野草木皆な藉かりしならむ。向ふところ冠なく遂に越中國は平定し國人皆服従せしとぞ。

* * * * *

昔時、英軍佛兵と闘ひ、佛の一騎劔をひらめかして、英の一兵と戦ふ。時にあやまつて佛兵は劔を地上に墜せり、英兵馬をひかへて曰く、汝の劔を執れ、而して後に再び闘はむと云ひしことあり、西人以て美談と爲す。謙信の敵に對するも亦た同じ。嘗て武田信玄は北條、今川と戦端を開きしことあり。今川、北條二氏は蝶狀して武田を苦しめむが爲に、鹽を甲斐に輸出することを許さず。甲斐の國民の困苦いはむ方なし。謙信は之を聞て撫然として曰く、たとひ信玄と我とは數年の敵なりとも、我未だ甲信の民を惡まず。我は兵を以て戦を決せむ、鹽を以て敵を窮せしむるに忍びずと、領國の民に令し鹽を甲信に運ばしめたりとぞ。光風霽月の如き渠の胸襟は正當に兵を以て敵と争ふことを知るのみ。敵の虚に乗じ。敵の疲れたるを利となす者にあらざるなり。

足利氏の末葉には、毛利元就、島津義久、織田信長、武田信玄、徳川家康、北條氏康、伊達政宗、長曾我部元親、等あり、中國を併せ、九州を呑み、四國を押領し、又は畿内に關八州に、東海に、東山に、奥羽に樹立し、盛衰各々異なりと雖も、一人も義俠を賞賛す可き大將なし。此間に掃々落々胸中些の塵をといめざるは實に上杉輝虎入道不韋庵謙信あるのみ。謙信の事跡は僕を更ふる盡すことあたはず、宜しく正史につきて讀むべきなり。

上杉中納言景勝

會津表手配りの事

景勝も徳川内府を敵と爲すことゆゑ、一家の興廢今日に在りと思ひけむ、謙信の御影堂の前に諸將士卒を集めニマ心を抱くまじとの起證文をば書せたり。家人等の妻子は皆會津に籠め、敵寄せ來らば逆よせしてくれむと、白川に安田上總介を先陣とし、島津下々齋を二陣として徳川遅しと備へたり。景勝は只一騎背矢の嶺に登り、猪鹿の道をたどり、深山を通りて白川境の明神に兵を出し、敵の油断を見すましてたゞ一ト揉に攻め崩さむと構へたり。寄手はもとより知らず、味方さへも露しらず。徳川

家康の先陣は大田原に着し、白川よりは僅に一日路なり。景勝は大に悦び精兵八千を率ひ長沼に陣したり。徳川勢白川にかゝらば、かの間道より兵をすゝめ思ひまうけぬ徳川勢の後方より、家康の旗本へ切て入り、萬死一生の軍せむと雁をのむで待ち居たり。時に飛報あり石田三成等上方にて兵をあげたりと、爲に家康は勢を白川にすゝめず小山より引き返せり。景勝の計略は水泡となりしと雖も、實に景勝も輝虎の後を嗣ぎたる者ありけり、若しも當時家康の旗本に衝き入り、旗本勢の崩ることあらむには、上杉方に組して戈を倒まに爲す者少なからざりしならむ。輝虎の勇武は既に關東の野を威服し、甲信、北越に轟きしなり。徳川家の地位は如何になりしか計り難きものありしなり。

鳴野口合戦の事

慶長十九年十一月、上杉景勝も大坂鳴野口に陣取たり。先陣は安田上總介、二陣は隅田大炊介なりしが、景勝は直江兼續と計り先陣の安田をば二陣となし、二陣の隅田を先陣となせり。兩人ともに不謙庵謙信にひきまはされし驍將なれば、練りかへられて安田は齒嚙をなし、隅田は抜群の功名なむと俱に勇氣は日頃に倍したり。廿六日の曙より隅田は二重の柵を破りたり、其手の勇士多功豊後守は第一番に首を取り、北條清右衛門は討死し、鐵炮の物主石坂新左衛門は其場を去り討れたり。かゝ

る烈敵寄手の働に、此手破れては叶はじと、城中よりは大野修理治長、木村主計頭宗重渡邊内藏助、竹田永翁等の諸將競ひかゝれば。隅田はいよゝ勇を振ひ百挺の鐵炮の筒先そろへて打ち出し半時ばかりは防ぎしが、城中の大勢に押し立てられて覺えず大將景勝の旗本前へ崩れかゝれり。かくと見るより上杉の第三陣の士大將杉原常陸親憲は古き鎧をちほはむと猿樂の半臂を着し、金の輪拔の立物打たる冑の緒をしめ、金の鎧の馬印を取て、振りたてさせ、大音に大將の仰に候ぞ、隅田殿の人数は左右へ分れ候へと呼はりたり。もとより軍令正しき上杉勢なれば、先陣は兩方へわかれたり。杉原常陸は思ふさまに敵を近く引き受て、采麩ふるや鐵砲組は雨の如くに撃ちかけたり。城兵も少しひるむと見へたるとき、二町あまり横にひかへし二陣の安田は横合に鎗を入れたり。崩れたる先陣の隅田も忽ち盛り返し三方よりひきつゝむで攻めたてしにぞ、大野修理等の城兵は蜘蛛の子の散るが如くに亂れたり。をりしも本營より使番久世三四郎馬を走らせ來り。力攻に爲しては死傷多からむ後陣の堀尾山城守の勢と入れかはられよとの上意に候と傳ふ。景勝は久世が演る口狀聞きもあへず、弓取の先をあらはす時一寸まじと云ふ事あり、今朝より烈しく軍して取り敷たる所を人に譲りて退く事や候と、敢て少しも陣を退かず、終に城兵を柵に追ひ込み、續ひて付け入り二重柵を奪ひ、城中へ追ひ入れたり。當時、景勝は胡床に倚りて城中を睨みつめ、身は物の具をも着けず青竹を杖につき、左右

には猛士三百人あまり、槍を閃かして跳つき、恰も虎の巖によれるが如し。また傍には紺色に日の丸の旗、毗の文字の旗二本は淺黄の扇の馬印押し立て静りかへりて肅然たり。時しも丹羽五郎左衛門長重は上杉の陣に來り其傍に行きたりしに、景勝は返へり見もせず、嚴然として指揮する様は實に名將なりと、長秀に劣らぬ長重なれど感歎せしどかや。

戦の翌日家康、秀忠の兩將軍は鳴野口の巡見あり、兩御所様御通と告げ來るや、上杉勢は惣手より城を目懸て鐵砲をつるべばなしに放ちたり、こは上杉の家の作法故實大將巡見のをりの禮なりとかや。上杉の持場は砂を盛り水を打ちいと奇麗びやかに設けたり。景勝は直江山城を從へて將軍を迎へ、地に手をつきて禮したり。家康はいと機嫌よく、當表の人数骨折て満足に候と懇切に云ひし時、景勝は莞爾として童部の喧嘩何の骨折も無之候と答へしとぞ。

後日に上杉の家人は隅田大炊、杉原常陸、島津玄蕃、館孫左衛門等は將軍家よりの御感狀あり、杉原一人は將軍の御前にて感狀を靜に開きて拜見し、元のごとくに卷き納め、席を退きて本多佐渡守に對し、御吟味御文言のこる所なく、忝なき仕合に候と申し立たむと爲すをり、將軍には今度上杉家中手柄仕候との賞詞あり、常陸は謹むで、再び佐渡守の方に向き、全く輝虎以來弓矢の温りの残り申候なりと、外謙にして内剛き答を爲しとぞ。この杉原常陸介の猿樂の半臂は家康が上杉は古風の家な

り錦の鎧直垂を着したるならむと云はれしものなり。

この鳴野の戦は、景勝が家康に應しごとく、景勝の如き名將、上杉勢のごとき精練の兵には實に見戦に似たるなる可し。されど天下の兵を一城の下にあつめ、殆んど觀兵式に似たる戦場なれば、人皆な上杉の勢の武者振には意を注めしならむ。家風と云ひ兵式と云ひ當時日本國中の大名に肩を並ぶる者はなかりしなり。假令一二の大名には其家系は上杉よりも正しく、はた舊き家ありとも、小兒の啼をも止めし輝虎のごとき勇にして義ある大將はあらざりき。その輝虎入道謙信の名は六十餘州の武士の心肝に刻まれしなり。その上杉なれば一舉一動敵と味方の眼を驚ろかし、も當然の事と云ふ可きなり。

鳴野口の戦にあたり、第一には景勝の指揮の形勢、第二には軍の掛引、第三には杉原常陸介の裝束、第四には祝砲道路の掃除。一ツとして武門の名譽ならざるはなし。上杉氏の武事は鳴野口の戦に謙信が當時の十分の一を天下に示して上杉家は再び鞘より刃を露さず、袋より銃を出さうしもの云ふ可し。熟々景勝の一身を按ずるに、武をあらはせしは、謙信の死後景虎と戦ひし時と、織田勢の領内より退きし後、内亂を裁定し少しく所領を廣くせしのみ。豊臣の代となりては北條氏を征する爲に前田と、もに東北の方向にあたりしとは雖も、上杉の武力を盡せし戦争には非ず。景勝は十分に勇武の才

を發達せしめ得ざりし者と云ふも可なり。されば直江兼續と謀りて石田治部の野心あるを奇貨とし、關西に旗をあげしめ先づ徳川内府を討ち、舊領越後を回復し、關東を征服し、家系と父の名譽と己の武略を以て天下を掌中に握らむと欲せしは、上杉にして勢かくの如くある可きなり。中納言景勝、中納言輝元のごときは徳川と争ふて敗るれば所領を削小せられ、争はざるも遂には事に托して削小せらるゝなり。關ヶ原の事漫然安寧とも云ふ可からざるなり、事敗れば小封に安んじ、事成ば管領にあらざりて將軍に進むなり。快男子の一大賭を正に博す可き時と云ふ可し。

上杉彈正大弼治憲

補儲訓の事

鷹山公の事は、世に書あり、茲には一の發行をあげて、人と爲りを讀者に介すれば足りなむと思ふなり。近頃内村鑑三氏英文を以て鷹山公の事を書き、海外へこの君ありし事を知らしめたり。嗚呼また偉なる哉。

補儲訓

一喜平次殿訓導の備面々如何に相心得候哉條々書記し申出べきの旨申達候處則此間申聞候趣委細承知せしめ候甚確論と存候何れも心を盡し候次第淺からず満足に存候猶此上自分存慮をも申達候様に申聞候間左に記し披見に入候異論も是あり候は、幾許も申聞へく候

一大凡人君の通弊は玉麗深き中に長養し富貴に沈淪せしめ候間おのづから世事の艱苦なる事をも辨せず下民の瘼きにも疎く是有り候是れよりして驕泰の情日々長じ奢侈の心月々に盛にしていつしか天職に供し候大切なる事も忘却せしめ先祖より受継候社稷人民をも我物の様に心得下を損して己に益し諫諍を遠ざけ諂諛を近づけ終には家國を亡し候事にも成行候是性來の惡質なるにも是なく候得共習慣の恙からしむる處に候故に古より世子を輔導致し候事は士禮を以すと是あり恭敬遜讓を第一に示し候事に候昔は天子の太子と、唯大學校に入て國民と齒讓し士に均しく禮を抗して其情を卑ふし或は關を過れば下り廟を過れば趨る共是あり候世子の貴き身柄に候得共猶上に君あり父あり長ある事を示し先に賤して後に貴き事を知らしむるの教に候臣子の道を能了解致し候上にて僅に君父の道をも知り得る事に候是故に今日世子の内は何事も恭遜を專一と致候事に是あるべく候今年喜平次殿同道せしめ候事も東都の繁華豪族の形勢を見聞致され候爲にも是なく風流奇麗の様子を習慣致させ候儀にも是なく候只國元發奮の日よりして小扈從の姿に出立たれ艱

難不自由の事にも逢ひ申されて一とせ武藏野の露にしほたれ申され候は、少しは下民の情にも達し是よりしてはてしなき才も生し秋の月のくまなき徳にも進み申され候様に致度迄の事に候然らば面々も此本根の志を能了得し事々物々の上に付て教諭是あり度事に候

一總て教と申ものは自得を貴び候事に候一隅を擧て三隅を反す共之れあり慣せざれば啓せず排せざれば發せず共之れあり候強て此方よりの仕込にては必向へ入事の淺きものに候只此方よりは其緒のみを示し向の様子次第に隨て段々導き候こと鐘の響に應し候如く之れ有度候何とやら手ゆるきとの様に思はれ候へ共之れを教の術とは申候古聖人の教は空理を談せず物に屬して導き候とに候前にも申候恭敬遜讓と申事も口舌の上にて斗りは行届かず候恭敬遜讓の姿貌を拵へて夫れを修行致し候へは始めの程は何たる事共辨へず迷惑難儀なる様に思ひ候ことも日を重ね月を経候に隨つていつしか我物と成り獨其道をも合點せしめ候様に相成かの恭敬遜讓も性質の様に思はれ候事誠に教の妙なる場所候此儀を能了解致し教導之れあり度事に候

一子を育候事も花樹に培するが如くなるに候春を待て替める花を年の内より咲せんと色々様々の手入をし室に入れ火にあて候へは其花咲とは、雖陽和の時を得し花樹に比し候へは其色香も薄く賞玩も是なく候人の育も其如くに候専ら成長の時に臨み強て成人の道を以て譴責せしめ候時

は英邁の氣象を折き或は病身となし又は手薄く成立候只其時を失はさること專要に候へ論語の開卷第一儀にも時習と是あり候細か敷事は先々夫迄にして英氣を長し度事に候只本根の筋違なき様に教諭是有度事に候

一千萬句も入らず唯人君は學術に止り候古今の治亂世の盛衰和漢の制度人情物理をも通知するに是

なく候ては治國安民の大業はなし難き事に候是を知らんとは學術に止り候學術とは古聖人の道を稽古致す事に候其道を稽古致候には書を讀むより外の業は是なく候唯々學術出精是有様に教諭是あり度事に候

一武技の事も夫々學ばれ候様に致度候上の好む所下是より甚しと是有り候上にて武を好み申さずして下にて其道行はれ候事は是なく候文武は車の兩輪に譬へ一を闕て叶はざる事に候然らば弓馬刀術等段々入精是有り候様に教諭是あり度事に候

一性質と申ものは逆も取替難事に候才を達し徳を成すと申事も皆其性來の持前を學術の力にて生育致候事に候惡き性質の者も皆よく學び候上は其惡き事は自ら知り得るとに候へは強て性質の論には及ばざる事に候去ながら教導の日には其性如何と云ふを知り得候はねば教の道を失ふ事に候人性は大かた同じ様なるものに候へ共習と申ものにて遙かに賢愚の差別は出來り候歐陽子が詞に

性○は○聖○人○の○先○と○す○る○所○に○非○ず○と○云○置○し○は○實○に○さ○る○事○に○候○只○教○と○習○と○に○大○事○は○止○り○候○事○是○あ○る○べ○く○候○

右○數○條○は○大○體○の○論○に○候○是○の○み○に○て○は○今○日○取○扱○の○上○心○得○も○定○め○難○き○筈○に○候○粗○左○に○記○し○申○達○候○
一○恭○遜○は○貌○に○屬○し○敬○讓○は○心○に○生○じ○候○此○恭○遜○の○貌○を○拵○ふ○と○申○事○は○如○何○に○と○申○に○何○れ○も○の○取○扱○の○次○第○を○
恭○遜○に○致○し○候○事○第○一○な○る○べ○く○候○此○の○頃○見○聞○に○及○候○處○喜○平○次○殿○へ○對○し○立○な○が○ら○詞○を○か○は○し○又○は○次○の○
間○よ○り○答○を○致○候○事○選○進○に○は○之○あ○り○候○尤○幼○稚○の○喜○平○次○殿○用○向○申○付○ら○れ○候○事○も○數○多○又○は○聞○し○き○節○な○
ど○二○六○時○中○去○と○は○餘○義○な○く○察○し○入○候○此○上○逆○も○是○を○咎○め○候○存○慮○は○之○れ○な○く○候○ま○か○し○个○様○の○事○よ○り○自○
然○と○喜○平○次○殿○恭○遜○の○貌○も○薄○く○成○行○候○一○と○を○申○伸○候○に○も○屹○と○貌○を○直○ふ○し○詞○を○正○ふ○し○て○申○伸○候○時○は○自○
づ○か○ら○喜○平○次○殿○も○伏○轉○ひ○挨拶○も○之○れ○な○く○候○是○も○始○め○の○内○は○氣○詰○究○屈○に○も○思○は○れ○へ○候○得○共○自○然○と○
其○儀○に○習○ひ○申○さ○れ○候○へ○は○後○々○は○此○方○よ○り○貌○も○正○く○し○て○物○を○申○付○ら○れ○候○儀○に○相○成○候○始○め○に○も○申○通○り○
中○々○二○六○時○中○夕○様○に○ば○か○り○は○行○届○か○さ○る○事○に○候○得○共○十○度○に○二○三○度○も○心○掛○候○は○相○成○べ○く○候○夫○れ○だ○
け○の○益○に○是○有○候○勿○論○是○の○み○に○限○ら○ず○事○々○物○々○の○上○に○は○色○々○之○れ○あ○る○べ○く○候○得○共○恭○遜○の○姿○貌○を○扱○ふ○
と○云○ふ○其○規○矩○を○示○す○の○み○に○候○
一○敬○讓○を○心○に○も○た○せ○候○教○の○貌○と○は○身○柄○を○卑○く○構○へ○候○こ○と○を○扱○ふ○に○て○候○譬○へ○は○駿○河○守○殿○幸○之○助○殿○又○は○

益○之○助○殿○御○扱○ひ○應○對○の○振○合○勿○論○大○家○と○云○ひ○本○家○の○世○子○に○候○へ○は○自○分○同○様○に○て○も○相○濟○む○べ○き○事○に○候○
へ○共○未○だ○幼○年○の○儀○且○願○も○相○濟○さ○る○以○前○に○候○へ○は○一○等○卑○く○構○へ○ら○れ○候○儀○に○是○あ○り○度○候○其○外○大○夫○小○姓○
頭○又○は○年○老○長○者○な○ど○へ○は○皆○此○心○得○是○あ○り○度○候○是○よ○り○自○然○に○賢○に○下○り○能○に○讓○り○候○心○も○生○し○候○儀○に○候○
是○又○一○端○に○候○武○藏○野○の○露○に○先○は○た○れ○候○と○申○事○は○萬○事○を○艱○難○不○自○由○に○取○扱○候○事○に○候○此○儀○は○甚○多○
端○な○る○事○に○候○へ○は○追○々○口○舌○の○評○議○に○單○す○べ○く○候○
一○強○て○成○人○の○道○を○以○て○督○責○せ○し○め○候○へ○は○英○邁○の○氣○長○し○兼○候○と○申○事○は○朝○夕○坐○作○進○退○の○上○に○付○て○是○も○宜○
し○か○ら○ず○彼○も○惡○し○と○申○て○狂○ひ○樂○み○申○せ○る○事○を○事○な○く○止○め○候○は○幼○稚○の○内○只○居○も○相○成○ら○ず○去○れ○ば○迎○
止○り○候○事○も○成○り○難○き○時○は○去○と○は○迷○惑○な○る○事○に○是○あ○る○べ○く○候○迷○惑○な○る○心○よ○り○氣○も○ち○い○み○申○も○の○に○候○
狂○ひ○樂○み○申○さ○る○事○も○時○と○し○て○は○十○分○に○是○有○り○度○候○其○節○は○面○々○も○痛○入○候○得○共○年○を○忘○れ○て○相○手○致○し○
吳○侯○様○に○頼○入○候○度○々○過○候○節○は○其○時○事○を○拵○へ○て○移○し○申○べ○く○候○移○や○す○き○も○幼○稚○の○習○ひ○に○候○只○々○口○に○教○
ゆ○る○こ○と○を○慎○み○事○に○教○ゆ○る○事○を○專○要○と○心○得○申○へ○き○事○に○候○
一○學○術○出○精○是○あ○る○様○に○教○誨○致○候○事○も○只○督○責○を○嚴○に○致○候○共○只○今○時○分○義○理○文○章○の○辨○へ○も○是○な○く○候○へ○ば○去○
と○は○面○白○か○ら○さ○る○物○に○候○面○白○か○ら○さ○る○よ○り○進○み○も○是○な○く○進○み○な○き○よ○り○退○屈○も○付○申○も○の○に○候○此○事○も○
左○右○に○其○事○是○あ○り○候○へ○は○自○然○と○夫○れ○に○移○り○申○も○の○に○候○孟○母○三○遷○の○教○と○申○も○爰○の○事○に○候○是○に○依○り○面○

々當番の節此度相渡し候書物又草子物語様の類何れにても宜敷候間不斷に讀書會讀是有度候其身へばかり勤勉せしめ候とにては行届かず候其外射藝馬事刀術の類何れも道具は屋形に是あり候間面々出精是有へ候喜平次殿よりは面々の出精を重く致すへ候是面々も浮世の雜談に詰所の煙を暖め候ばかりよりは其徳益も少からず又は喜平次殿大なる進みに相成候自分幼少の節亂舞の事さして好ざる事故出精も薄く候へしに 大殿様御好遊され候事故附々も督責せしめ候を自分幼少より附添候やすといへる婦人今は廣瀬と申者に候此者自分とひとつになり經政の謠本を自づから書寫し終に一番覺て自分に亂舞を進候 事はあり候其品は兎に角教の術をば得たる儀婦人の志にはやさしき事と今に感じ居候此所能々勘辨是有度事に候

一 吝嗇の心性來にも之れあるべく候得共諺にも氏より生育と申事の候吝嗇の心は財の乏しきより生じ候事に候取扱の上其心得だに是あり候はいさして愛ふる事は是ある間敷候 其取扱方と申は宜き品を少しく與へ候より宜しからざる品を多く與へ候様なる是あるべく候是は筋多きとに候へば筆談には盡し難く候

一 喜平次殿才に不足は是なく候才の餘り候より物毎に心付も細かにやかましく是有り候細かにやかましきを此方よりも細かにやかましく教訓致候ては影を悪て趨ると申す譬への如く愈細かにやかましく成行候只日用の事を靜に大まかに取扱申べき事に候

一 喜平次殿當分剛氣に相見へ候得共皆以銳氣秀發する迄に候剛氣は全く薄く是あり候剛氣は根強く物に届する氣なきを申候銳氣はするとしと讀て切れ味はやり氣の事を申候銳氣は人君に望む事は是なく候へ共しかし銳氣を剛氣の種と爲さず候へば剛氣を長し候とは是なく候先々銳氣を挫かず生育候内より剛氣に轉し候様にはあり度候

一 喜平次殿險忌の性も随分是あり候其内又仁恕の心も成程是あり候險忌の性に深く頓着なく仁恕の心を長し候様に生育是あり候へば追々險忌の性は薄く成行申へく候此所能々勘辨是あり度候

右書記し候 趣は寔に以萬分の一にして中々細々の事迄は毛穎の關る所には是なく候而々申聞候通其人を撰み傳役申付候事甚緊要の儀にて和漢古今の教是に増候と是なく候へば甚適切の高論と服し入候追々其沙汰にも及べく候去りながら左右朝夕致候而々の心得筋違ひ候ては縦ひ傳役を申付候共孟子の所謂一孽居州にて手も伸び申聞敷候毫厘に失すれば千里に謬ると身にも是有候唯一日も大事に候は先々心付候通申達候醫者の病を治し候様なる物にて陰陽虛實の境を察し當然の病は其儘にして其症の本根を療し候へば其病も隨て癒候事に候今日の教誨にも此心得是有事に候吳々も教は數少く其要を得候事と詞を以てせずして物を以すると申に止候猶此上面々

々當番の節此度相渡し候書物又草子物語様の類何れにても宜敷候間不斷に讀書會讀是有度候其身へばかり勤勉せしめ候とにては行届かず候其外射藝馬事刀術の類何れも道具は屋形に是あり候間面々出精是有へ候喜平次殿よりは面々の出精を重く致すへ候是面々も浮世の雜談に詰所の煙を暖め候ばかりよりは其徳益も少からず又は喜平次殿大なる進みに相成候自分幼少の節亂舞の事さして好ざる事故出精も薄く候へしに 大殿様御好遊され候事故附々も督責せしめ候を自分幼少より附添候やすといへる婦人今は廣瀬と申者に候此者自分とひとつになり經政の謠本を自づから書寫し終に一番覺て自分に亂舞を進候 事はあり候其品は兎に角教の術をば得たる儀婦人の志にはやさしき事と今に感じ居候此所能々勘辨是有度事に候

一 吝嗇の心性來にも之れあるべく候得共諺にも氏より生育と申事の候吝嗇の心は財の乏しきより生じ候事に候取扱の上其心得だに是あり候はいさして愛ふる事は是ある間敷候 其取扱方と申は宜き品を少しく與へ候より宜しからざる品を多く與へ候様なる是あるべく候是は筋多きとに候へば筆談には盡し難く候

一 喜平次殿才に不足は是なく候才の餘り候より物毎に心付も細かにやかましく是有り候細かにやかましきを此方よりも細かにやかましく教訓致候ては影を悪て趨ると申す譬への如く愈細かにやかましく成行候只日用の事を靜に大まかに取扱申べき事に候

一 喜平次殿當分剛氣に相見へ候得共皆以銳氣秀發する迄に候剛氣は全く薄く是あり候剛氣は根強く物に届する氣なきを申候銳氣はするとしと讀て切れ味はやり氣の事を申候銳氣は人君に望む事は是なく候へ共しかし銳氣を剛氣の種と爲さず候へば剛氣を長し候とは是なく候先々銳氣を挫かず生育候内より剛氣に轉し候様にはあり度候

一 喜平次殿險忌の性も随分是あり候其内又仁恕の心も成程是あり候險忌の性に深く頓着なく仁恕の心を長し候様に生育是あり候へば追々險忌の性は薄く成行申へく候此所能々勘辨是あり度候

右書記し候 趣は寔に以萬分の一にして中々細々の事迄は毛穎の關る所には是なく候而々申聞候通其人を撰み傳役申付候事甚緊要の儀にて和漢古今の教是に増候と是なく候へば甚適切の高論と服し入候追々其沙汰にも及べく候去りながら左右朝夕致候而々の心得筋違ひ候ては縦ひ傳役を申付候共孟子の所謂一孽居州にて手も伸び申聞敷候毫厘に失すれば千里に謬ると身にも是有候唯一日も大事に候は先々心付候通申達候醫者の病を治し候様なる物にて陰陽虛實の境を察し當然の病は其儘にして其症の本根を療し候へば其病も隨て癒候事に候今日の教誨にも此心得是有事に候吳々も教は數少く其要を得候事と詞を以てせずして物を以すると申に止候猶此上面々

一際出精是有度候國の安危は世子の身に掛候事も候ば大切なる事に候面々朝暮の事見聞せしめ候所痛入たる事共に候へ共及丈の教誨に猶も心を盡し如在是なき様に吳々頼入計に候不悉先づ其國を治む、其國を治めむと欲する者は、先づ其家を齊ふとは、大學の明文なり。鷹山公は其の家を齊のふ道を知れり。宜なる哉。其國の治まれること封建の世の模範となりしは決して偶然には非ず。

* * * * *

鷹山公の生母貞正院も亦た賢女の聞ありしと云ふ。鷹山公が上杉家十五万石の主となりし後、老職の人々は相議して生母を上杉家に迎へ奉り、粧盒の費に千石を献じ、上屋敷の内へ御住居ある可きかと、或日生母貞正院殿の方へゆき、老職等は其意見を申したり。時に貞正院は、いと恭敬しく、使の某にむかひ、重役の方々の御心は誠に嬉しく候得へども、大守様の御爲と思し召れむには、妾はたゞ此儘に爲しおかれ度候、仔細は素とより輕きもの、娘なる、妾なれど、先殿様の御寵愛を蒙むり、剩へ御男子様を生みまひらせし事は、勿躰なく有難き思ふても恐れ入るのみに候。ましてや、若君様は此方様よりも御大祿の上杉様の大守様にならせられ、いよく

恐ろし惶こしとのみ存じおけ居候。それに亦もや御上屋敷へあがり候ことは平に御許可を蒙り度存じ上候。また千石を下さるゝとか、願くは御家の爲に忠勤を盡す人々の御加増になされ度候、と答へしかば、使者の侍も覺えず感涙を袖につゝみて退出しとぞ。後日一度上杉の邸へ來りしことあれど、重き敬禮儀式を受けず、久々にて太守に拜顔したれど、侍女の格にて敢て上座にはなほらざりしとぞ。

鷹山公は秋月佐渡守種英の二男と系圖に見へたれば、貞正院は秋月の家にありしものなる可し。秋月家は、二万石の小藩米澤の上杉は十五万石の大藩なり。抑々幕府の頃、君主の生母の待遇は二様ありき、御上とほりと稱し、生前死後歴代の夫人と同じき待遇に爲すあり、又は何々院と稱することありども、かゝる格式を興へざる者あり。然れども前なる格式は多く死後にあり、生前は己の生みたる者に對して、主君の待遇を爲す可きに定りしものなり。もとより愛妾には種々の出身ありて、容色は勿論、歌舞音曲に通ずる者を求めて、家臣の養女となし、或は身元ある者の娘と爲して、大名の奥向へ出せしなり。故に時としては三四の大名の家をわたりし女のなきに非ず。鷹山公の生母は如何なる家の女なるやは知らずと雖も、恭儉なること前の如くならむには賢婦と云ふ可きなり。諸侯中の賢君十中の七八は、妾腹にて嫡腹の者なし、生理上尤も注意なす可きことなる可し。

甲越の二將は武人の鑑にして將士口を開けば、武田の備はかく、上杉の兵はかくと云ひて、足利の末葉より徳川の近世に到りしなり。まかも上杉と云へば先づ輝虎の義氣を感じ、景勝の勇略を歎じ、徳川家に抗して叛旗をあげたる人なるに、石田輩と同日に論ずる者なかりき。元んや近時鷹山公の治績たる、上杉家は武門の花實を具へ了りしなり。

第十一 松平並本莊

●甲府宰相綱重二男
徳川家宣弟

○源清武右近將監
從四位侍從

武雅肥前守
松平攝津守 武元右近將監
從四位侍從

武聰十郎
實水月中納言 實隆實隆

子爵松平武修(濱田藩)

●松井冠者維義十八代孫

○源康親松平周防守
依命家名改

康重周防守 康映淡路守

康爵周防守 子爵松井康義(榎倉藩)

●本莊左馬介宗誠長男

○藤原宗正本莊太郎兵衛
北小路氏云

宗資本莊因幡守
寶永二賜松平姓

資俊伯耆守
從四位侍從

宗發伯耆守
從四位侍從

宗秀伯耆守

宗武伯耆守

子爵本莊宗義(宮津藩)

●本莊太郎兵衛宗正長男

○藤原道芳本莊宮内少輔

道高平七郎

道章宮内少輔

道貫安藝守

子爵本莊壽臣(高富藩)

濱田の松平家は系譜にも書せしごとく、三代の將軍家光第二の男參議源朝臣綱重の二男源清武を祖とす。清武の母は長昌院と稱せり。清武を懷妊せし頃、故ありて、甲府の士越智與右衛門喜清の家に住し、寛文三年十月に清武を越智の家にて生めり。清武も初は越智氏を冒せしが、寶永四年より松平姓

に復せり。石州濱田六万千石は天保七年より領せしなり。元より徳川氏の連枝なれば世の崇敬もたれならざりき。

松井の松平は、松井左近忠次を以て祖とす。この忠次と云へるは、後に松平周防守康親と云ひし人なり。三河國東條の家人松井金四郎の男なりと云ふ。其家の執事となり、幼主龜千代丸に仕へたり。永祿四年には石ヶ瀬に戦ひ、同五年には西郷の城を攻め、同六年には吉良義昭と戦かひて東條の城を落したり、元龜元年には姉川の合戦に烈敷闘ひて弓手の腕を鞍の前端に射付けられ、其矢を從者にぬかせて當の敵を射殺し、味方ヶ原、長篠、高天神處々の戦争に功あらざることなし。特に西郷の城を攻めて今川隨一の家人鶴殿長助の二人の子を生捕り、爲に今川へ質となりし三郎信康と交還することを得しが如きは、徳川家に於て功の尤も大なるものなり。其時に東條の城を興へ、姓名をも改めて松平と稱し、周防守康親と云ひしなりと云ふ。

天正四年松平甚太郎宗忠(幼名龜千代丸)と周防守康親に駿河國山東の地を興へ、其半をば今川氏興に與へ、周防守に今川の家政を司らしめたりとぞ。天正十一年に至り播州にて二万千百貫を領し

たり。此年周防守康親は六十三歳にて卒し、嫡子康重家を嗣ぎぬ。康重も亦た父に劣らぬ誠實の士なり、小田原陣、關ヶ原の役には功あり、叙爵して周防守に任じ常陸國笠間の城にて三万石を領したり。慶長十三年丹波國笹山に移り、五万石になさる、後に和泉國岸和田の城に移る。寛永三年八月從四位下に昇叙し、同十七年六月七十三歳にて卒しぬ。

遠祖は六條判官爲義にて、松井冠者維義の末なりと傳ふれども、家聲を退きしは全く忠次の力なり。忠次の康親が如きは忠貞の家宰と云ひつ可きなり。

宮津の本莊氏も亦た松平姓を名乗りしは寛永二年の頃よりなり。この家は素と京都堂上家の諸大夫なりと云ふ。北小路太郎兵衛宗正の女の玉と云へる者、六條宰相有純卿の姫君に從ひて江戸城に來り、將軍家光の寵を得て孕めるあり、即徳川五代の將軍綱吉なり。たま女は後に從一位に叙せられ桂昌院と稱して世に國母と仰がれし人なり。元祿の盛時に寺院を建築し、殺生禁制の令を下し、が如きは、多くは桂昌院の佛法信仰の厚きより出でしことよりなりと言ひ傳ふ。本莊因幡守宗資は桂昌院尼公の弟なり。天稟極めて篤實なり、常憲公の寵遇を得たれども、地位の高きに從ひて身ますく卑し、他

の俗吏輩が媚を呈して、新邸を建築することを勸むれば之を斥け、新恩の檢地を寛ふせむと爲せば、これを戒しめ毫も私することなく、奢美の代に在り、外戚の重きに居りて朴實に世をばりし人なりとぞ。噴々たる名聲の聞ゆることばなきも、富貴の魔縁にさそはれ易き地に立ちて清廉の人と云はれしは、寧ろ名聲の大なるよりも大なりと云つ可きなり。

貞享五年に家祿五千石を興へられてより、次第に累進して七万石を領するに至れり。この家近時は老中職に任ぜられたる者多し。家の紋に大根のフツ違ひあり、黒田家の黒餅、眞田家の六連銭など、同じく珍奇かなる家紋の一なりき。

桂昌院殿の廟は芝増上寺の七代將軍有章院殿、九代將軍惇信院殿の廟所と、六代將軍文昭院殿の廟所の間にあり、七代將軍の生母月光院殿と廟所を同じふし、月の御廟、桂の御廟と仰がれしなり。

桂昌尼公は前にも記載し如く、奉佛の念あつく伽藍を建立せしことも多し。殊に名高きは城東の護持院、音羽の護國寺、又は山城洛西の旗の尾のごときあり。こゝには芝増上寺の事をあげて幕府祈願寺の如何に盛むなりしかを知らしめむ。桂昌院の廟の在る所なれば、以て尼公の盛事をも推し計るの便ともなりぬ可し。

増上寺は開運録云、天正十八年に關東八ヶ國の管領と成せられ、既に其秋八月改めて江戸城へ御

入部なりければ、老若男女群集し御入部の躰を拜見す。其頃増上寺の境地は今の龍の口の東に有
當寺往古は貝塚の地今趣町貝塚に有て光明寺と云 眞言宗なり後小松院の草創なり後に了義上人(傳通院三日
月上人の事なり)の時三蘇山増上寺と號し淨土宗に改天正十八年日比谷邊に移る慶長三年今の芝に移る

其時の現住は源譽存應和尚とて開山西譽上人第十二世の住持なり。御入部の儀式を見奉らんと門
に出、然るに公は馬上にて寺の門前御通ありけるが、不思議や御馬立返りて進み得ず、公左右を
顧給ふに一僧寺の門前に侍りぬ。御近習に仰付られあれなる出家はいかなる僧ぞ尋よとの給ふ、
則某を尋ね問ければ、寺は淨土宗某の名は存應と答へ給ふに、御近習いまだ其由を申さるに公は
馬上にて御聞あり、さては感譽寺大樹の弟子存應かと仰らる和尚あつと答給ふ然らば寺へ立寄んと
増上寺に御入有。

公の仰に、某一人明朝此寺にて齋所望すべし細菜はかならず御無用なりとの給ひ御立あり。御約束
違ひ給はず翌朝御入有、和尚悦喜不斜則魚菜の御齋を奉らる。儲公被仰けるは、今朝齋を所望
申事別儀にあらず、大將たゞん者菩提所なきは死を忘るゝに似たり、勿論先祖代々の菩提所は三
州大樹寺なり。某當所にての菩提所は貴寺を願入師檀の契約致さんためなりと、和尚落涙して諸
奉る、十念を御拜受有て御歸城あり。後増上寺を櫻田平川口に移し給ひしが、御城の要地這れり
とて又程なく慶長三年今の芝濱の西に御引移しなり、慶長五年關ヶ原御凱旋の後、彌陀四十八願の

第十八の願を王本願と申、則十八公也、松平の松も則十八公の故あるより關東十八ヶ寺に學席を
定め、十八檀林とし智恩院増上寺を親王寺と定め、住持の氏高官下官を論ぜず、親王と對度乘輿
の支闕まで諸事格式全たく親王の會釋に准すべしと仰せ下され増上寺の住持乘輿座等大權現御定の通り近
仰付登城の時凡僧の身悉ありさて
中書にて下乘是より例となること

同十五日存應和尚國師と成給ふ。元和二年四月十七日駿府の城にて御他界、御平生の御約束なれ
ば、國師駿府へ御越御導師あり、則久能山へ葬送奉る。御中陰の追善も増上寺にて執行あり、百
ヶ日の間一万部の讀經品々の御法事あり、御法號を
安國院殿一品蓮社崇譽道和大居士と申奉りければ、堂の後に靈廟を御立 安國殿と號し 家康公
の御肖像を安置し給ふとみえたり。寛永十一年五月廿二日増上寺貞譽上人隨波へ下さる御寄附狀
に、

増上寺領武藏國荏原郡築豊島四郡の内所々舊領千石新增四千石都合五千石事前住持の時令寄附訖
今度所支配者

台徳院殿 崇源院殿御供料常燈料年中行事料供僧番僧掃除料其外方丈料寺僧料 安國殿御料未相
定候上は院内山林竹木永代不可有相違者長日勤行供物香花無怠慢可抽佛法興隆精誠之狀如件

當寺へ御葬送の後はじめて寛永九年正月廿六日

台廟御尊體御埋葬 御靈屋御廟立 勅額 是より寛永二年 崇源院殿 台廟御靈所増上 寺へ御埋葬なり

正徳二年十一月三日昭廟御尊骸御埋葬 御靈屋御廟立 勅額 享保元年五月十五日

章廟御尊骸御埋葬 御靈屋御廟立 寶曆十一年七月十日

惇廟御尊骸御埋葬 御廟立

御靈屋は幸廟御合殿

勅額は文化十四年二月廿六日京都より下向あり 仙洞兼仁殿筆

第十二 加納

○藤原久利 加納平右衛門

久通 遠江守

久堅 大和守

久徹 備中守

子爵加納久宣(一ノ宮藩)

加納氏は紀伊家に仕へし家なり。八代將軍吉宗が紀州家より入りて、徳川の大統を嗣ぎし頃に、加納久通は召されて直參の旗下の士となり、遠江守に叙せられ、君側に在りて忠誠の譽ありし人なり。然るに其領知やうやく一万石の小藩なるは、將軍吉宗の賢なる、猥りに支藩の舊臣を召すことなく、呼ぶことあるも容易に封祿を加増することなし。故に加納氏のごときも終に小藩主を以てをばりしなりとかや。

加納久通が仕へ奉つりし、賢君八代の將軍吉宗の將軍職に就きし宣下の當時の式をかゝげて、如何に將軍宣下の式の嚴肅なりしかを示す可し。規式中の二三の事を預じり解きあかむ。

將軍宣下 德川代々の君主が朝廷より將軍職に就くことを命ぜらるゝ事なり。其官職の名は正二位右大臣、右近衛大將、征夷大將軍、淳和昇學兩院別當源氏長者と云ふなり。昇進して従一位太政大臣になされしもあり。

今日の位階官制を以て考ふれば、正二位の内閣の大臣を本官とし兼るに陸軍の大將、學習院長、華族の第一部長と見る可きものなれど、當時は大臣も大將も別當も一種の爵位の名となりしことなれば、只武家の極官、源氏の最上位と見れば可なり。

黒書院 白黒の二書院あり、大禮を執行する表座敷なり。

法宣使女院使 仙洞御所と女院よりの御使なり。

覽箱 覽箱とも書す宣旨を入るゝ箱なり、東鑑には三浦荒次郎義澄覽箱を受くるなど云ふ文あり、鎌倉以後の慣例より來りしものなり。

このみはと筆をといむ。

將軍宣下 規式之次第享保申年八月十三日

- 一 御黒書院 出御御先立御裾御太刀 御劔 御上段御着座

右出御御衣紋之御規式務之士御門兵部少輔
右出座御身固之御規式務之壬生官務

- 一 正二位權大納言御立起 宣旨老中持出之備御前上覽相濟若年寄大久保長門守納之御白書院 出御御膳御太刀御劔 御着座

水戸中納言殿 尾張中納言殿 紀伊中將殿

右順々被出座老中披露之直々御右之方に着座老中御取合申上ル松平加賀守右出座之次第同前松平肥後守松平讃岐守松平下總守松平大膳太夫右出座
御目見老中披露之御取合申上る

- 一 大廣間 出御御先立御膳御太刀御劔 御上段御着座

松平肥後守 松平讃岐守 松平下總守 松平大膳太夫右西之御縁に着座在之
勅使 徳大寺右大將 庭田前大納言

法宣使 東園前中納言

女院使 蘭宰相

右壹人宛出座御中段左右に着座

- 一 告使山科出雲守於庭上向御前御昇進之二聲呼而退去
- 一 宣旨覽箱に入副司青木縫殿先御車寄御縁迄持參壬生官務相渡し官務迄覽箱持出之時高家中條對馬守御縁に出自請取之
- 一 宣旨備御前上覽之内對馬守は御下段に退罷在官務御縁退罷在
- 一 宣旨之次第征夷大將軍右近衛大將右馬寮御監淳和并學兩院別當源氏長者兩宣旨以上等通壹通宛上覽相濟而後御納戸構江長門守納之時對馬守出座覽箱取之砂金壹包箱に入西之御縁持出候時官務出向覽箱請取之頂戴之退去
- 一 宣旨覽箱に入副使司結城右衛門尉御車寄御縁まで持來候押小路權大外記へ相渡之權大外記縁通覽箱持出候時大友因幡守御縁に出自請取之
- 一 宣旨備御前上覽之内因幡守は御下段退罷在權大外記は御縁退罷在
- 一 宣旨之次第内大臣右近衛大將如元隨身兵仗平車兩宣旨以上五通右一通宛上覽相濟而後御納戸構江長門守納之因幡守出座覽箱取之西之御縁へ持出之松平對馬守に相渡對馬守請取之砂金壹包覽箱に入南之御縁に持出候時權大外記出向覽箱請取之頂戴之退去畢而勅使 院使退去

- 一 禁裏御太刀目錄御前に德大寺右大將參庭田同州御頂戴通而高家御床に納之法皇御太刀目錄御前へ東園持參之次第同前
- 一 女院黃金御前へ園持參御頂戴通而高家御床に納之右通而攝家方使者親王方使者圓覺寺宮使者條大政所使者鷹司使者右登人宛高家披露之次勾當内侍右進物高家披露之
- 一 德大寺右大將右於御中段自分くの御禮御太刀目錄高家披露之刻御左之方着産御太刀目錄御奏者番引之庭田前大納言右自分之御禮次第同前東園前中納言自分之御禮次第同前園相自分御禮次第同前右順々御座之御左右之方に着座此時老中罷出御取合申上る
- 一 高倉前中納言右於御下段自分之御禮御太刀目錄高家披露之不及着座退去御太刀目錄御奏者番引之士御門兵部太輔右御太刀目錄持參之於御下段御奏者番引之天生官務右御太刀目錄持參之於板椽御禮御奏者披露之則退去御太刀目錄兩番頭引之押小路太外記右御禮之次第同前相辨而
- 一 一條前大納言殿右御對顔之次第同前一條殿二條殿其外公家兼殿上之間迄退去
- 一 表向四品以上之面々一同に御下段に出座
- 一 御目見此節老中罷出何茂今日之御祝儀申上候旨言上之畢而順に退去通而御襖障子老中披之

御敷居際に立御諸大夫并役人寄合布衣以上之分且又法印法眼之醫師并居御見え老中披露之
一 吉田二位殿使者二條殿醫師一條殿醫師右板縁に而御目見御奏者番披露之此節攝家方親王御
門跡方之使者二條殿一條殿家來告使山科出雲守副使青木縫殿先結城右衛門尉兩傳奏之家來
樂人物代御冠師御烏帽子師御末廣師板縁に並居進物前に置之一同に平伏御奏者番披露之通
而

入御御襖障子閉之

一 重而御白書院 出御御先立御上段御着座

水戸中納言殿 尾張中納言殿 紀伊中將殿

右御對顔老中披露の今日の御祝儀被申上の旨老中言上之松平加賀守右出席次第同前

松平肥後守 松平讃岐守 松平下總守 松平大膳太夫

右一同に出座披露無之言上同前畢而入御

一 殿上之間老中罷出公家衆退去此節板縁迄迎之

一 御上家並出仕之面々退出

(寫本より抄出す)

かゝる嚴肅なる式を以て、將軍は職に就きしなり、以て徳川氏の盛時を推し知る可し。

附記

上杉氏の容史を記して、感は武田信玄の事におよびぬ。武田氏の事跡をこゝに掲載む、紙數に限あり、舊稿の一篇を以て聊か信玄入道に對する、我が情をあらはすのみ。

信玄野田城に笛聲を聞く

武田信玄は圓頂方袍の人なりき、其父信虎を駿河の今川と喫し合せて國外に追ひ出だせし人なりき、渠常に云へらく論語は頭痛の書なりと、假令其事實をして妄ならしむるとも、半夜孤灯の下に坐し孤雁天邊に哀叫する時其父信虎が客旅にありて今はいかに在ますかと思ひ出でんには坐ろに暗涙の襟を濕すことありしならめ、論語を人に教ふるは可し自ら反省するは渠の好まざる所なりしなる可し、然れども信玄は人中の龍虎なり渠は仁義を辨ぜず忠孝を蔑せし人に非ず、能く忠孝を用ひ仁義を説きし人なり、渠は天下の萬物を以て自己が功名の材料と爲し、眼中には仁義の大道なしと雖も能くこの大道に由りて功名の爲す可きを識りし人なり、天若し渠をして其壽を保たしめなば信長も秀吉も威を海内に震ふこと能はず天下は甲斐武士の勇武を謳歌するに至りしも計り難し。嗚呼信玄は霸王の才能を

有せしなり、將に將たる器を保ちしなり、渠は謙信の如く黃襖馬白布を以て面を裹み、大刀を抜きて大喝一聲敵陣に斬り入り電の如く雷の如く倏忽として來り倏忽として去り、夏雲の奇峯に閃めくが如き勇あるに非ず、怒ては海門を奪ふて入り、恐ては江を翻すと云ふが如き勢あるに非ず、快濶なる越後男子の謙信は板東武者の模範と仰ふがれたる鎌倉の權五郎の實に血統なりき。信玄は全く之に反し、韜畧機智に加ふるに陰險なる術數に富み、甲信二州の氣象の化身にして、不動如山、侵掠如火、其靜如林、其疾如風、其身即不動妙王の相を現はし金剛不壞の意思を涵み、念珠を操りて正邪を裁斷し朱衣の袖に縦横の計を包めり、寸土を獲れば之を堅ふし尺土を得れば之を固めたり、數年積蓄の兵威一朝機を會て駿遠に突出の口を設け、恰も噴火の盤石を塵粉し、洪水の堤を斫るが如く轟々と響き炎々と燃ゆ誰か其衝に當るを得んや。今川氏真は云ふに足らず徳川家康も三方ヶ原の一戦には三州武士の力なきとを示すに足れり。

信玄は今や五十三歳、曹操は赤壁の役に五十四歳兩雄五十有餘にして中原を定めんとす、何んぞ其膽の壯且大なるや、曹操が征南の日は渠が一世の時れ無雲にして槩を横たへて詩を賦するや杜牧が折戟沉沙鐵未消の怨を知らず、銅雀春深二喬を鎖すの希望ありしのみ。信玄も亦たこの遠征の日には大樹茂昭の密旨を受け、花浴に上りて天下に號令せんと欲し、かの慄慄無比の驍將謙信と暗に其成效を

期せしなり、前には信長家康の儕輩が蠢々爾として動くあるのみ、後には氏康民政が狐疑して小田原の内に眠るあるのみ、渠が眼底に一敵なし真に快男子愉快の秋。

驕盈極矣、亢龍の悔なからんや。野田城下の炮烟は渠が雄圖を雲消霧散せしめたりき噫！

松吹く風か水音か、颯々々々鳴り涼々と響き、をりしも月代燈々と照りわたり、野田城外は一望の廣寒宮。秋ならば虫の音いどく、面白く遠砧の斷續する音も征人の腸を斷たんとおぼゆるに、頃しも正月の冴えたる寒天なれば唯だ一面の鏡に映ずるは枯木の影、木立の關。をりく浮雲の覆ひかゝりて蒼空に龍の珠を争ふが如し、或は浮び或は沈み或は光り或は曇り、恰も群雄が覇業を互に争ひ挑むに似たり。甲州勢の常として軍律を守るに死を以てす、旌旗風に亂れず刀槍霜に輝めき虫の匍ふをも葉の戦ぐをも容さず。城丘をふりさけ見ればサスガ尾三の將士が守れる所なり聞として物音なく幽に巡守の木の音の響くと、鐙火の白く烟れるが蟠龍に似たる樹間に見ゆるのみ。

天地は修羅の巷に非ず、無爲恬淡の寂靜世界となりぬ、誰が月光に對して刃に劔らんや、誰がこの造化の美觀に對して進軍の令を下さんや、をりしも誰が家の玉笛か落梅の曲を吹き幽曉として城外に洩れ來りぬ。魔女サイレンが吹奏は聞く者をして其家郷を忘れ、終に恍惚として死するに至ると、音樂の美妙が人を感動して死生の二域を離れしむるも亦た同じ、豈にこの美妙てふ天地の愛に感動せし者

が粟散邊士の五國を争ひ夢幻泡沫の覇位を競ふ者あらんや、既に身は美妙てふ愛の中に没了せり、已に國土は美妙てふ愛の波に沈めり。

をりしも突如として駒の逸るを静めつゝ、一ト村茂る松の木蔭に来る者あり、夜眼には定かならざれど嚴然一個の僧なりき、首は圓頂なれども頬髯黒々と荒れ爛々たる眼光人を射るが如く身には色の衣をまどひ、燦爛として黄金の色四邊を照す佩刀を小童に持たせたり、又もや吹きいづる笛の音に馬上の人は眼を閉ぢ轡をひかえ、覺えず鞍の前輪を靜かに敲きて、身は將なるか敵なるか中原を席卷する望あるか無きか、味方とは誰れ敵とは誰れ、笛聲より發し來る愛の美妙は正に是れ狂言綺語も菩提の道。

人世は永く樂境の相を現すこと能はず。無情の惡鬼は愛の天地を蹂躪して城中より狙撃の砲聲を響かせたり。

敵なればとて笛の音に寄る可憐の老法師なるに。銃丸は馬上の人に適中せり、痛手なれども豪氣の信玄、小童に馬の口を執らせて營門の中に入りぬ。笛聲は又もや幽院と城外に響きわたれり。和するは松風と谷水の音。

信玄は奸雄の名を免かれ難しと雖も、渠が雅量には學ぶ可きこと多し、渠が新年の口號に曰く

淑氣未融春尙遲。霜辛雪苦豈言詩。此情愧被東風笑。吟斷江南梅一枝。

渠は實に美妙なる愛の犧牲となりぬ。

三百諸侯卷十終

萬國戰史第四編發刊廣告
松井柏軒君著 (十二月世)

英佛聯合征清戰史

全一冊洋裝 正價金拾八錢 郵稅六錢
英佛聯合軍が支那を征伐し北京城下の盟をなすしめし願末
なを詳叙し兩軍の道征隊組織、作戰方針等を掲げたる完全な
る戦史にして且つ據難の原因、外交の掛引、輿論の冷熱等
のにも細記しあり兵士以外には殆んど了解しがたき如きも
のにあらすや我軍の天を壓し北京に迫らんとす此の如きも
之を讀まば特に関りなき妙味を覺かん征清戦に注目する人
及び兵士等必讀の書なり

- 萬國戰史全部拾二巻毎月一回發兌洋裝
正價一冊(三百頁以上)拾八錢 六冊前金拾圓 全
部拾二冊前金拾圓九拾錢 郵稅一冊六錢
- 第一編 獨佛戰史 全
 - 第二編 清英鴉牙戰史 全
 - 第三編 拿破崙戰史 全
 - 第五編 露土戰史 全
 - 第六編 北米南北戰史 全

廿七年十二月新刊

支那北京市街圖

北京城頭我が日章旗の翻へる將に遠からざらん
最詳地圖は乃ち是なり添ふるに奉天、天津、旅順、芝
罘、北塘、鴨綠江口等の眞圖を以てす征清軍の動靜に
伴ふ要地は皆一目の中にあり

● 新版撰支那全圖 正價二十錢
● 新版撰支那全圖 正價二十錢
● 新版撰支那全圖 正價二十錢

衆議院議員補本正隆君序文
特命全權公使大島圭介君校閱
鈴木信仁君編纂 (既成)

朝鮮紀聞

征清軍の大主眼は朝鮮の獨立を扶くるにあり朝鮮の獨
立を扶くるには先づ其詳細なる事情を知らざる可らざ
本國の沿革の歴史地理制度風俗産業文學を首とし日韓
交通の沿革の歴史地理制度風俗産業文學を首とし日韓
事項の盡く網羅し悉く凡そ方今我國人の知るを要する
に便す朝鮮の事情を知らんとするには無比の良書也

例言

一 三百諸侯とは大數をあげて書名と爲ししものなり、白石の藩翰譜には三百三十七家あり、嘉永以後の武鑑に由れば本末二百五十三家あり、若し同姓末家等を除く時は全くは百二十二家なり。(明治以後は疑あり。)

系譜は諸祖と今日の華族の爵位氏名をわぐ、偶次其間に四五の名を掲ぐるは讀者の辨をはかるに
あるのみ。

遠祖は(六孫王、應神天皇の如く)疑がはしきものありと雖も、若し武鑑、華族名鑑等に從がふ。
疑行は諸書によりて異同あり、この書はたゞ其精神のある所に着眼して小話跡に潤飾せり。

絶家せし中重なる諸侯を悉く挿入せり、()を以て區別す。

疑行は諸祖のみは限りしに非ずと雖も、昇平二百年間は、事跡の觀る可きもの少きが故なり、且精
確の事を知り難きが爲なり(樂翁公等の如きは例外なりと雖も)。

一 この書全部十二巻なりと雖も、一巻は凡百二十頁餘の小冊子なり、百二十二家に配分つ時は一家
十二頁にだに至らず藩祖が偉業の一斑をも窺ふ能はず記實の少きは看官これを恕せよ。

例言



一 實名には同音異字なるもの多し、また其人によりては讀み慣れしものと雖も、其實誤認れるものあり、(石田三成は三成なるが如し)此篇にはなる可く正確なるものを選り。
一 舊藩地は諸侯によりて、風次所替を爲せし者あり、故にこの書は嘉永前後の武鑑に従がふ、明治以後の如きは取らず。

明治廿八年一月

著者識

三百諸侯卷十一目次

第一 南部

南部大膳大夫守行

家の紋鶴の事

一頁

南部大膳大夫信直

鷹の商人を使者と爲せし事

第二 立花

立花道雪

勇將なりし事

一四頁

道雪病死の時の事

立花飛驒守宗冬

幼少の時の事

居城の華麗を好まざる事

大坂城を攻むる時に良策ありし事

島津兵庫頭の虚に乗せざりし事

志賀太郎親次	岡の城を守りし事	四
大鹿劔助	十八歳の初陣の事	四
第三 米津		三八頁
米津淨真入道	十二度の鎗の事	四
第四 (天野)		四一頁
第五 市橋		四九頁
第六 土岐		五一頁
第七 井上		六〇頁
第八 永井		六四頁

永井右近大夫直勝	池田勝入齋を討し事	七
永井信濃守尙政	家臣坂和田の事	七
第九 土井		七一頁
土井大炊頭利勝	節約なりし事	八
天下泰平の要を論ぜし事		八
第十 遠山		八〇頁
第十一 大岡		八二頁
第十二 田沼		九四頁

附記
 屋代、加々爪、金森、桑山、水谷、大須賀、高力、坂崎

三百諸侯卷十一目次終

三百諸侯卷十一

第一 南部

戶川殘花著

●新羅三郎義光曾孫加賀見二郎遠光三男
南部三郎光行十一代

○源信長 南部伊豫守
從四位左少將 政行

守行 大膳大夫 號禰高
從三位 義政

安信 右馬助

信直 大膳大夫
從四位侍從 利直 信濃守

重直 山城守
從四位侍從 重信 大膳大夫
四品

行信 信濃守
四品

利剛 美濃守
從四位侍從 伯爵南部利恭(盛岡藩)

●南部信濃守利幹男

○源直政 遠江守

通信 遠江守

廣信 宮内
甲斐守

信順 遠江守

子爵南部利克(八戸藩)

●南部大膳大夫重信二男

○源政信 主税

信彌 主殿

信傳 主税

信譽 丹波守

子爵南部信方(七戸藩)

東北に名家ありしと雖も、甲斐源氏の嫡流にて家系の正しきは南部家なりき。元より僻地に割據せしことゆゑ、應仁以後の戦亂の世にも、鹿を中原に追ふこと能はず、爲に赫々たる武名を史上にあらは

ししことは稀なり。寧ろ鎌倉の末より足利の中葉に至れる頃を以て、世に赫々たる武勳を顯はししなり。

正慶年間には、未だ官軍に從はず、北條高時の爲に自害せし右馬頭義時と云ふ者ありしが、其子伊豫守信長、其子遠江守政行に至りては、足利殿に無二の忠誠を盡し、大膳大夫守行入道禪高に及びて、鎌倉の持氏の爲に力を致せしこと一ト方ならず、賞として陸奥の國司に補せられたりといふ。南部てふ氏は名は祖先加々美三郎遠光の三男光行が甲斐の南部に住せしより、とりて用ひしと云ひ傳ふ。抑も甲斐源氏と云ふは、新羅三郎義光の裔にして、武田、逸見、小笠原、加々見の諸家が、甲斐を分領せしなり。鎌倉の北條氏より、室町の足利氏の百有餘年の間に變遷して、武田のみ本國の甲斐にては盛むになり、逸見は巨屬し、小笠原は越後に追れ、加々美は南部と稱して北邊に去りしなり、さる故に南部氏は地利上より其家聲こそ揚らざれ、系譜より推す時は東北第一流の家と云ふも過賞にはあらざる可し。守行の嫡子南部庄司義政は、永享十一年鎌倉合戦に功あり、足利將軍義教より諱の義字を賜はり、黒母衣をゆるされたることありとぞ。當時は關東に出で、鎌倉へも伺候せしと見ゆれど、後には南部の地に引き籠り、全く上國の事には關せざりしことと覺ゆるなり。この義政より九代の裔に右馬允安信と云ふ人あり、男子五人あり、彦三郎晴政、石川左衛門佐高信、南遠江守長義、石龜紀

伊守信房、靱負秀範と云へり。嫡子晴政の子彦三郎晴繼夙く世を去り、嗣子なかりしかば、次男石川高信の子の信直が南部の家を嗣ぎたり、この九代の間戦争は隣國の小合戦、國中の騷亂のみなれど、南部は漸次に四方を切り靡け、數十万石の大名とはなりけり。されど信直が家を嗣ぎま頃は、津輕爲信、九戸政實等の勢力盛むにして、南部の家運は殆む危からむと見へしなり。時は天正も十八年となり、雪深き北陸こそ春信は未だ報され、都は既に豊臣の代の花の盛となり、此歳關白秀吉は小田原の北條を征伐せむと大軍を發せしなり。

南部信直も亦た小田原へ使者を遣り、二た心なき旨を通じ、秀吉が奥へ下向のあるや否や、信直は陣門に伺候し、津輕の領地を除きて本領を安堵せしとかや。北陸の地は此より風波の聲もあらざらめと思ひしに、翌十九年九戸、櫛引等の騷亂あり、南部の力のみを以て鎮壓すること能はず、早馬を以て關白に訴へたり、終に三好中納言秀次を上將軍と爲し、徳川家康、浦生氏郷の諸將奥に下り、九戸、櫛引は亡び爾來奥州に反亂を企つる者なかりき。當時津輕は既に關白より領地を安堵し、敢て事を好むの心なし、然るに九戸、櫛引等は主家南部よりも一時勢威を振ひしに、再び手を束ねて南部の命令に従はざるを得ず、従はむか誅伐はまぬかれ難し、南面して一小諸侯と爲らむか機會は既に去れり、遂に反逆と決して干戈を動かすに至りし事と覺ゆるなり。

大膳大夫信直は慶長四年十月齡五十四歳にて卒す。嫡子信濃守利直父の家を嗣ぎ南部の地十万石を領せり。慶長の上杉の亂には、最上義光の手に屬し、既に軍勢をば進めしに、家康は上方へ引き返し、戦敗れて討れたりとの風説のみ。さなきだに東奥の僻地に生長し、やゝもすれば戦をおこさむと爲す人民なれば、我先にと領地へ勢をまどめて歸りたり。果して南部領にも戦は發れり、慶長六年より七年にわたり、辛ふじて征服せり。同十九年の冬大坂亂には先陣して打て上りしが、元和の夏陣には、道路の阻りしが爲に軍にはあはざりしと云ふ。寛永九年五十七歳にて卒す。子孫奥州岩手郡盛岡二十万石を領したり。

分家あり、一ツは三戸郡八戸二万石を領し、一ツは定府にて一万千石の内分なりしが近時は七戸を領したり。

南部氏のことを考ふるに、前にも記載せしごとく、東北の名族なり、地もとより僻なれば羽翼を中州に伸すことの難きは詮方なし。足利の中葉以後、關東は兩上杉の權威の下にあり、常陸には佐竹氏あり、越後には長尾氏あり、本國甲斐には武田氏あり、駿河には今川氏あり、如何なる手腕ある者な

りとも、この間にたちて新に領地を占めらるゝものに非ず。南部氏は決然羽翼を收めて陸奥の僻隅に退ぞき、四方を開拓せしは決して尋常の武將にはあらず(假令國司に補せられし舊故ありしにもせよ)の如き、津輕氏の如き、徳川の代の頃は、南部家の家人に非ず、被官にあらずとの、正邪の議論喧然すしく今日より其確證を擧ぐることは、史家の採集す可き材料に乏しく、此の小冊子の判断し得らるゝことに非ずと雖も、(第一巻、六八を參看す可し)一時南部氏の勢威頗る盛大にして、津輕氏も亦た巨賍をとりしは明白なり。されば右馬亮安信の代は南部氏が威を北邊に震ひし時と云ふ可きなり。然して信直の時に至りては、事々皆な人後にちつる形勢とはなりぬ。津輕爲信は夙く關白秀吉に使者を送りて本領を安堵し、大浦氏を津輕と改めたり。信直は九戸等に領知を押領せられ、殘喘を孤城にあへぐ時なれば、關白の東征は知りたりと雖も、送る可き使者の任に適せし人さへもなく、一商人を家人と稱して、やうやくに小田原に土産を献じ其の本領を安堵せしなりと云ふ。徳川氏の代となりても、津輕は爲信の第三子信牧の爲に家康の女を娶りたり。近世に至りて領知高は十萬石席は大廣間に進みたり、之に反して南部信直は斯ゝる活潑なる世に所する策を施すことなく關白秀吉が東國下向の時より、徳川家康が關ヶ原の合戦の後に至るまで、内亂全く鎮靜せず、嫡子利直の代に世運とも治りたるものと云ふ可きか。故に南部信直は津輕爲信の如く、最上義光の如く韜畧の機智には富まざりしもの

のことと雖も、いはゆる家柄の君主にして、甚だしく徳川氏の歡心を迎ふることもなく、また徳川氏の覇業の妨碍ともならず、元より家系は國司に補せられ、足利の代に家聲を轟したる源氏の庶流なれば、一朝にして家國を興したるが如き諸侯とは同日の比に非ず。南部氏は家聲を墜さず、家系を汚さず二十萬石を穩かに領せしものと云ふ可し。

南部大膳大夫守行

家の紋鶴の事

大膳大夫守行は陸奥の國司に補せられ、ますく忠勤を勵みて關東公方の御威に預らばやと思ひたり。時に邊防の士は馬を走せて告げ來りぬ。曰く秋田城介は官物を押領し威を近國にふるひ其勢侮る可からず候。守行は赫然として怒を發し、我れ國司に補せられたる初にあたり、謀叛の奴輩うち捨ちきては、持氏公の御眼識にも違ひて云ひ甲斐なしと、大軍を發して進伐せり。

鎌倉にても御覺の目出度大膳大夫守行のことなれば、實に華麗なる軍裝なり。先づ旗蓋は南部の家の菱の紋を、鮮かに染しをば朝風に飄へし、次には逞しき馬の鹿毛、栗毛、月毛、薙毛、さまざまなる

- 丸のツ目。永樂錢。
- 十の字。藤の字。
- 戸の字。輪違。
- 庵。
- 裏錢。
- 矢の根。丸の字。
- 鳥居。無の字。
- 額。小の字。
- 山の字。
- 柵。
- 輪賣。兒の字。
- 羽團扇。笠。
- 不士の山。

五十三種

茲にあぐるよりも紋と稱するものは、世に多しと雖も、諸侯の記號は(洩れたるはある可し)以上の三種類なり。もとより形状は種々様々に變じ、丸の中なるあり、丸のなきあり、正形あり變状あり、獅子と牡丹の丸中にあるあり、竹に雀あり、特に今人の知らざるは本末にて同一の紋の形を少しく變ぜしめたり、假令ば尾紀水の徳川の三家の葵と、將軍家の葵と二ツ眼前に置きて熟視する時は、本末は更なり、末家も亦た互ひに少しづ、形状を變ぜしめたり。葵のごときは植物の葉なれば形状を異にするも、比較上容易なりと雖も、梅鉢の如き、九曜の星のごとき、輪廓を極めて少しく太くし細くし、或は少しく扁平になし直立になして區別を爲しなり。かゝる事は世運とにも消え失せて、誰も知らざることとなりぬ可し。紋は歴史上より種々の原由あり、もし一々に其事實を記載しなば面白き一部の書をなすに至る可し。又紋には定紋代紋の二種あり、定紋は戸主即ち殿様及嫡子の外は用ひず、他は次三男の用ひしものなり。熟く紋章の種類を考ふるに植物は動物よりも多く、動物は鷹の羽、

鶴こそ多けれど、他は一二の諸侯のみが用ひしなり。動物の少なきと、この夥多の紋の中に佛菩薩或は英雄君子の顔容のなきと、手足の模様なきは眼を着く可きことなり。靈怪なる鳥獸の外は、繪畫にも模様にも動物は重むせらるゝ事の少なかりしなり。好尚は花木に傾向きしもの、如し。又時服には大ひなる紋を染め出し、臣下もしくは他の臣下に與へ、恰も今の勳章の如く、儀式の席には其家の紋つけたる服を着して榮譽を爲しなり。服制の變遷は紋章の威も地に墜ちしものと云ふ可し。

南部大膳大夫信直

鷹商人を使者と爲し事

南部家は頗る非運のみ重なりぬ。彦三郎晴信は死し、嫡子晴繼も卒し。石川左衛門尉高信も討れたり。今は高信の子の信直が孤城に懸りて南部の家をさゝふるのみ。津輕は離れ、九戸、楯引は反き、時めきし世は夢となり、國中の事さへも聞かず、雪氷に閉され、敵に圍れ天下の形勢は知るによしなし。時に天正十八年の春となりぬ。都より鷹を求めむとて南部に下れる商人あり。問はず語りは上方の景説なり、よく聞けば細川は云ふまでもなし、三好も松永も昔話となりぬ。屋張の織田は本能寺

にて明智に討れ、その明智を退治せし羽柴筑前守秀吉は關白に歴のぼり、天下は既に泰平におもむく勢なり、四國の長曾我部も、九州の島津も關白様に従ひ、この春は小田原の北條を攻めむが爲に、三方四方より關東へ亂入するとの風聞に候なりと云ふなり。また風説には仇敵の津輕爲信も使者を遣りしどか、自上京せしどか、蘆名も松前も、伊達も關白に下りしと云ふ噂どりなり。信直を初として南部の君臣はヒタと呆れ、世は既に定りしや、さらば其の關白殿に仕へれば家あやうし、まして津輕等に先をこされては口惜しともく云はむ方なし、信直自身相撲に越き陣門にまいらでは叶ふまじ、されど今若し信直が當城を離れむには、敵急に押し寄せ來りて、此城落むは疑ひなし、如何に爲して南部の家の行末を計る可きかと案じたり。所詮信直は小田原へ上り難し、家臣の中をと云ふに、もどこれ南部の地より外には知らざる者多し、弓矢手挿み、馬に鞍置き、鎧を着し、兜の緒をみむることは、熱しに熱したることなれど、上下着て扇子を鳴らし、小脇指さして立居動作の優ならむは望み難し、まして土音の鼻にかゝりたる、上方の人々の笑をまねくことのみなる可しこれも亦た當惑なり、一座困じて見えにけり、時に其座にありし鷹商人は氣の毒どや思ひけむ、少し進み出で商人の身にて最と無禮なることには候へども、この清藏に御使者仰せ付けられなむには、御當家の御家人と名乗り、殿様の思召をば詳細に關白様へ申し上べく候、この儀は如何いと云ひ出でたり。一座の君

臣は大ひに悦び、清藏ぬしの使者となられむには此上なき便宜なり、本領安堵の御教書を下さる、様に依頼候と云ひつゝ、日を選みて南部を立せ、土産なればと究竟の逸物の馬をひきて参せたり。清藏は小田原にゆき南部大膳大夫が、當時の有様は殿下に従ひまひらす可き心は厚けれども、家人等の反逆の爲に道ふさがり止むを得ず、使者をまひらせたりと懇誠に演説せり。秀吉は信直の精神を聞き、神妙なり我が下向をもちて叛臣等に城落されざる様に爲す可しと答へられたりとぞ。後に關白の下向あり、信直はいそぎ陣門に参上し本領をば安堵せしどかや。鷹商人によりて都の様子を知りしなど、亂世の有様も見えて面白き話説とこそ云ふ可けれ。馬鹿の商人などが僻遠の地へも世の變遷を通信するなど、郵便法のなき時代は今より思へば不自由なる事と考ふるれど、當時は常として怪しまざりしなり。世界は廣くなれりとも、狭くなれりとも云ひつ可きなり。

第二 立花

○源鑑連 立花道雪
戸次丹後守

宗茂 飛騨守
號立齋 忠茂 從四位侍從

鑑虎 左近將監
從四位侍從

鑑寛 左近將監
伯爵立花寛治(柳川藩)

●高橋紹運二男種次男

○種長 和泉守

種明 主膳正

貫長 出雲守

種温 主膳正
子爵立花種恭(下手渡藩)

九州にて源家の庶流と聞こえしは、薩摩の島津と豊後の大友なり、與に頼朝の庶子より出でしものなりとぞ。立花は大友より分れし家なれば亦是れ源二位頼朝の裔なり。頼朝は大友四郎大夫の女を愛し

て一子を得たり、其子をば掃部頭藤原親能が養ひて己が子と爲せり、これを能直と稱す。九州に下りて鏡西の奉行職に任じ、以後大友姓を稱へしと覺ゆ。其子利根二郎親秀あり、親秀より四代の末に左近將監貞宗あり、男子二人ありき、長男をば左近將監貞載と云ひ、次男をば式部丞氏泰と云ふ。如何なる故かありけむ次男氏泰は大友の嫡家を嗣ぎ、嫡男貞載は出で、筑前の國にゆき立花家の祖となりぬ。この貞載は建武の頃足利方に屬し都の戦に功ありしと云ふ。貞載より八代の末に立花道雪あり。道雪の勇將なりしことは人の知る所なり。道雪に子なく高橋紹運入道の子を養ひて家を嗣がしむ、これを猛將立花飛騨守宗茂と云ふ、初は大友義統の統字を以て統虎と稱せり。道雪は天正十三年の夏、秋月、筑紫等と戦ひし時に、高良山の陣中にて病死せり。當時島津義久の勢威九州に振ひ、大友は日月に衰へゆき、城として落ちざるはなく、戦として敗れざるはなき有様なりしに、獨り立花の城のみは敵に落されざるのみならず、島津勢を破りて首數百級を斬りしと云ふ。實父紹運にも義父道雪にも恥ぢざる勇將と云ふ可きなり。關白秀吉九州を平けし時に、特に統虎の功を賞し、筑後國にて十二万石の領地を與たへ、左近將監となされぬ、名を改めて宗茂と稱せり。天正十六年に上洛す、秀吉は宗茂が佐々成政をたすけて肥後の騒亂を鎮靜めしを善みし、領地を與へむと欲し、四國九州の中にて關國を望む可しと云ふ。宗茂は領知の加増を辭し、位階を賜はらむことを求めたり、秀吉は甚く其高雅

なる精神を賞美し、奏して従四位下の侍従となしたり。當時秀吉は宗茂に肥後を興へむと爲したるに立花の家人等累代の地をはなることを願はず、故に關國を興へて加増せむと爲し、に、封土を願はずして位階を望む、宗茂が胸襟の磊々落落たるは眞に武士の理想と稱す可きなり。されば關白秀吉も常に立花宗茂と本多忠勝を以て東西の勇士と賞賛せしは宜なること、云ふ可し。

文祿の朝鮮征伐には小早川隆景とともに碧蹄館に戦ひ、驍名をあらはし、は天下の人の知る所なり、朝鮮の役に加藤肥州を除けば、立花左近將監宗茂と黒田甲斐守長政は尤も勇名を轟かしたる人々なり。かゝる義勇に富みし人なれば、勢力につきて向背はさだめず、慶長五年の秋の戦には大坂方に組し、伏見城を攻め落し、大津城をも圍みて力を盡せしが、關ヶ原の敗軍を聞き靜に兵を收めて本國に歸りぬ。鍋島直茂の勢の寄するがゆゑに、居城に籠りて戦ひしが、黒田孝高、加藤清正等の和解により、城を開きて加藤の勢にわたし、宗茂は徳川方に降り先づ手始めに、島津を討むと先陣に進みたり。義久入道も降りしかば宗茂は手を空しくして歸りしが、加藤、黒田等の申し解くにより、大坂方の加増の罪をゆるされ、所領は盡く没收されぬ。其後は肥後の高瀬に住し、江戸の高田の寶善寺などにも居りたりしが、もとより名ある勇將なれば、徳川家より召し出され、奥州の地にて二万石を領せしどかや。大坂の役には將軍秀忠に従ひたりとぞ。當時は將軍家御話衆十二人の一人となりき。

御話衆又は御夜話衆と云ふは皆老功拔群の將のみなり、恐らく老将を優對する爲に設たるものなる可し。時に寄りて變換はありたりと雖も、二代將軍秀忠の頃には、左の人々なりしと云ふ。

- 藤堂 和泉守 高虎
- 加藤 左馬助 嘉明
- 丹羽 五郎左衛門 長重
- 立花 左近將監 宗茂
- 青木 民部少輔 一重
- 谷 出羽守 衛友
- 戸川 肥後守 達安
- 三好 因幡守 某
- 朽木 牧齋 元綱

然れども宗茂の如きは、小封にて長く捨て置く可き者にあらず、元和六年八月に至りて本領を回復し、筑後國山門郡柳河にて十八万石に興へられたり。(近世は十一万九千六百石と武鑑にあり)當時より飛騨守と改め、年老て寛永十四年天草一揆に子息左近將監忠茂を具して出陣したり。寛永十九年十一

月七十六歳にて世を逝りぬ。

嫡子左近將監忠茂家を嗣ぐ、この人の代には世既に泰平となり、擧げて云ふ可きこともなし、正保年間佛蘭西船の肥前國硫黄ヶ島に來りしをば、他の西國の諸大名ともに入敷を出して檢分せしに、賊船にあらざりしゆゑ其地より追ひ拂ひしことありしのみなり。位階は從四位下侍從に進み、父の任を襲ぎ飛騨守と稱せり。この人の後には掲載可き事跡少なし。

分家あり近くは奥州伊達郡下手渡にて一万石を領せり（後に筑後國三池に移る）この家系は高橋紹運入道の次男同主膳正直次の後なり、即ち宗茂の弟にあたる。父紹運入道岩屋の城にて討死せし時、直次は幼にして生擒せられたりしが、關白秀吉の島津を征せし時、召し出だされ父紹運入道の功を賞し、三池にて知行を與へられたり。兄宗茂と與に朝鮮の役、伏見、大津の城攻には戦ひしが、兄宗茂領地を沒收せられし時に高橋直次も亦た所領を收められたり。其後僅に五千石の地を與へられたりしが、宗茂が本領柳川に再び封ぜらるゝにあたり、三池にて一万石を領したり。當時台命により平家高橋姓を改めて立花の源家となりぬ。直次は既に死し、嫡子種次の世より三池は領せしなりと云ふ。種次は

主膳正に任じたり。（高橋家のことは卷三、三九頁以下を見る可し）

大友の家は高家となり千石を領し、大友豊後守と稱せしが、今は子孫いかにしてありや知らず。九州の名族大友、龍造寺、筑紫、少貳は衰へ、秋月、高橋、立花、伊東、大村、有馬は家を保ち、島津氏と鍋島氏とは今も公侯の貴爵にあり、人誰か滄桑の感なきことあらざらむや。立花の家臣にて世に聞こざるは、十時氏なりき。

立花道雪

勇將なりし事

戦に臨むに輿に乗り、二尺七寸の刀を横たへ、種ヶ島の鐵砲を傍に置き、三尺餘の棍棒に腕貫をして片手に提げ、大刀腰に挿したる屈強の若侍百餘人を輿の左右にたて、大音に曳々堂々と聲をあげ、輿をたゝき、この輿敵の真中へかき入れよと叫びつゝ、少しく若侍の遲疑ときは輿の前後をたゝきて恥しむる者は誰ぞ。即ち立花道雪入道鑑連なり。道雪は若年の時に雷に足をうたれて、歩行するところかなはず常に輿に乗りて合戦に出でしなり。これをば例の音頭よと云ひて、敵も味方も道雪の音頭

に其勇武を賞せざる者はなかりき。

故に味方のすこし挫くことなどある時は、道雪は大の眼を睨と見張り、我を敵の中へ身き入れよ、汝等命の惜くあらむには先づ我を身き入れて後に逃ぐ可し、と叱咤するにぞ一人として怯弱なる者はあらず、三尺餘の大刀を抜き連れて例の若者百餘人が、渦巻く敵の真中へ會釋もなく切り入るにぞ、如何なる堅陣と雖も破らざることなく、道雪が輿に乗りて出づる時は戦として勝たざる事なし。

道雪はまた士卒を撫すること心に盡し、如何なる弱卒をも立花の家におけば、數年にして皆な強猛の士となりしとかや。四月朔日左兵衛と云ふ者は、性來臆病の士なりしが、後には五指を屈する勇士にかぞへらるゝ者となりしとぞ。又或若侍は道雪の寵愛する女に心を通はしたり、道雪は知るや識らずや捨て置きしに、他の士が或夜の徒然に問ふ語りに云ひつるは、東國にて其名は存じ候はねど、ある大將の愛せし女に心を通はす士あり、其侍を誅せられたりとかや、世には憂てき事も候ふものなりと云へば、道雪は阿羅々々と打ち笑ひ、若年者が色に迷ふは世に多きことなり、國の大法を犯せしにも非ず、一城の主、一國の君とも仰がるゝものは、假初の事にて人を殺すは、國の亂る基よど、更に取りあふ氣色もなし。かの若侍は道雪の雅量に恥ぢ、仁愛に感じ、この君こそ生命を捨て可けれど思ひ定めたり。後に鐘ヶ嶽の城を薩摩の大軍の攻め圍むことあり、道雪入道は例の音頭にて戦

ひしが、寄手は目にあまる大勢にて、手輿の兵も止を得ず城へ歸り入らむと爲すに、附け暮ひくる敵勢の強く、道雪は入りたれど城門を閉つる間暇なし。既にこの城は落ちむと見えぬ、かの若侍は戦の初より幾度となく返しては敵を突き崩し、戻りては敵を切り拂ひしが、かくと見るより大音に武士の討死すべきは、此處なるぞ、方々是にて討死なせば城は敵に奪はれじ、死ぬや人々と云ふまゝに、血に粘着る槍を横たへ城門の前にハット折り敷居たり。これを見るより同じく返し合する者三人、この四人の働きにて城門はからうじて閉られたり。閉てられし城門の外には突き切られ、切り裂れ鮮血に染りて倒れ伏したる武士四人あり、わけて目覺しく血戦せしは、かの若侍なりしとぞ。かく道雪は士の心を養ふこと尋常にあらず、道雪の常の言に士に弱き者はなし、士の弱きは全く將たる者の士氣を奨励せざるに由るなり、と云ひしが如く實に士を養ふに妙を得たる人なりしとぞ。武者ぶりの弱き者は、召し出して勝負は時の運とも云ふなり、武功の有無は一概に其人の力にあらず、剛の者にも武功のあらぬ日はあり、汝が弱からざるは我は能く知りぬ、明日にも合戦の候ふとも、振懸などして討死なすは、それは不忠と申すもの、この蹴足の道雪が年老ても敵の真中に坐し、少しもひるむ色なきは全く汝たちの力なり、など、懇ろに談ひ酒酌みかはし、流行の色甲冑など取り出して與へなす。かく大將にあつかはれては生命を捨てむと思はざる士はあらず。また少しく武士風の

よく見ゆるれば、あれ見たまへ、この道雪が見しに違はず候と云ひ、あの如く人々が心を合せらるゝは道雪は實に天の冥加にかなひ候者よと云ふ。又若侍が客などの前にて、心得違ひの事などあるか、こと更に其侍を呼び出し、田舎者の無骨は席上にてこそ可笑きことは候へども、戰場にては鎧とつて一番に進みゆくさまなど、諸君の御覽に入れ度こそ候なれ、鎧をかく搦へ、かく衝き入り候なると、道雪は小膝を立て、槍を取る真似など爲し一座を笑はすることあれど、諸君の中に其侍の面目を保たしめ、ますます士氣を勵すなど、皆士を養ふの道にあり、感涙を流して喜こびあひしとかや。

道雪病死の時の事

大友宗麟は島津義久と戦ふ可き將にあらす。今までは鬼神のごとく仰ぎ尊とみし人々も頃日は年々に諸大名の心の離れゆき、九州は島津の手に落ちぬ可く見えにけり。されども高橋紹運入道、立花道雪入道のごとき義を守るの人々は盛衰勝敗に由りて、其心を二つになさず、大友宗麟を助け島津義久をして意の如くに九州を横行せしめざりしは、全く高橋立花の力によりしなり。

天正十二年は秀吉が織田信雄、徳川家康と小牧長湫に戦ひ、既に畿内、南海、中國に威をふるひ北陸

の上杉とは和し、霸王と仰ぐ可き時運に至りしなり。されども九州にては未だ戦亂の最中なり、大友宗麟は兵を率ひて猫尾の城を圍み、道雪も紹運も出陣せり。秋月種實、筑紫廣門の兵は島津に組し、中々に手強し、立花、高橋の勢も頗る難儀の戦なりけれども、この合戦には勝ちたり、如何にせむ大友家の人望いよく、悪しく裏切り心替りの者のみなれば、立花、高橋兩將の力にも詮方なく、志はらくは高良山に陣し、武威を張りて四方を壓せしが、十二年は暮れ十三年となり高橋紹運入道は陣を赤司に轉じ、道雪入道は北野に移りぬ。天は大友の家を福利せず、道雪は寄る年波にや此頃より病にかへり、陣營にて夏より秋を送り、九月十一日七十二歳にて終りたり。遺言して曰く、吾死したらむには屍に甲冑を着せ、高良山の好己の岳に地をえらみ柳川の方へ向けて埋む可しと。死しても柳川をにらむで敵寄せ來らば、睨み殺さむと思ひしものならむ。もし此事に背かむには我が魂魄必ず祟をなす可しと云ひける。御遺言なればとて立花の家の名高き十時攝津守は柳川に返り、其旨を統虎に傳へたり、統虎は熟々思慮して曰く、父君の御遺言とは申しながら、統虎の身として御尸骸のみを高良山にさし置かむこと爲し難き事なり、疾く御歸城なさせまひらせよと答ふ。陣營にては斯くと聞けども、人々は容易に服せず、由井雪加は坐中に進み出で、若殿様の仰も決して無理なる次第に非ず、されども大殿の御遺言は特に重し、雪加は背き奉ることあたはず、先づ腹切て御供仕つり申す可しと云

ふ。由井大炊も亦た雪加御左に立ち候ば、某は御右に立ち申す可し、いや某も、何に某も遅れ奉つる可きやと、殉死せむと云ふもの夥多しくなりぬ。時に老臣原尻宮内少輔は人々の有様をば熟々に見わたり居りしが、かくては立花の御家の大事と思ひけむ、キツト容を改め、盟もするどく各方は名聞をのみ好まれ候や、この戦國に空しく殉死して御跡を嗣がせらるゝ統虎公の御爲を忘れられ候や、さほど殉死して御供するが大切に候ば、若殿にも御腹めされむこそ好けれ、と云ふに、一座や、白け悟りしか由井雪加先づ第一に色をあらため、原尻殿よくこそ云はれ候、雪加は若殿様の御意に従ひ、御棺の御供いたし柳川へ歸り申す可し、故殿の御怒強く御爵の候はむには、かく申す雪加の一族の上に榮り候べしとぞ答へける。これらの老臣の説諭により、諸臣が哀痛の情を感さめ九月廿四日に秋風に旗力なく靡かせて立花へこそ歸りけれ。

道雪は天正十三年の秋に病死し、高橋紹運入道は十四年の秋に居城岩屋にて討死したり。立花の家と高橋の血統は立花宗茂により嗣がれたりと雖も、大友の家は左右の腕ともたのむ可き兩將の死後は、淺間敷ことのみ多く、終に大友義統が朝鮮の役の臆したる舉動により、其家全く衰へ果たるなり。道雪の行狀を見るに、同情相憐の誠意を以て士を善く遇せしものと云ふ可し、人は死を惜む者と雖も、情の激する時、情の熾むる時には死は飴よりも甘きなり。勇士の死後は天堂か地獄かは知らずと雖

も、君の爲に戦ひて死せし者の幽魂は、たとひ修羅道にありて戦ふとも、身には苦痛を感ぜざる可し。君の爲に死せむと欲せし大決心の眼には、血は紅き蓮と匂ひ、亡骸は白き蓮の開くに似たるなり可し。情界の消息は庸人の識り得がたき所なり。道雪が身自由ならずして三軍の間に猛士を叱咤し、輿に坐して強敵を挫くは四肢の力にあらず、唯勇士等の情緒を手に束ねて左右するの力あればなり。

忘らるゝ時しなればあしたづの

思ひみだれてねをのみぞなく

するがなるたごのうら浦たゝぬ日は

あれども君をこひぬ日はなし

君臣の間にある、仁と云ひ忠と云ふも高傑なる戀情の外ならず。勇士、高僧、美人も各自其側面を異にして現れ出でたる世の大觀なり美觀なり。

立花飛驒守宗茂

幼少の時の事

雲つくととき大入道の立花道雪は膳に向ひて飯くひ居たり。宗茂も未だ其頃は九歳の童なり。膳にある鮎をむしりて小骨をとり舌うちしつゝ食ひつゝありしに、頭の上より破鐘聲、女のやうに骨をむしつて食ふ奴があるものか、首から食へ骨も食へ、立花の家を嗣ぐ可き者が肴の骨をむしつて食ふとは武士の爲す可き所業にあらず。あまりの聲の大なればアツト一時は驚きしが、童子なれども宗茂も高橋紹運入道の子なり、涙を呑みこみ鮎を首よりモリ〜と噛み碎きて食ひたりとぞ。

* * * * *

秋の末野の景色なり、小鷹狩の歸るさか、道雪は宗茂と、山路をどほりしに栗の売あびたしく道にあり、もとより戦國の代の大名なれば、後の世の田舎侍よりも何事も荒々し。宗茂は中貫を穿きしか既足なりしか、さすがに少年の足の裏は和かしクサト栗の刺をたてたり。傍にありし由井雪加と云

ふ侍に、これぬけと足ふみ出せしに雪加も聞ゆる荒者なり、遠慮なくグイ〜と揉みて、栗の刺を押し出したり。宗茂は其痛踏み立し時より甚だしく、泣き出だしたき程なるに、父は前に在り、家人はあたり居れり、ウント齒噛して油汗の流るゝを堪え忍びしとかや。後年に至りて此話を爲し、其時ほど苦しきことはなかりしと云はれしとぞ。宗茂が十三歳の時なり。

* * * * *

天正四年の春の花なるか、秋の紅葉なりしか、宗茂は漸くに八歳の童なり。侍の肩に負れて、其處此處と見物してありしに、スワ刃傷よ、喧嘩よと其騒動一ト方ならず、東に走り西に馳せ、人波をうつて崩れ立ちたり。早や見る中に斬られし者が、鮮血したらしつゝ逃ぐるあり、切りし者が白刃提げて追ひゆくあり、踏まるゝ人、倒るゝ女、周章云はむ方なし。宗茂を負ひし侍も若君に怪我あらせしと、急ぎ其所を立ち去らむと爲すに、宗茂は少しも驚く氣色なく、今日の見物は是にてをばりしかと問ふ。侍は否、御覽の如くに喧嘩のあこり斬られし者も候と云ふ。宗茂は打ち笑ひ、祖父が周章やうの可笑さや、合手にあらざる我が所へ何しに警の來る可き、何か恐怖る事のあらむや、見物をすまざるしては歸るなど、動轉せし氣色なし。やがて騒動もをさまり、再び遊覽の諸人も歸り、宗

茂は一日見物して歸りしとぞ。
天稟と云ふことも、遺傳の尤けくあらはるゝも、詩文美術の上のみならず、勇將の子には勇將あり、宗茂の勇は一代を雄視せり、食牛の氣は既に卯角の時より見れしなり、大明に朝鮮に日本に武名を轟かし向かふ所前なかりしは又何むぞ怪まむや焉。

居城の華麗を好まざる事

宗茂は關ヶ原以後殆むと涙の身となりぬ。されど元より武勇等倫に超え、九州第一流の家系に屬する者なれば、本領柳川をば再び興へられたり。
今日は柳川へ御入部(大名の初めの國入りなり)の御祝儀なりと、上下さいめきわたりて最と賑はしく。宗茂も幼稚ころより朝夕馴れし庭の松、砌の石、昔戀しく彼方此方と見めぐり、一ト度は立花の家も薄らぎしに、再び結ぶ常世の果これも亦た立花、高橋の實父と祖父、道雪入道殿、紹運入道殿の尊靈の御導と不覺の涙に沈居たり。時に見小性の來るあり、佐賀の鍋島信濃守權御入に候と告ぐ。なに信州の來られしとぞ、宗茂はうち喜び盛大なる饗應して酒宴に日をばあくりたり。鍋島の歸りし後に、老臣立花壹岐は宗茂の前に出で、今日は御勞にてあらせらる可し、さりながら鍋島様も

特の外に御機嫌にて御歸りにあひなり候、壹岐つら〜御城の様を拜見いたし候に、先年御住居の節とは違ひ、暫時の間に斯くまで結構にあひなり、御殿は勿論、侍の小屋までも見苦しき所なく、御城の何となく煌々とおひなり候は、全く田中殿の(田中兵部少輔を云ふ、關ヶ原以後柳川を領せしなり)御世話のゆきといき候ゆゑと存じ候、今日の御客の如きも諸事見苦しき事なく相ひ濟み候も、田中殿の御普請に手を入れられ候故と奉存候と云ふ。宗茂は聞くより機嫌あしく、壹岐其方の考は間違にて候、城中の普請などに力を用ひ諸事廣大に仕つり候は悪敷事に候、住居の廣大になるに従ひ下の者は上に近づき難く、上下の情の次第に薄くあひなるものなり、侍の小屋なども實に小屋にて足れり、無益の普請沙汰は悪敷事なり。余が住居などはやはり昔のさばら聲にいたし、雨露さへ凌げは其にて満足に候、住居の見苦敷と、衣服の汚きと、侍の田舎者にて不骨なるとは如何程人に笑はれても、名を汚し家に疵つく者には無之候、せんたい田中兵部が普請などに心を用ひ候ゆゑに、大坂陣の節にも軍用に手支へ、人数も出し難く、終に其家の斷絶するに至りしなりと云ひければ、壹岐を初として老職の者みな感涙を流して悦びしとぞ。當時の城廓は山塞とも云ひつ可き、極めて龜造の構なり、江戸城さへも初は船板もて玄關の敷板となしなりと云ふ、安土、大坂、などは稀なる大普請にして、織田、豊臣の武威は城壁の高き、湊池の深き、殿舎の華麗とも輝やきしなり。されば立

花の柳川城の如きは恐らく今の山村の農家を見るが如き者なりしなる可し。近世にても大諸侯の家にては江戸の屋敷にある家臣の住居をば小屋と稱せしなり、以て昔日の質素なるを推て知る可し。田中兵部少輔は文治派の人、寺僧に命じて櫻を抜きて茶を植えよと云ひし者なり。(卷五、百十頁を見る可し)立花飛騨守は武門の中にもすぐれたる驍勇の人なり。其衣、其家、其食の趣なるを厭はず、刀槍の光り、弓砲の輝けるをば悦びしなり。田兵とは同日の人に非ず。

大坂城を攻むる時に良策ありし事

立花宗茂が驍將なりしことは云ふまでもなきことなれど、打物とりての舉動のみにはあらず、大軍を統御して勝敗を帷幕の裡に決する名將なりき。大坂夏陣の時に、將軍秀忠は宗茂を呼び、備立をば譲りたり。其時宗茂の答ふるやう、御本陣を天王寺茶臼山へ置せられむは、立齋(宗茂)は了見にあたはず候、私の愚考には大御所様御陣をば伏見におかせられ、御前には濱の少し此方へ御陣をたてられ折々御巡見に大坂へ御馬を向られ御下知ありて可然候。かく諫しが將軍父子は思ふ所やありけむ、本陣を茶臼山に定め、はたして七日の戦に旗本まで崩れ、一時の勢にては將軍父子をも討ち取り、落日を西山よりさしまねかむと爲すばかりに

見えたりしは、全く立齋の言の過たざるをあらはしたり。其時本多佐渡守は將軍秀忠に申すやう、立花の見しごとく御本陣の場所よろしからずと覺え候、御替にあひなりては如何あらむと云ふ、秀忠は其儀を入れず、かくまで取り詰たる陣場をば、今に及びて動かさむは味方の心を動搖させ、敵に利を與ふるなり、と泰然として更に動かさず。佐渡守は打ち案じやがて立花立齋使者を遣りて、將軍家には斯々の御意に候、如何いたす可く哉と問ふ。宗茂は答ふるやう、上様の御意頗る御尤どこぞ存するなれ、只今にては一町にても御陣は遠のけらるまじく候、大軍は大軍程少しの事にて人心の動搖し氣運のいたすものにて候、もし昨日の合戦に秀頼公の出馬あらむには當家の御大事と存じ候に、終に其様子なく、物の用に立ち候者は昨日既に討死いたし、今日となりては城中に居り候者にて討ち出でむと存ずれば昨日の如く殆んど大死となり候ゆゑ決して再び城を出で申すまじく、物の用にたぬは昨日の働を無用のごとく申し爲し是も亦た城を出づることは有之間敷候、此城は堀を埋め候とも中々にあなどり申し難き城にて候へども、今日となりては最早少しも恐るゝこと無之候と云ひおくりぬ。これ亦た的中し城は間もなく落ちたりけり。宗茂の如きは戦機を知るの良將と云ふ可し。秀忠も厚く宗茂を信じ、終に十五万石の地を奮領にて與へしなりと云ひ傳ふ。この人にして十五万石の上に達せざりしは家康が群雄を御するの道なるがゆゑなりとも云ふ。或は然あらむか。

島津兵庫頭の虚に乗ぜざる事

立花宗茂は關ヶ原の軍敗れしと聞く、西軍の再び爲す可からざるを知りぬ。靜に軍勢を收めて歸國の途にもむきたり。時に島津義久は關ヶ原より落ち來り、大阪より是も亦た本國をさして歸るさまなり。何處にてか立花の勢に近づきしことありき、當時立花は大津より引き揚げしなり、少しも軍勢を減ぜず、島津は戰場こそ美事に退きしなれ、苦戦は素より大苦戦、人數も痛く勞れ居たり。立花宗茂の實父高橋紹運は島津に討れしなれば、正しく父の仇、討ば此時と覺えぬ。立花の家人には、引き包むで討むと云ふもありけれど、宗茂は少しも應ぜず、父の仇を打つも時こそあれ、同じく石田治部の味方して軍に敗れし者ぞ、島津が小勢にて歸るゆゑ討たむと爲すは勇士のすべき事に非ず、と答へつゝ、伸びあがりて島津の勢を見れば、何となく用心の躰なり、宗茂は直ちに使者を遣り、左近將監に於ては昔の遺恨更にこれなく候、九州までの途中萬事に心を合せ申す可く候とぞ云はせける。義久は斯くと聞き、馬ひきとめ立花殿はさすが紹運、道雪兩入道殿の御血統に候、兵庫頭感心致し候定めし御歸國の後には、御籠城に候ふ可し、加勢の兵を御送り申す可しと云ひ、ともに九州へ安着せり。後に約のごとく一万の兵を柳川へ送りしが、此時既に宗茂は城を開きて徳川に降りし後日なりしとぞ。

島津家久が長曾我部の敗れし時に元親を追ざりしも、美談として世の賞賛する所なり、(卷四、二一頁)こゝに又義によりて父の仇を報はざる立花左近將監あり、九州の連壁と稱す可きなり。かゝる武將なれば、領知を收められし時、加藤清正は客人分として十二万石を贈むと云ひ、宗茂が來るを肯むざりしかば、家來を殘らず熊本へ移し、十二万石を配分して城下へ住はしめ、立花の侍の住みし所をば柳川小路と字するに至りしと云ふ。

足利の季世、織豊二氏の初は亂世と稱する暗黒の代なりと雖も、この暗黒の間に爛々たる光彩を雲際輝やかしめたるは、武士の胸間より發する義烈の白玉なりき。應仁以後の武士てふ小天地は敲くに金石の鏗爾たる響あるを覺ゆるなり。

天は其聲を激して武士てふ理想を鳴らしめしなり、歴史は時間と字する一大詩人の

詩集なり、李杜、人麿、貫之、ダンテ、ミルトン、シエクスピアの徒が吟ぜし詩よ

りも大の更に大なるものなり

志賀太郎親次

岡の城を守りし事

志賀太郎親次も亦た豊後の大友の家人なり。島津勢豊後に攻め入りし時、諸城皆先を争そひて降り、なかくしに防々可き勢なし、况んや主とたのむ大友には人望なく、人望のなきは時運にのみ歸す可からず、宗麟は到底大國に君たる人にはあらざりしなり。されど立花道雪の如き、高橋紹運の如き人ありき。この人々の外に志賀親次あり、或友は親次を諫めて曰く、名にしをふ陸軍は野山に充滿て目にあまる大軍なり、如何に御身が勇氣にほこらるゝとも、鋒先には當り難かる可し、今日の大友家の有様御身一人死せしめて寸補もあらざらむ、たい速に降られよと。親次は面の色を正しふし、御身は我が年來の友なれば、死ぬよ、討死せよと勧めらる可きに、なさけなくも勇士の義を捨てよと宣給ふものかな。抑々、主君の祿を受くる者は、身一身の上のみならず、妻子をも安く養ひしなり、老かのみならず事なき時には、威をも争ひ座をも論じながら、危しとて忠を忘れ節を改むるは人の道にあらざ、人は死す可き者なり、義は朽ちざるものなり、我が三寸の息の絶ざらむ限は、敵の泥足この城へ

踏みこますまじ、親次は唯だ死して君恩を九泉の下に報ずるばかりと心を決し候とぞ答へける。親次がこの義烈に感動し、與力する者凡六百餘、薩人と屢次戦ひて一步を譲らず、岡城をば全ふせしと加や。

大鹿劔助

十八歳の初陣に討死せし事

或時、大友勢は島津の領地に亂入し、到る處の民家を剽掠め狼籍いはむ方なし。時に大鹿劔助は十八歳の初陣なれば、兵としては、元より數ふるに足らず、軍議にも參するあたはず、明日の合戦を樂みつゝ幕外を徘徊しつゝありしが、味方の兵の亂暴は何とも云はむ方なき有様なり。覺えず嘆息して將驕れば兵破るゝと加や、若輩なりとも口をどちて居らむ時に非ずと、雄々敷も本營に立ち戻り家老某の前に出でたり、某は大鹿を見て、「劔助、何事ありて來りしぞ」と、鷹揚に尋ねれば、大鹿は少し激したる顔色にて、「餘の儀には候はず、味方の様子に敗北の兆有之候、よく御思案ありて可然候」「何、敗軍とぞ、謀叛人などのありと聞きしか」「否、諸隊に軍令の行きといかず、規律頗る亂れて候、

第一に諸侍、足輕が亂暴」と云ひもをばらぬに、某は醉顔ハツタト見開き、「無禮なるぞ、劔助若輩者が何を知らむ」と一喝して退けたり。もとより劔助は家老の一喝に驚く者にあらずれど、この醉狂奴に争さふも無益と思ひしか、苦笑の波を頬邊にたよはせ、「さな宣給ふな、劔助は明日戦死いたす可く候へども、貴殿は多分敗軍と同じく戰場を逃げ給ふて恥辱を未代に遺めらるゝなる可し、劔助は命が二ツあり候ならば一ツは残して笑ひ申す可きに」と、滿面血潮て拳を尻目になしツト其座を立ちさりたり。幕外に聽きてありし劔助の友は手に汗にぎりてありけるが、云ひ放ちて出で來るに、鎧の袖をひきとめ、「大鹿、何たることぞ、御家老に種々の雑言、如何なる證據のありて負け軍とは申すのだ」と、怒るも友を思ふの心の、劔助は亦も友に對ひて、「恐なる奴かな、陣中を見廻りて聞くがよし、侍が云ふをも恥る金銀衣服の話のみ、財寶に目をかけて亂取するは、逃る覺悟と見ゆるなり、合戦に勵む心は更になし、かく軍法の亂しども知す、軍勢を戒めむとはせず、かへつて我を罵るは云はむ方なき愚人なり、我は明日の戦に討死し長く不埒の下知は受けじ、劔助の言の當ると當らざるとは、明日の戦にあり」と毅然として答へたり。

はたせる哉、翌日の合戦は、大友勢散々に打ち敗られ、罵りし家老は汚なくも敵に背後を見せ、斥けられし大鹿劔助は花々敷戦ひて一步も去らず初陣に討死したり。この劔助の事は、この討死より外に

見る可き逸事もなしと雖も、前の親次と云ひ、後の劔助と云ひ、大友家にも末路に人ありしと示さむとて特に茲には掲載しなり。この二勇士の眞價は友に離れ長に反し五十年の生命を抛ち大友家の爲に忠を盡せし人々なり、讀者よ大厦の崩るゝ時は樞要の大臣は暗くして驕り、身邊の朋友は一日の偷安の計を爲すのみ、恐らくは家族もこの毒氣に感染し、其父、其子を醉しめむと爲すのみならむ。嗚呼、志賀親次は友の諫を斥けて孤城に墜り、大鹿劔助は長上と争ひて初陣に死せり、大友氏は士なきに非ず、立花家は實にこの烈士と肩を並べて立つのみならず、この勇士を率ひて大友氏の干城たりしなり、立花家を愈するに當り、大友氏の忠臣を記載するは、立花の光彩を輝やかしめむためのみ。

立花家は明治の初年にも柳川藩の勇名を轟かしたり、宗茂の未たるに恥ぢざる者と云ふ可し。藩臣には子爵曾我祐準氏あり。

第三 米津

○藤原勝政 米津左馬介

政信 小大夫 田政 勘兵衛

田盛 内藏助 政武 出羽守

政矩 小大夫

政懿 越中守 子爵米津政敏(長瀨藩)

米津はよねきつと讀むなり。藤原道隆公の裔なりと云ひ傳ふ、如何なる庶流なるかは定に知り難し。三州高橋庄を領せりと云ふ。嫡々の三河武士の家なり。小大夫政信の時より其名高し、政信は三方ヶ原の戦に先懸して討死したりと云ふ。嫡子田政は三方ヶ原、小牧、等の陣に従ひて功あり、慶長九年より江戸町奉行に任じ、寛永元年に六十二歳にて卒す。其子田盛は書院番頭、大番頭、大坂城番と歴任し、六十九歳にて死せしが、この人の世に家祿一万五千石に加増せられたり。近世は羽州村山郡長靜にて一万千石を領せり。

米津氏のごときは、世に赫々たる名聲なしと雖も、恐らくは家康、秀忠の馬前にたちて、骨を碎き身を粉にし人に知られず、世にあらはれざる力を盡しなれり。次に記載す淨真入道の事の如き、三河武士の驍勇なることの一斑を知るに足れり。三州武士も勇のみにして智の乏しきか、或は門地なきは現るゝに難くして、一隊の長又は一部の吏治に任じて終りし者も多し。唯だ其忠誠は上下貴賤を論ぜず三河武士の特色なりしなり。

米津淨真入道

十二度の鎗の事

安祥三郎清康は淨真入道を呼び出し、「ヤア、淨真、汝の壯年よりの勳功話を聽聞いたしたし、名ある鎗も多かりしならむ」と云へば、今は老衰ひて普通の入道なれど、昔は名にし負ふ米津藤藏と呼ばれし一個の武士、まかも三河武士中の錚々たる者、清康の前に畏まり、「淨真は斯と申す鎗も無之候へども、先づ鎗とも申す可きは十二度ばかり有之候、其中の八度は入道一人にて任りて候」と答ふれば、清康も其豪邁に殆んど感じ入り、なほも詳細に語れと云へば、淨真は恰も平家を語る聲音舉動もて、

何年の戦には何人を助け、何處の殿には誰と、もに敵を追ひ退けたりと、乘地になりて語り出づれば、清康を初とし若殿輩は笑壺に入りて哄笑きたり。傍に杉浦八郎五郎てふ者あり、米津殿、八郎五郎も承はり及びて候、入道には高橋細手にて、馬上より敵三騎を突き落されし事ありしよし、御當家に名譽の鎗も多く候へども、貴殿のごときは比類なく候」と、この馬上の鎗のみ賛賞して止まず、淨真は杉原の方をかへりみ、少し不満の顔色にて、「いや、左程の小事は幾度も候へし」と云ひしにぞ、一座黙して淨真入道の武勇に驚きし事ありしと云や。

平安朝、鎌倉時代は武士も公家の風あれば、花晨月夕かたる所の望と云ふは、位階或は馬鞍烏帽子直垂の嗜好なり。室町の代は其初こそ、鎌倉武士の風もありしが、應仁の以後は位階の望もたえ、烏帽子は戴く者なく、直垂も着るものなし、明ても暮ても武邊沙汰のみ。當時士人間に重むせられしは、一番鎗、一番首、先懸、殿、の功名の数なり、かの長坂が血槍の勳ありしより、後世に至るまで長坂血槍九郎とし云へば、八万騎の旗本中にて、其美名を慕ひ羨みしは叙任して何々の守と云ふよりも遙に増したる榮譽なりき。或人年老て後、若殿輩と武道の話をも爲せり、其時肩をぬきて肌をしめせしに胸、腹、腕、と向ふ疵のみ藤を編しごとくなりしとぞ、其創を指して合戦の有様をかたりしことありしと云ふ、如何に壯烈快絶の事に非ずや。

第四 (天野)

天野三郎兵衛康景が、駿州興國寺の城と、一万石の領地を棄て逐電せしは、三州武士の史傳に於て稀有なる事の一トツなり。抑々康景が累代の主君をふりすて何ゆゑに逐電せしかと云ふを尋ねるに、世に傳ふる所は康景が伐り蓄へし竹木をば、原田村の土民が盗しより起りしなり。この原田村と云ふは當時徳川家の御領と稱し、後世の天領なり、私領にあらざるが爲か、昔時より天領の農民は私領に對し驕傲の振舞の多きものなりき。されば原田の村民も天野の小大名なるを悔りしか、初こそは盗も爲つれ、後々には大勢にて押し寄せ來り公然竹木を盗み去ること數度なり。天野の足輕も、今は堪え難く刀をぬきて斬り拂ひたり。斬られて疵をかむりし者の一人代官井出甚之介に訴へ出で、天野の足輕と口論せしに、かく多勢にて疵を負はせたりと云ふ。代官井出は大に怒り、私領の者の分際として、御領の御百姓を獲に誅することやはある、其罪輕からず急ぎ下手人を召し出し、其方の爲にも報てとらせむと、使者を興國寺に送りて下手人を求む。硬直清康の三郎兵衛康景なれば、かくと聞くより憤激し、片言をのみ聽き給ふな、夜陰に來りて竹木を盗む者を斬り拂ひしとて何の科かある可き、假令御領の民なりとも盗みを爲れば盗人なり、况んや足輕は康景が番せよと遣り置きたる者なり、下手

人を出す可き法更になし。代官も理に屈せしか其後は云ひこす事もあらざりき。然るに此年二月の頃
 に家康が江戸より駿府へ歸るをり、かの疵を受けたる百姓は訴へ出でたり、家康は代官井出と天野三
 郎兵衛とを呼び、雙方の云ふ所を聞くに、天野は盗人なりと云ひ、斬られし者は口論なりと云ふ、疵
 を見れば背に五六ヶ所あり逃げしを切りしなりと云ふ。家康は熟慮と見て天野の方に理ありとは思ひ
 けれど、其日は糾問を延ばし他日判決ある可しとの事なり。其後本多上野介正純内命を含みて、康景
 の許に來りて曰く、斬られしは土民とは雖も、御領の民なり、貴殿狂げて下手人を出ださる可しと云
 ふ。康景は嚴然として、御内諭謹むで承まはり候、さりながら直を狂げて曲に従はむは三郎兵衛の本
 意にこれなく候、直を曲として誅さむよりは、三郎兵衛が罪かうむり候かたよろしかる可し、云ひ切
 りて上野介の言に應ぜず。天野康景は其時興國寺を出奔せり。
 今日よりは如何なる事情のありしかは知るに由なし、聊か揣摩り得べきは本多正純が父正信と、もに
 權威を負ひ、將軍家に寵せられ、文治派の領袖として武断派を壓せし痕跡なり。代官井出某が公領の
 威を以て私領の民を凌ぎ、非理をも理と爲さむとし下手人を求めしに、康景は敢て應ぜず、止を得ず
 途中に訴へさせしと雖も、家康も我が思ふ如くに裁断せず、終に上野介に頼りて公領の御威光を損す
 ると云ふを以て、理を非に枉げ己が預る所の原田の郷民の歎心を得むと爲ししならむ、上野介はまた

武人の凌々たる風骨に乏しく、必竟刀筆の吏たる人なれば、天野の如き老臣をば斯の一法案を以て屈
 伏せしめむと計りしにはあらざるか。天野康景は高力、本多等と、もに三奉行と仰がれしのみならず、
 實に徳川家の功臣なり、本多正信、同正純等が一朝寵遇を得て時めくを心裏には冷笑ふことなしとも
 云ひ難し、この本多正純が公儀の御威光と云ふ名を以て、己を壓せむと爲しければ勃然と憤怒を發し
 たり、然りと雖も争はし君の不明をあらはすなり、止む去るの道あるのみと、飄々然として興國寺城
 を退きしならめ、どちへんなしの天野三郎兵衛と童謡にも唱はれたる公平無私の康景は殆むど一生の
 心血を空しふして悔ざりき。舉世混濁にあらざと雖も、清士は慶長の世にありき、天野は利の爲に殉
 せず、名の爲に殉せず、一人の無縁をして公儀の權威の爲に害するに忍びず、万石の祿を抛ちて身を
 閻巷にかくしたり。白石も世にありがたき賢人と云ひしは宜なりけり。

この天野三郎兵衛康景は、藤原姓にして其遠祖は天野藤内遠景なりと云ふ。三河國の住人なり、父は
 甚左衛門尉と稱せり。康景未だ幼稚なる時、徳川廣忠は今川義元と結びて、叔父松平藏人信孝を討む
 と爲ししことあり、當時信孝は野心を抱き尾張の織田信秀と計り三河を奪むと爲す事ゆゑ、決して容
 易なる敵に非ず、廣忠は幼子竹千代を以て(家康)今川氏に質と爲せり。其道に欺かれて織田信秀に奪
 れ、竹千代は熱田の大宮司の家に閉ち籠められたり。當時康景は又五郎と云ひて年僅に十四歳なりき。

主の竹千代は六歳東西を辨せず、既に織田の軍勢に圍れ、主従は熱田の濱の松のト村ある所に立てるなり、打物とりては武き人々も餘りの事の相違に啞然として落の砂に佇立むのみ。又五郎は心さどくも一人の郎黨をよび、味方に内通せしものありと見へ、田原より御船に召され海上を駿河へと存せしに、船人は尾張へ御船を走せたり、今は書状を認む可き時にもあらず、爾は如何やうにしても忍びて三河へ歸り、この有様を殿へ言上し、父君にも申しあげよと耳暗きて人知れぬ間に三河へ落したり。かゝる時には、誰も狼狽するものなるに十四の少年にして、この考熟あるは元より普通の人にはあらざりけり。又五郎康景は數年の間、家康とにも憂き年月を囚虜となりて熱田に送り、再び今川家へ質として家康の赴きし時にも、又五郎は従ひたり。されば家康が未だ元康と稱し桶狭間の合戦に出でし時にも、馬前に立ちて働き、大高、鷲津、丸根の城を攻めしときにも、康景の高名數ふるにいとまなし。家康が三河を平定せし時に、康景は奉行職に任じたり、實に永祿八年二月なりき。この奉行と云ふは裁判の事、水利の事、租税の事、百般の事を預り知るの職なり、同僚に高力與左衛門清長、本多作左衛門重次あり。佛高力、鬼作左の慈悲、猛烈と伍して、どちへんなしの天野三郎兵衛と云はれ公平無私の政道をともしは此時なり。天正三年正月十七日の夜に、この康景が僕の女の夢に歌の上の句をよみしことあり、覺めて主の康景にかたる、康景大に悦喜び吉祥の夢なりとて、家康に申す、家

康も悦び廿日は鐘開の日なり、連歌ある可しと百韻の興行あり。其年の夏に長篠合戦あり大勝利を得しかば、徳川家の佳例となり正月廿日に連歌の會ありき、三代將軍家光が四月廿日に薨せしかば、正月十一日に改め近世までかはることなし。

康景は關ヶ原には關東に留まりしと云ふ。この人の武勳多かる可しと雖も尤も世に聞えたるは、幼時家康とにも熱田にありし事と、どちへんなしの奉行職の治績なり、恐らくは武人的政治に達し、細しき事は長所に非りしならめ。とにかくは三州武士中に特色ある人なりき。藤下に天野氏あり家系を見ざれば分明ならずと雖も、恐らくは、未裔なる可し。

徳川家の年中行事を見るに連歌の事あり、左の如し

正月十一日

御具足之餅御祝有之溜詰御譜代柳間衆之内布衣以上以下御役人詰合之面々餅御酒被下之
御吉例御連歌興行并御役替始御使番被仰付其外も轉役有之召人ものしめ半袴着

二月十六日

連歌師御暇拜領物同加席之者拜領物
又武鑑には

御連歌師

百石廿人扶持

里村昌同法眼

坂昌成法橋

坂昌功

瀬川昌澄

坂昌元

御連衆

御執壽阿曇育 土屋昌仙

菅原信教 山田織部通孝

鍋木鞆負豊貞 小泉大内藏勝倫

中村美濃光枝 日輪寺其阿上人

金子主馬貞起 坂昌久

連歌師は寺社奉行支配と稱し、政府の保護獎勵もありしなり。他に樂人衆、神道方、碁將碁所、古筆見等も同じ支配の下にありき、音樂、美術、詩、遊戯の古式を保護せしなり。樂人には東儀越中守、

山井左衛門尉、同近江守、東儀右兵衛尉、園左兵衛允、東儀將曹、辻土佐介、東儀玄蕃屬、多大和守等あり、八十石より五十石の現米を受け十五人扶持より十人扶持の手當あり。碁所は本因坊秀和は七十石十人扶持の祿を興へられ、將碁所の大橋宗桂は二十石十人扶持を興へられたり。前にも記載し如く、幕政の弊とも云ひつ可きは御威光の三字なりき。此事も御威光を損ず可からず、彼事も御威光を失なふ可からずと、一意に權勢を以し徳川氏の覇權を保たむと爲し、嫌なきに非ず、茲に御茶壺のことを掲載す。

年中行事

四月朔日

宇治御茶御用御數寄屋頭御暇

とあり、宇治より幕府へ納めしものなり。まかれども若し途中にて茶壺に行き逢ふ時は左の心得あり

一御茶壺行逢心得

右行逢の節は建場にては見合、自然野邊杯の節は乗物居置き御茶壺通り過ぎ候て罷通り候得共旅行差支に相成候間已來は片寄召連候者笠取罷通り候様に致度旨伺候處、右之通にて宜敷候へ共

道幅狭り候處へ或は山坂等にては乗物控候様、是亦乗掛駄荷等は場廣の所へ相控、右通行過罷り
通り候様致候事

將軍家の喫する料にもせよ、日光門主へ進上する品にもせよ、飲料の茶壺を運ぶに、天下の侯伯をし
て其通行を留むしむ、權勢も盛むなりと云ふ可し。かゝる事の因は上野介正純等が直を枉げても公領
の民を助け、私領の士を誅し、御威光を保むと爲せしに由るなり。天野の如きは稀有の武士と云ふ可
きのみ。

第五 市橋

○藤原長利市橋壹岐守

長勝 下總守

長政 下總守

政信 下總守

長和 下總守

子爵市橋長壽(仁正寺藩)

市橋氏は三條家の庶流の藤原姓なりと云ふ。代々美濃國池田郡市橋庄の地頭職なりしとぞ。壹岐守長
利に至りて織田信長に仕ふ。信長事ありし後、關白秀吉に仕へ、天正十三年三月七十三歳にて没せり、
この人いかなる武功ありしか歴史には多く見え、尤けき勳功もありしならめと雖も、恐らくは尾濃
の間の合戦の上なる可し。
市橋の家を興して、藩屏の列に入り二百年間諸侯と仰がれたるは、全く其子下總守長勝の力なりき。

抑々人の運命と云ふものは、常に動きて結果の麗しからざるもあり、恒に静にして成功の美なるもあり。熱々其人と爲りを見れば全く其人が養ひし勢力の潜し根機に、一朝境遇が適し來りしに外ならず、三百諸侯の祖先を考ふるに、山内氏の如きは最もこの例に適せしなり。市橋氏は山内氏の如き大諸侯となりしものには非ずと雖も、關ヶ原の大亂端なくも世に現るゝ縁となり、一時は四万石餘を領するに至りしなり。市橋長勝は家康に従ひ奥州に下りしが、上方に兵亂の起ると聞き、手勢僅に六百人を率ひ本國美濃に歸り今尾の城に立て籠りぬ。されど少勢の籠りしことゆゑ西軍にても心に留めず、東軍敗れば降人に出づるならむと、伊藤、丸毛の勢を藤川の前に備へて、強て城を攻めむとも爲す、長勝はあまりに心悪くや思ひけむ夜討して、寄手を散々に切り崩し、長福城をも奪ひ、桑名と大垣の間の道を塞ぎ、大垣の城下に入り番兵十七人の首を取りて徳川の本營に送れり。賞として二万石を與へられたりと云ふ。

大阪の兵あこりし時にも戦功多かりしとぞ。六十四歳にて天和六年に没し、甥の長政を以て嗣子としぬ。この長政は二代將軍秀忠に仕へ、大阪冬の陣にも君側に在つて功あほかりしとぞ、父の家を嗣ぎて後、近江國仁正寺の地に領知を移され、以後一万八千石を領して近世に至りぬ。長政が子の下總守政信に至り、所領を分ちて其子に譲り分家旗下にありき。

第六 土岐

○源定政 土岐山城守

定義 山城守

頼行 山城守

頼殷 伊豫守

定之 美濃守

子爵土岐頼知(沼田藩)

土岐氏は濃州の土岐の祖なりと云ふ。濃州の亂れし時に、土岐頼藝は齋藤道三の爲に亡ぼされ、本支の家皆東西に散亂せり。この土岐家も當時の人を山城守定明と稱しぬ。定明は實に土岐左衛門尉光信が後胤、同伯耆守頼貞より十一代の孫なりとぞ。この人の子に定政あり、既に父定明は累代の所領に放れ、天文廿一年の頃に戦死しければ、母方の舅三州額田郡の住人菅沼常陸介の家にて人となりぬ。幼名は愛菊丸と稱せしとかや。十四歳より徳川家康に仕へ、母方の姓を冒し菅沼藤藏と稱せり、三方ヶ原、小牧の戦等に拔群の功あり。其家系こそ美濃の名流なれど、藤藏に至りては徳川譜代の三州武士に異なることなし。三方ヶ原にて苦戦の時に傍輩大久保新十郎を己が馬の後鞍に乘せて歸り、或は敵を打ちて味方の首を取り返したるが如きは尤も有名なる武功なりと云ふ。

この大久保新十郎が土岐定政に助けられしは、大久保の記を案ずれば新十郎に馬を與へしは小栗忠藏なりとあり、されど菅沼藤藏と三宅彌次兵衛は騎馬にて従ひたりとあれば、小栗が馬を與へざる時、新十郎は菅沼の後鞍に乗りしか、戦記には斯る事のみ多く、異名にして同人の事もあり、一つの逸事に二人の名あるあり、若し批評辨折の門に歩を入る時は、諸家の肥録さへも殆んど信憑するに足るもの少なし、浩歎の餘り、史傳は盡く謬誤を以て充されたりと云ふに至ることあり、家系、逸事、年月、地名、實名、紛として殆んど糾合するに苦しみ、恰も草萊の間を歩むに似たる感あり。菅沼の馬を記載して史傳を編するの難を看客に訴ふ。

菅沼藤藏は文祿年間に叙爵し、土岐山城守と本姓に改めたり、慶長二年に卒す。嫡子定義家を嗣ぎ、大番頭となり、高槻城にて二萬石を領し、山城守に任じたり。

定義の曾孫丹後守頼稔の時より上州利根郡沼田三萬五千石を領したり。

この土岐氏の外に高家にも旗本にも土岐姓あり、皆な濃州の源氏の流なりと云ふ。

土岐の庶流にて世に最も知られたるは、かの明智日向守光秀なり、記者嘗て光秀が零落して夫婦羈旅の寒に苦しみし有様を小話に叙せしことあり、土岐氏の後に附記す

照子の黒髪

賑ふ花の室津と云へども、花の三月と冬枯三月の差別はありけり。冬は北廻りの船も來らず、博多より唐物積みし帆影も見えず、をりく賑はしき絲竹の音はすれども、別所の若侍や、近郷の太郎作や次郎造の大遊興、百匁の銀も一度に散らすとはなく。室津の遊君も客がなければ物干の松と同様、大夫の位も塵にまみれては價値も何もなし。破戸場より一丁計り行きし處に、表の障子に諸國商人宿と筆黒々と書せし家あり。その頃は戦國の代にて僅か四五里の往來もなかなか容易なることとに非ず。汽笛一聲函嶺の雲を破りて驛夫の聲に夢を攪せば、京の六條の珠數屋町も程遠からぬ七條の駐車場に着すと云ふが如きは夢にも見ざる章歌天話なり。かゝる時なれどさすがに港は日本の商權を左右する所なればにや、左界、博多とこの室の津は殆んど鼎立の勢にて矢叫びも玉音もまづは達せぬ所なり、去れば商人宿と稱ふる家も軒を並べて賑はしく、多くは船路の客のみなれど中には諸國を漫遊する連歌師武者修行なども泊れりとかや。

其の中に枯梗屋源兵衛と稱ふる旅店あり、今日は十月初の亥の日、主人は巨燧開きの吉日とて客間客間を疊屋とにもに見廻はりて後、雪隠の近く臺所より烟りの舞ひ込む部屋に障子開けて入りぬ、

この部屋は四疊半なれど、一疊は雨漏りに腐り爲に正味は三疊半の座敷なり、旅宿とは云へど自炊の武士が夫婦の客、坐敷代を銀何匁と定めて借り受け長が滞留の瘦浪人、素町人にも辭禮正しく、前は何やら聽え難けれど「實は三木の御城主別所様へ三百貫にてお抱へに相なる筈、儲なる人の紹介にて當春罷り下りし所、をり悪しくも備前の浮田と戦争の風説最中、さなくとも浪人は嫌疑の多き時節柄、友人も心配は致し呉ましたが、今日に至るまで何分にも運ばず、右の始末にて御主人へも、つひく坐敷代滞納」と後は口籠聞えず、亭主の聲らしく「毎度、はや三百貫三百貫との御話で御座りますが、ねーもし御浪人、いやさ十兵衛さん、弓馬槍劔の何ん彼んど泰平樂を播き散らす人は多くありますかね、三百貫はさておき一年も半年も座敷をふさぎて、盡頭極處が草鞋錢の合力、旅宿屋も行きたちませんぜ、何さ彼方たでは有りませんが」又も浪人の聲らしく「御主人、御主人、武士に、武士に、あまりの過、過言」「何んですテ、過言ですテ、過言でせうヨ、米屋の米も味噌屋の味噌も憚りながらこの源兵衛の面で浪人風情の人達に貸す人があるんですぜ、下げ針を錢炮で撃つ雲氣を觀て戦の勝敗を知ると平常から自慢を云つたからって、土岐源氏の明智十兵衛源朝臣光秀様と御書きなさりまして、御奉行様から旅人御取り調の時外には、明地一ト坪も御所領遊ばされませんでは、姓名の長いのは莖の足しにもならないと、私では有りませんよ、他の人がサ、申

しますとサ、(鼻先で)「ソ」こんどは女の聲にて「宿が、平生の短氣つひつひ失禮を申し上げました、今も御話いたしましたが、全く別所様へお抱の見込が違れ、源兵衛さん實の所が身の振り片なく一ト日一ト日と送りまして、汝にも種ひ御心配を掛けました、少し山口の毛利様の方に心當りも御座ひます故、モウ五日程この坐敷にお置き下されまし、宿が如何様に申しませうとも私の身に引き受けて御損失はあひ掛けませんヨ、源兵衛さん」障子に映る影を見れば、十兵衛の妻照子らしき女の温順なる聲に從つて旅宿の主人らしき者の首は漸々に低くなり、柔能く強を制せしもの、如し。亭主は五日間の猶豫を興へて、疊ざはり荒々しく其部屋を出でぬ。亭主の怒るも道理なきには非ず大の男と、妙齡の女、初の二月三月は少の貯蓄もありしが後には永樂錢の一文もなき浪人夫婦となりしなり、古の世は今の世どかはり、一ヶ月四圓三圓の下宿料一月滞ふれば斷ると云ふ辛き人情にはあらざれど、一文もなき浪人夫婦をいつまでも世話する旅宿の主人があらぬは三百年の昔も今と異なることは非ず。

十兵衛夫婦は途遠く日暮れて肌寒き、浮世といへる野路の旅人なり、夫婦の愛は暖かなれども、一と夜も温かに衾重ねて眠ることはなし、懐は春風の徐に吹く趣あれど心外の萬物は木枯の空吹あれてをりく時雨の冷かなるのみ。

十兵衛夫婦は膝つき合せ、黙然として言なく、障子の破れより吹きこむ風は身にしみて寒し。行燈は細々と一筋の燈心なれば壁に映る影も薄し、二人が身には暗きことのあらざれど貧苦の一燈は方六尺の四邊をも照さず、恰も罪なくして囚獄の憂きを嘗むる人に似たり。

十兵衛は男なれば狼狽したる聲音にあらねど、切々に談話を續けたり。「照よ、五日の日限も明日一日、今年の秋の諸拂ひに少し許りの着替は賣り盡したり、今ある物は差代の刀一本あるのみ。」智勇すぐれし武士も切迫つまりし勘定には奇計もあらず名策もなし、鬢の毛の亂れかゝりしを指もて荒く掻き上げながら、「差代は父上監物助様の御譲り度々の戦場にて切味のすぐれし品、無銘なれども黄金の十枚や廿枚には代え難き業物、また常の差料は土岐累代の重寶、命に代えても手放し難し。照子よ、今朝の刀屋は若干と申せしか」照子は、さすが女氣の涙聲「御刀は勿論、見せませぬが、御差代は黄金二兩と申すことで御座ひます。」ウソ、二兩どな、僅に二兩でも兩人の半年の雜費を拂ふには足りなん、然し照よ、父上の御刀を他人に渡すは、十兵衛の身を切るよりは心苦しき次第じや、察して呉れ。若し一國一城の主となり土岐の家名の世に顯はるゝ時もあらば如何に残念なる事

ならん、一刀は吝まむが父上の御魂と思へば其れが遺憾でならぬワイ」腰に挿む雙刀は柄こそ黒糸の損しさまなれど、扱けば玉散る氷の刃、大阿加龍泉か、日光に爛めく姿は正に是蒼龍の珠を挑むに似て三伏の暑にも覺えず肌膚に粟し、月影に映する時は虹霓の紅紫青黄天邊に懸懸くが如し、この刀下に屠らるゝ敵は極樂往生疑ひなしと覺えたり。封建の代の佩刀は護身の爲のみならず、武士の魂となり、勇士の名譽を保つものなれば、餓死するとても雙刀は一時も半時も身邊より去らしむると能はざるなり。十兵衛は心を決して差代を黄金二兩に賣り拂ひ七月よりの鹽噌の價は更なり、室料をも盡く償ひ、武士堅氣の潔白は滯留の客より借りし刀の打ち粉の返禮にも大鯰一本を遣りぬ。

旅の耻辱は掻き棄とは商人の卑劣なる精神なり、武士は今日一錢の用に事欠くことありとも、明日は采配手に握りて軍兵を指揮する身なり、道路に餓死する場合は腹掻き裂きて死するまで、死後の恥辱は洒ぐに術なしと、斯く廉恥を尊む武士の代なれば、十兵衛夫婦は前途茫々たる旅の空はうち忘れ、今日一日の間にも祖先に對し家名に對し露の汚點も遣めじとのみ計りしこそ、實にも武士の鑑なれ。

かく夫婦は清く償ひ了り、室の旅宿を立ち出て播磨路を過ぎ、有年三石の嶮岨も越え、備前備中の

旅路も終り備後安藝周防と行き、山口へは二宿か三宿かと云ふ所に到りぬ。

三日にても征夷の職に補せられたる光秀も未だ福津見の神に慕はるゝ時は詮方なきは人世なり。或る旅宿に泊りし時、腰に垂下たる皮袋より金貨とり出さんと探ぐれば何時の間にか失なひぬ。

室津の人は薄情なれど一年の馴染あり、今日は誰に談はん友もなし、照子の懐に少許頼ちし錢貨は前夜の旅錢に拂ひたり、僅か二々泊と思ひて油断せしこそ口惜き。

暫時は夫婦とも無言にてをりくサラ々々と窓に觸るゝ雪の音のみなりしが、照子は何に思ひけん突如たちて外に出でぬ。さすがの十兵衛も照子が不意の舉動に驚き追ひも爲さず、獨り室中に手を

拱き居りしが、頓て照子は歸り來り、十兵衛の前に鳥目少許かりを並べて「これで今夜の拂ひと明晩の旅錢にはドゥヤラ足りませう」十兵衛は照子の顔をながめ鳥目を凝眼め、上と下とを覗つゝ居

りしが、意注きて「照よ、髪を何故に薙りしぞ、心の狂ひしか」照子は身を震はし涙をのみて「心は狂ひません、この旅店に泊ります時、隣の家障子に御髪所と書いてあります故、

この家の下女に聞ねましたら、近頃奈良から移りし人が髪と云ふものを製へ、女の髪毛を假よく買ひ求むるとの話、其時はなにも思ひませんでした、急場の難儀を救はふと思ひ切りまして「何と申すか、女は生命より重んずる、黒髪を切りしか」ハイ、私は尼で御座ひます」否々、形容は尼

でも、精神は土岐の明智が御臺所じや、十兵衛が骨身に徹して嬉しひぞヨ、照子、泣くな、雲霧を拂へば真如の月。厄運を去れば開運の日があるぞよ。フ、ハ、フ、ハ、ハ、笑へ笑へ。」をりしも窓外に雪を刎ね返へす呉竹の音、寂莫たる闇を穿てり。

甲斐源氏には南部氏あり、小笠原氏あり、美濃源氏には土岐氏あり、桔梗の花の紫は今も匂へり、庶流に血性男子の光秀あるをゆるす可し。

第七 井上

●井上半右衛門清秀長男

○安倍正就 井上主計頭

正利 河内守

正任 相摸守

正直 河内守

子爵井上英元(濱松藩)

●井上河内守正利之孫遠江守正長男

○安倍正教 遠江守

正辰 遠江守

正誠 遠江守

子爵井上正己(下妻藩)

●井上半右衛門清秀四男

○安倍政重 井上清兵衛

政清 筑後守

政敬 筑後守

正和 筑後守

子爵井上正順(高岡藩)

井上氏は河内守頼信朝臣の二男井上掃部助頼季の後なりと傳ふれども、其血統は全く阿部氏に屬したり。徳川家康の祖父安祥二郎三郎清康の時に國老となりて精忠無二の臣あり、これを阿部大藏大輔定吉と云ふ、定吉は徳川家の爲に經營畫策頗る勤めたりしに、不幸にして清康は定吉の子彌七の爲に害せられたり、まかれども定吉の精忠は衆の能く知る所なり、清康の子廣忠を輔佐して老職に在りたり。さりながら其子彌七の大逆を爲し、を耻ぢ、自ら其祀を断てり。この定吉の家に女あり、定吉の子を孕みしが思ふ所やありけむ、この女を井上半右衛門清秀と云ふ者に嫁せしめたり、定吉の子は井上の家に生まれ、清秀の三男となされぬ。この子即ち主計頭源正就とす、故に井上氏は當時より源家には非ず、安倍姓の阿部の血統となりしなり。清秀は素より三州武士の鋒々にして家康の父贈大納言廣忠の代に忠を盡せし事多し、然れども井上の家の盛むになりしは正就の時よりとす。

正就の身を起せしは、既に徳川氏の覇業も成らむと爲す時ゆゑ、父清秀の如き武功は少し。二代將軍秀忠とは乳兄弟にあたり、幼よりして君側の臣なれば、従つて吏治にも達せしか、納戸頭、小姓番頭、小十人歩行衆頭等を兼職せしこともあり、元和元年に主計頭に任じたり、幼名は半九郎と云ひしとぞ。元和三年宿老兼書院番頭となり遠州横須賀にて五万六千五百石を領したり。元和三年は大坂落城の後にして、天下未だ泰平を謳歌するの日ならず、人心や、もすれば亂を好むの兆なきに非ず。加ふるに大御所家康薨して人皆幕府の鼎の輕重を問はむと爲す秋なり。この時に當りて老職に任ぜしは正就も亦た良吏たるの力ありしなる可し。寛永八年に豊島刑部の爲に刺されて死せり。其子河内守正利家を嗣ぐ、父と同じく吏才あり、奏者或は寺社奉行等の職に任じたり、この人は頗る儒學に精通し、時の賢君水戸光圀、會津正之、名臣久世大和守、板倉内膳正、阿部豊後守、稻葉美濃守正則等と肩を比して朝にたちて政道に譽ありし人なり。特に程朱の學を信じ、足利學校を修め、禮器を獻せしことなどあり、篤學の人と云ふ可し。かゝる人ゆゑ四代將軍家綱の代にも、權勢ある大老酒井雅樂頭忠清に抗抵して敢て屈せず、時の人は正利を字して下手三味線と云へり、雅樂にあはぬとの意なりとぞ、以て正利が權貴に屈せざる一斑を窺ふに足りなむ。

其子相摸守正任家を嗣ぎ、舍弟等に所領を分ちたり。近世は遠州敷知郡濱松にて六萬石を領せり。諸

侯中に分家あり下妻藩の一萬石を領するなり。

筑後守政重の後は下總國香取郡高岡にて一萬石を領したり。政重も亦吏務の才あり、二代將軍秀忠に仕へ、目附となり物目附となり、五の字の職を免され、又は天主教徒を禁壓せしなど文治に頗る成績あり。

井上河内守の末孫は、寺社奉行等の職に任ぜし者多く、近世も樞要の地に立ちし人あり。

因に曰く近世の宗門改役（即ち切支丹宗を信するや否やを檢査する役なり）は與力六人同心三十人を屬さしめたり。嘉永年間には二千八百石の堀伊豆守と、五百石の篠山攝津守の二人ありき。

又五の字の職と云ふは、五奉行の指物にて白地の四半の切に五の字を黒く染しものなり。後世は大目附、目附、作事奉行、普請奉行、使番の五役が用ひしなり。

第八 永井

●長田平右衛門平直吉長男

○大江直勝初は長田傳八郎
後は永井右近大夫

尙政 信濃守
宮津城主

尙長 信濃守
能登守

直亮 播磨守

直幹 若狹守
子爵永井直哉(新庄藩)

●永井信濃守尙政三男

○大江尙庸 伊賀守
從四位侍從

尙平 伊賀守
直陳 伊賀守

尙佐 肥前守
從五位下
尙典 肥前守

子爵永井尙敏(加納藩)

●永井右近大夫直勝二男

○大江直清 日向守

直時 市正
直種 近江守

直寛 日向守
直輝 遠江守

子爵永井直諒(高槻藩)

永井家は本姓長田なれば平氏なれど、永井に改ためしより大江氏を名乗りしなり。永井に改ためしは家康の命なり。深き理由は知らざれど長田は源義朝を弑せし逆臣の名なれば改めたりと云ふ、或は斯かる理由なる可し。

永井家も右近大夫直勝の父長田平右衛門直吉、祖父喜八郎廣正の頃は世にあらはれたる事も少なし。直勝初の名は傳八郎と稱し、岡崎三郎信康に仕へ、信康の死せし後は家康に仕へたり。武田の亡びし時などは直勝未だ二十歳の頃なりしが、既に勇士の譽ありき、されど尤も武名を轟かしたるは長久手の役にて池田勝入齋信輝入道を討ちしことなり、この時に初めて千石の領知を與へられたりと云ふ。天正十八年領知五千石にすゝみ、文祿四年太閤秀吉より豊臣姓をゆるされ、從五位に叙せられ、永井右

近大夫直勝と稱せり。關ヶ原、大阪陣まばく戦功ありと雖も、自ら手を下せしことはあらず、元和三年常陸國笠間にて三万二千石を領す。寛永二年六十三歳にて卒せり。當時は下總國古河にて七万二千石を領したりと云ふ。

其子信濃守尙政家を嗣ぐ、尙政も幼より秀忠に仕へて忠勤怠りなく、父の卒せし頃は二萬四千石を領したり、故に父の遺領と併せて八萬九千石を領す。寛永十一年に山城の國淀に移りて十萬石となりぬ、これを永井家の盛時となす可し。其子尙征、其子尙長と家を嗣ぎ、尙長までは丹後國宮津に七萬石を領せしが、不幸にして尙長は延寶年間増上寺法會の時に内藤志摩守の爲に討れしかば、其封地を沒收せられ、舍弟直圓に與へられたり。これを新庄藩の永井氏とす。尙政の三男伊賀守尙庸の後は濃州加納にて三万二千石を領し、直清の後は攝州高槻にて三万六千石を領したり。

永井家にて直勝の外に名ある人は、日向守直清なり、詩文に達し石川丈山など、交も厚かりしとぞ。抑々右近大夫直勝の性質を考ふるに、長久手にて安藤彦四郎とにもに驍將、池田信輝を討ち、入道が佩きし篠の雪と云ふ太刀を分捕しなど、元より勇士と稱して溢美の言には非ずと雖も、直勝は決して勇武一邊の人にあらず、幼時より太鼓をうつに堪能なり、されば家康も直勝に優美の性質のありしことを知りしゆるか、細川藤孝入道玄旨に就きて禮を問はしめたりしならむ。直勝の如きは文武に達

せし人と云ふ可し。

永井右近大夫直勝

池田勝入齋を討し事

天正十二年四月、長湫の戦は徳川と羽柴とが、天下の覇權を争ひし時と云ふも過言にはあらざる可し。家康はこの一戦に秀吉の銳氣を挫き、後日朝に立ちて殆んど臣禮を執りし時にも、秀吉をして常に一敵國の思あらしめたるは長湫の勝利に歸せずむばあらず。この勝利に尤も功ありしは誰ぞ。永井傳八郎直勝なりき。

池田勝入齋信輝は自ら望みて、三州へ亂入せし合戦なり。徳川家康を討ち亡ぼすか、我が首を敵にわたすか、二ツに一ツ。左右の腕とたのむは、嫡子紀伊守之助、女婿森武藏守長可の二人なり。三好秀次も、堀秀政も實は頼むに足らず、今日ぞ大事の軍なりと、今朝より指揮に少しの油断もなし。其日の戦は池田勢に十分の勝利を得しと見へたりしに、三好秀次敗れ、堀秀政も崩れ、つひに鬼武藏守の討死となり、大勢既に回復の望なし。信輝入道も今は旗本勢を以て、勝ちほこりたる徳川勢を切り崩

し、この大軍を首尾よく引き揚ぐるの望あるのみ。一ト當あてよと采摺ちざる、ばかりに振り、吭わ
る、ばかりに叫び、今や池田勢の猛威は恰も狂瀾の岩に觸れて、あたりては碎け、くだけては亦もや
寄するに似たり。信輝は左右をかへりみ行け、進め、と下知し、旗本も最と、まばらとなりけり。
時に何處より近よりけむ、強勇無双の安藤彦四郎、永井傳八郎の二人は、狩場獲物をあさる
が如く、好き敵あらば討ち取らむと、先づ安藤は一ト村茂る木立をくぐり、突と見わたせば一人の大
將胡床に腰うちかけて、下知し居たり。彦四郎は信輝と知るや識らずや、槍ヒツシゴキて突きかけた
り、信輝は心得たりと太刀ぬきはなし、槍をハツシと切りたりしが事不意に出でたれば、手先狂ひ
て空をきる、亦も突き出す鎧先を受け損ぜしかと見ゆる時、永井傳八郎は太刀振りかざして躍りか
るに、信輝は安藤を見かへらず永井を討むと太刀風烈敷切り結べり。亂軍のならひなれば安藤は當の
敵を永井にわたし、槍提げて急々敵中へと進みたり。傳八郎は秘術を盡し、暫時信輝と闘ひしがヤツ
ト叫むで切り下す太刀を、信輝は受け損じ、無念と云ふ聲とにも血煙の中に倒れたり。傳八郎は得
たりや應と進みより、首級をあげて熱視すれば、疑ひもなき大將軍、佩刀篠の雪と云ふ一ト振をとり、
やがて首實檢に備へたりとぞ。これを右近大夫直勝が未だ傳八郎と云ひし時の武功となす。

永井信濃守尙政

家臣坂和田の事

坂和田喜六と云へるは、信濃守尙政の臣なり。當時の武士には稀なる心懸ある士なりき。連歌は里
村昌琢法眼を師とし、儒道は林道春法師に従ひ、元より家の道なれば、孫呉の奥義を極め、弓馬の道
に達せし人なり。或時信濃守が参勤の留守に、藩臣の非常に逼迫せしことあり。喜六は其主に告げず、
庫中の蓄へ金千貫目を出だし藩臣に貸しわたせり。

尙政は江戸より歸りて、其由を聞き、大に怒り罵りて、たどひ貸すとも我に告げずして恣まゝに爲せ
しと云、喜六は謹しむで答へて曰く、君は只今も怒せ給ふが如き御心ゆを申さば御許容あるまじと存
じ、罪蒙むるは覺悟にて取り計らひ候、必竟御蓄金と申すは公用軍用の爲に候へば、貸しわたして
諸士の逼迫を救ひ人馬をも減さず候へば、公用、軍用の御爲と存じ候と答へ、信濃守も再び云ふこと
なくして終りしとぞ。尙政は聞ゆる勤厚の人なり、一時は其專權をせめしも再び問はず、君子の風あ
りと云ひつ可し。右近大夫直勝は和歌をも詠せしと云ふ、其子に尙政の雅量あり、其臣に喜六あり、

麗しきものなりと云ふ。

孟獻子曰畜馬乘不察於鷄豚伐冰之家不畜牛羊百
乘之家不畜聚斂之臣與其有聚斂之臣寧有盜臣此
謂國不以利爲利以義爲利也
坂和田は賢臣と云ふ可し。

第九 土井

●土井小左衛門尉利昌嫡

○源利勝 土井大炊頭
佐倉少將

利隆 遠江守
從四位侍從

利重 大炊頭
四品

利益 周防守

利則 大炊頭

子爵土井利與(古河藩)

●土井大炊頭利勝二男

○源利長 兵庫頭

利意 伊豫守

利庸 淡路守

利善 大隅守

子爵土井忠直(荻谷藩)

●土井大炊頭利勝三男

○源利房能登守從四位侍從

利知甲斐守

利寛伊賀守

利忠能登守

子爵土井利恒(大野藩)

土井氏は美濃の土岐の庶流土居貞秀の末なりと云へど、利勝の父小左衛門利昌の頃には決して人に知られし者にあらず。利昌は三州刈屋に住せし侍なりと云ふ。世に傳ふ所に由れば利勝は小左衛門利昌の實子に非ず、水野下野守信元の遺子なりとぞ。或時家康途中にて一女子にめひ、訴を聞くことあり、其時の女は乳母にて具せし童は利勝なりしと云ふ。利勝は幼より徳川秀忠に仕へたり。秀忠には七歳の兄なりき。幼名は甚三郎と呼びしとかや。利勝が君にも知れ人にも注目せらるゝに至りしは、關ヶ原の役の頃よりなりとぞ。年齢より推して考へても然ある可し。

慶長七年從五位下に叙し大炊頭に任じたり。所領も當時は一万石を領し、江戸の宿老となりたりとぞ。爾來頻に累進し、二代將軍の薨せしときは、下總國佐倉の城主となり、從四位下の侍從に昇り十四万餘石を領せしと云ふ。徳川家創業の頃の名臣にして、秀忠、家光の二將軍家に仕へ治安を圖

り泰平の基を堅くせしは、實に利勝の功莫大なることと云ふ。

寛永十五年大老となされたり、幕府にて初ての職なりと云ふ。七十二歳にて卒し嫡子遠江守利隆家を嗣ぐ。當時は領知十六万二千石に達し、下總國古河城にありしとぞ。遠江守も亦た名臣の譽あり少老の職に上り、父子政治の樞機に預れり、世人は希代の例なりとて羨みしとかや。利勝の願により、三人の子に所領を分ちたり。

- 長男 遠江守利隆 十万石
- 次男 兵庫頭利長 二万石
- 三男 能登守利房 一万石

この三家或は所領を減じ或は増加し、利隆の後は八万石、利長の後は二万三千石、利房の後は四万石となりぬ。

土井は水野の縁によりて定紋水車の外に澤瀉を用ひしは下野守信元の子たることをあらはし、なる可し。土井利勝初て大老職に任じたりと云ふことあれば、因に幕府の職制をあげて兒童に示さむ。

御大老職 欠くこと多し、攝政のごとき役に、内閣の外に立ちしものなり。

御老中 月番一人宛あり、幕府の内閣なり、譜代大名のみ任じたり、十万石以下の人多し、位

階は從四位侍從なり。家來に御取次と稱し役ありて公務に參せり、幕吏にはあらざれど秘書官の勤もなしものなり、老中は對客日、逢日と稱し定日に接客の勞を勤めたり。

御側御用人 近世は欠けてなし

御若年寄 少老と稱せしことある役なり。老中の支配は三卿、側衆(侍從長の如きもの)諸奉行、目付、交代寄合、高家衆等なり、若年寄は此等より以下三千石以上の寄合、諸物頭、小性

中與衆(君側の役)儒者、醫師、繪師等を支配せり、逢日、對客、取次等老中に異なることなし、

一万石或は二万石の譜代大名にて、位階は從五位下何々の守と稱せり。

御奏者衆 これより老若の役に任ずるが如き所なり、老中にも若年寄にも轉じ、寺社奉行をも兼ねるなり。

御側衆 老若には役高なしと雖も、側衆には五千石を役高とす、御用御取次と稱し、側衆の中

にも區別あり、幕府の世により頗る權勢のありし役なり、將軍の耳に達することは萬事この役

を経て言上するの制規なりしとぞ。旗下より任せしなり。

寺社御奉行 寺社とは稱すれど、宗教の上のみならず今の内務と司法の兩省を混ぜしことき所

もある役にして、勢力ありしなり。譜代大名の四五万石の人が任せしなり。

大御目付 役高三千石にて、旗本より任じたり。監察官にて勢威ありし役なり。

町御奉行 三千石高なり、與力廿五騎、同心百廿八宛を屬せしめられたり(與力、同心は旗本以

下の者なり)南は江戸數寄屋橋内にあり、北は吳服橋の内に入り、兩御番所と稱し南北に二人

の奉行あり。飛鳥も落る勢ありし、天下の裁判官なり。旗本より任じたり。

御勘定奉行 役高三千石なり、幕府の大藏なり。下役に御勘定吟味役と云ふあり、何百俵と云

ふ少祿の士にして奉行を助けしなり。能吏は奉行よりもこの役人にありしとぞ。

御目附衆 千石高なり、大目附より卑くき役なれど、實際權勢は目附衆にありき。

樞要の職は以上の役なり、御留守居と云ふは元老を優待する職にして、御寄合と云ふは大祿の旗本が

詰席に同じく、その他、君側の役、地方の代官、奉行等枚舉に暇なし。地方の奉行(縣令知事)にては

京都御所司代は万石以上の大名の任ずる役なり、大阪御城代も同じ、又長崎奉行の如きは人の任ずる

を榮譽となし、特に所得の多き地位にして、家政を豊ならしめし役なりしとぞ。

諸役ほ左の如し

大老職、老中、(側用人)、若年寄、奏者衆、側衆、高家衆、詰衆(雁之間)寺社奉行、留守居年寄衆、大番頭、書院番頭、小性組番頭、大目附、町奉行、勘定奉行、作事奉行、普請奉行、小普請奉行、

小普請支配、新番頭、小性頭取衆、小性衆、中興小性衆、中興番衆、旗奉行、奉行、百人組頭、持弓頭、持筒頭、鐵砲方、先手弓頭、先手鐵砲頭、鐵砲、玉藥、箆筒、弓矢、具足之奉行、二ノ丸留守居、定火消役、目附衆、使番衆、火事場見廻、鷹匠支配、小十人頭、徒歩頭、十里四方鐵砲改、家門改、道中奉行、盜賊火付改、上水並道方掛、船手頭、交代寄合、寄合衆、廣敷用人、腰物奉行、進物番、右筆組頭、儒者衆、天文方、醫師、歌學者、樂人衆、連歌師、碁所、將碁所、天守番頭、富士見寶藏番頭、膳奉行、隨頭、濱御殿奉行、吹上花畑奉行、藥園奉行、金奉行、藏奉行、油漆、書物、材木、石、林、の奉行、馬預、徒目附組頭、立關番、火之番、同朋頭、坊主衆、小人目付、黒鍛頭、京都所司代、同町奉行、禁裏附、二條在番、伏見奉行、大阪城代、同定番、同町奉行、甲府勤番支配、長崎奉行、奈良奉行、駿河城代、伊勢山田奉行、久能山總門番、浦賀奉行、佐渡奉行、堺奉行、新潟奉行、日光奉行、諸國關所番、諸國郡代、諸國代官、繪師、能役者、この他には銀座、朱座、銅座、より蒔繪、能裝束に至るまで其掛ありて其業を世襲になし、一切の職業を網羅せし觀あり。所謂る御用商人なれば俸祿のあるあり無きあれど、其所得は頗る豊富なる者なりしとぞ。弊害も多かりしならむが、明治の美術工藝は徳川氏の保護の厚きによりて賜を受けしと云ふも過言にはあらず。

土井大炊頭利勝

節約なりし事

大炊頭は席上に落ち散りし、唐糸を拾ひ、近習役大野仁兵衛を呼び、「ユリヤ仁兵衛この糸を大切に致し置け」ハット應へて大野仁兵衛受取て手になし、何心なく引き延して見れば一尺にあまりざる唐糸なり、されど仁兵衛は謹厚篤實の士ゆゑ、その唐糸を腰袋にをさめたり。傍に在りし他の近習は君前なれば大聲にこそ笑はされ、主人の鄙吝を卑しむ如く、或者は打ち笑ひつゝ、御前些細なる糸屑を如何が遊ばされ候やと云ふ者もありしが、大炊頭は更に意とせず、何とも云はず。其後三年あまり過ぎし時、大炊頭は脇差の帯尾の組の解けしことあり、をりしも仁兵衛は傍に在り、大炊頭は靜に、仁兵衛、先年預け置し唐糸はありや」と問ふ、仁兵衛は腰袋を開き恭々しく、尺あまりの唐糸をさしげ持ち、「御預の糸を返上仕候」と答ふ、大炊頭はその唐糸をとつて帯尾をつくらひたりとぞ。其時利勝は仁兵衛の誠實を嘉して、三百石の加増を爲すと老臣寺田與左衛門に命じたり、大炊頭は他の近習をかへりみて曰く、「汝等はこの唐糸の何地にて製せしものなるかを知りや、こは昔な唐土より萬里の波

溝を凌ぎて渡り來りしものなり、一寸一尺の糸なりとも無益に棄つ可き物にはあらず、いはむや紡織の
苦辛を思へば容易の事にはあらず、余は天物を獲りに棄つるを恐るゝなり、仁兵衛は能く我が命を守
りて今日まで腰袋にをさめ置きたり、一尺の糸にて三百石の祿を興へたるは鄙吝なるや否や」と、近臣
皆な伏して答ふる者なし。

嗚呼、利勝は水野信元の子なり、徳川家康は信元の妹の子なり。節約にして一錢一尺の地をも獲りに
興へず、士を謹厚ならしめて統御せしは、家康の衣鉢を傳へし從兄弟の血縁と云ふ可し。

天下泰平の要を論ぜし事

土井利勝の曰く、大君萬民を治め給ふは富を本とすべき事は云ふに及ばず、諸氏たちまで菓子屋の子
の菓子をねだらぬごとくしたきもの也。常におほくあれば安んじて、卑心おこらざるものなり。將軍
家にも聞き及ばれ感歎ありしとぞ。太史公貨殖傳に論じて云ふ

君子富めば好むで其徳を行ひ、小人富めば以て其力に適す、淵深して魚これに生じ、山深して獸
これに往く人富で仁義附く(中略)故に曰く天下興る皆な利の爲に來り、天下壞々皆な利の爲
に往く、夫れ千乘の王、萬家の侯、百室の君、尙ほ貧を思ふる有り而るを况むや匹夫編戶の民

を乎(中略)富は人の情性學ばずして俱に欲する所の者なり。

利勝は能く人性を解し、先づ恒産を興へて、恒心を求めしなり、特に眼を貴族武士にのみ注ぎ、諸民
に心を用ひしは有り難き人と云ふ可し。徳川氏の覇業は平民に利せむと爲し、ことを忘る可からず。

十一代將軍家齊公の法度にも

一知行の所務清廉沙汰之國郡

不可令ニ衰弊

とあり、清廉は徳川政治の骨子なりき。

第十 遠山

●遠山久兵衛尉友忠長男

○藤原友政 遠山久兵衛尉

秀友 刑部少輔 友貞 信濃守

友壽 美濃守 友詳 美濃守

子爵 遠山友悌(苗木藩)

遠山友政は濃州惠那郡苗木の住人なり。齊藤に従ひたるものと思し、後に徳川家康に仕へたり。家名を越せしは、慶長五年の秋、關ヶ原の戦よりと見ゆ。苗木は累代の地なりければ、家康が未だ關ヶ原に向はざるに先むじ、濃州に歸りて土民を聚集し、上方勢を苦しめたり、其功によりて失なひたる本領地苗木を與へられたり。一万石なりしとぞ。

遠山氏は加藤次景廉の子景朝の後胤なり、祖先濃州の遠山に住し七家に分れ、世に美濃の七遠山と云はれしものなり久兵衛友政が徳川家に仕しは天正の末年と見ゆれば、軍功のいちじるしきは關ヶ原の

役なりしならむ。

友政より數代連綿として、苗木一万廿石を領したり。領知は少祿なれど祖先の地を數百年間領せしは目出度家運と云ふ可きなり。

苗木枯れず遠山に常盤の色わりと評す可し。

第十一 大岡

●大織冠鎌足公廿一代九條教實後胤

○藤原忠勝大岡忠右衛門
藤原見

忠政 忠右衛門 忠世 忠右衛門

忠真 忠右衛門 忠相 越前守

忠宜 越前守

忠愛 越前守 子爵大岡忠明(西大平藩)

●大岡忠右衛門忠政四男

○藤原忠吉兵藏
美濃守

忠光 出雲守 忠喜 兵庫頭

忠固主膳正
從五位下 忠恕 兵庫頭

子爵大岡忠貫(岩槻藩)

大岡氏は大岡越前守忠相によりて天下に大岡を知らざる者なし。忠相が賢明の法官なりしこと、忠良の知縣たることは辯をまたずと雖も、大岡氏は忠相のありしのみならず、夙くよりして徳川家の忠臣なりしなり。先祖忠右衛門忠勝は徳川家康の父廣忠より忠の一字を受け以後皆な忠字を以て實名に冠せたり。忠勝の嫡子善七郎忠祐は三州に討死し、二男助十郎忠次も尾州石ヶ瀬に陣没す。忠右衛門忠政の子彌八郎忠俊は伏見の城にて、忠四郎忠行は大阪に討死せり。大岡氏は實に忠字に恥ぢざる家と云ふ可し。越前守忠相は、この人々の血統なれば泰平の代に忠良の譽ありしも宜なることなり。忠相初の名は忠右衛門と稱し、大岡美濃守忠高の三男なり。山田奉行を勤めしころより、政治上の技量は嶄然として頭角をあらはせり、然れども未だ世に知られざりしが、賢君八代將軍吉宗の入りて大統を嗣ぐにあたり、紀公たりし時より其良吏たることを知り、擧げて町奉行に任じ、訟獄平かなりき、俗に大岡裁判と稱して人口に噴々たるは、この越前守忠相の治績なり。手録大岡政要など云へる書あり、就ひて看る可し、後に諸侯となり寺社奉行となりぬ、越前守忠相も賢君吉宗の如き將軍ありて、十分に技量をあらはし得ることを爲し、享保の治は君臣其人を得たりと云ふ可し。三州額田郡西大平にて一万石を領したり。

岩槻を領せし大岡氏は系譜にも記載し、如く、大岡美濃守忠吉の末なり、この家は出雲守忠光の時よ

り諸侯となりしなり、忠光は九代將軍家重の寵臣にして頗る篤實の人なりしとぞ、寶曆六年より武州
埼玉郡岩槻二万三千石を領したり。近世幕府の若年寄となりし人あり。大岡氏が裁判に名あるを以て
聊か幕府の法律を掲載む。

<p>呵責 (叱り、急度叱り)</p> <p>押込 (十日以上百日以下)</p> <p>敲 (輕は五十杖、重は百杖)</p> <p>追放 (江戸、京都、大阪、奈良、長崎等十里四方所拂、輕重あり)</p> <p>遠島 (伊豆七島、隱岐、壹岐、天草五島)</p>	
<p>死刑 (下手人、死罪、 磔、火罪、獄門、 鋸挽)</p>	<p>晒</p> <p>入墨</p> <p>欠所</p> <p>非人手下 (非人籍に編入す)</p>
<p>屬刑</p>	
<p>正刑</p>	

<p>晒 (市中に曝すなり)</p> <p>追院 (退院寺に歸ることを禁ず)</p> <p>搦 (一派、一宗を除く)</p> <p>過料 (錢三貫以上を納めしむ)</p> <p>閉戸 (二十日以上百日間、門戸を鎖し營業を停止す)</p> <p>手鎖 (三十日以上百日間、兩手を封ず)</p>	<p>閔刑 (僧侶)</p>	<p>閔刑 (庶人)</p>
<p>斬罪 (正刑死罪と全じ)</p> <p>切腹</p> <p>預 (他家に禁錮す)</p> <p>改易 (士籍を除く、食邑を没す)</p> <p>整居 (一室内に整居せしむ)</p> <p>閉門 (五十日二百日)</p> <p>逼塞 (遠慮、慎、なり。門戸を鎖し晝間出入を禁ず)</p>	<p>閔刑 (士族)</p>	<p>閔刑</p>
<p>閔刑</p>		

閏刑
(婦人)

一 剃髮 (髪を剃り親屬に下付す)
一 奴 (本籍を除き請者に付す)

御定書

凡百ヶ條 (抄零す)

○無取上願再訴並筋違願の事

一 諸願申出候者一通吟味の上難成候は難立趣申聞重而願出候は各可申付旨書付相渡候猶又願出候は過料可申付事

○舊惡御仕置の事

一 逆罪の者。邪曲にて人を殺候者。火附。追剗並人家へ忍入盗人。致徒黨人家へ押込候者。都て公儀の御法度を背き死罪以上の科可行もの。惡事有之永尋申付置候者。
右は舊惡に候共御仕置相伺可申候この外の科一旦惡事いたし候共其後相止候由申之尤外の沙汰

於無之は十二ヶ月以上舊惡は不及咎事

○村方戸々無之事

一 村方戸々は不申付輕儀は叱り又は過料夫々御定有之

○地頭へ對し強訴其上致徒黨逃散の百姓御仕置の事

一 頭取は死罪。名主は重追放。組頭は田畑取上所拂。惣百姓過料。

○諸役人非分私曲有之旨訴並裁許仕置の事

一 諸役人を始其所の支配人非分私曲等の儀有之旨訴出候節其役人支配人へ一通申達猶又不相濟由願出候は先其旨相伺御差圖次第取計尤裁許の儀は何可申候

○裁許可取用證據書物の事

一 御朱印は不及申讓狀右證文右水帳或は地頭へかし置候書付等其紙面疑敷儀於無之は證據に取用

可申私に配置候物或寺社縁邊の類猥不可取用事

○誤證文押而取間敷事

一 相手不致得心に押而誤證文取申間敷候たごひ誤證文差出候共其證文に不抱理非次第御裁許可仕事

○關所を除山越よいたし候者並關所を忍しのび通候御仕置の事

一 關所を難通類山越等致候者於其所際
但男に被誘引山越いたし候女は奴

○隠鐵砲有之村方咎の事

一 隠鐵砲所持致候者遠島、中退放。所拂

○人別帳にも不加他之者差置御仕置の事

一 人別帳にも不加他之者を差置候もの當人並差置候者共所拂

○賄賂差出候者御仕置の事

一 公事諸願其外請負書等にて賄賂差出候者並取持いたし候もの、輕退放

○欠落奉公人御仕置の事

一 手元に有之品を風と取逃致候者金子は十兩以上雜物代金積金拾兩位より以上は死罪、金子は拾兩以下雜物代金積り拾兩以下は入墨致
一 使に爲持遣候品取逃候者金子は壹兩以上雜物代金積壹兩位より以上は死罪

○捨子の儀に付御仕置の事

一 金子を添捨子を貰ひ其子を捨候者引廻の上獄門
一 捨子有之内證にて隣町等へ又候捨候義現候於ては當人所拂家主過料

○縁談極候娘と不義いたし候者の事

一 縁談極置候娘と不義致候男並娘共に切殺候親見届候段於無紛は無構。縁談極置候娘と不義致候男
輕退放

○男女申合相果候者の事

一 不義にて相對死いたし候もの死骸取捨爲吊申間敷候

○女犯僧御仕置の事

一 寺持の僧は遠島。密夫の僧は獄門

○火附御仕置の事

一 火を附候もの火罪但し燃立不申ば死罪

○二重質二重書入二重賣御仕置の事

一 田畑屋敷二重に質入致候もの質入主中退放

○密通御仕置の事

一 密通致候妻死罪、密通の男死罪

一 密通の男女共夫殺候は、於無紛は無構

○婚禮の節石を打候者御仕置の事

一 婚禮の節石を打狼籍致候者頭取百日手鎖同類五十日手鎖

○帶刀致候百姓町人御仕置の事

一 自分にて帶刀致罷在候百姓町人刀脇差共に取上輕退放

○新規之神事佛事並奇怪異說御仕置の事

一 新規の神事佛事致候もの出家社人に候は、其品重きは所拂其品輕きは通塞俗人に候は、過料

一 奇怪異說申觸し人集め於致は人集致候者江戸拂

以上は百箇條の一斑なれど、少しく幕府の法典をうかふことを得可し。この定書は元文五年庚申五月松平左近將監を以て、公けに爲ししものなりとぞ。元來幕府の法廷は種類も少なからず、されど

第一には 將軍御直の裁判

第二には 公事上聽

寺社奉行、町奉行、勘定奉行の三奉行の審問を將軍が傍聽するなり

第三には 關老、少老裁判

關老御老中は諸侯の訴訟を官邸にて裁判し 少老御若年寄は旗下の士を裁斷す

第四には 評定所裁判

裁判官の組織に數等の種類ありと雖も、最高の第一等の組織は、老中直裁判、三奉行、大小目附の陪席なり、國事に關する大獄などに開きしとぞ、

徳川氏の政刑法は、元より今日の法典と比較して論ず可きには非ずと雖も、これを鎌倉、室町等の條目、式目と比較する時には、遙に進歩せしものと云ふ可し。茲にこの幕府の法令を引きしは、讀者にかゝる簡易の法令の下に武士てふ道を保ち得しは、法令の外に武人根性的の一種の美風を養成して、二百年間の治を爲ししことを知しめむが爲のみ。又大岡越前守忠相の如きは、かゝる百箇條にも足る

や足らざるの法令を以て、裁斷水の流るが如く士民に満足を與へしは、其敏腕も忍ばれて床し。封建の代は治者も被治者も裁判官も原被の訴訟人も、法律と道徳、法理と人情を加へ、云ふ可からざる一種の妙機のありしなり。

治大國若烹小鮮

封建の世の賢臣の服膺せし語なり。

第十二 田沼

●田沼山城守重高嫡男

主膳正重次六代孫

○源意行 專左衛門

意次 龍助主殿頭 從四位侍從 意知 山城守 從五位下

意正 左衛門 意明 淡路守

意尊 左衛門 子爵田沼望 (相良種)

田沼氏の家を興して藩列に加はりしは、近世の事なり、徳川二百年餘の間に、一躍して諸侯となり天下の權勢を握り、善悪可否の批評の中に立ちしは、五代將軍綱吉の世の柳澤保吉、六代將軍家宣の時の間部詮房、十代將軍家治の寵臣田沼意次あるのみ。小臣より昇りて閣老となり、父子ともに權勢比類なかりしとぞ。されど十一代家齊の立つに至り、相良の居城を毀ち、封を削られたり。左衛門意正以後は一方石を榛原郡相良にて領したり。

權臣の末路は麗しからざるが常にして、徳川家康以後の事を考ふるに、本多佐渡守正信は奸臣の名をぞりしとあり、其子上野介正純は宇都宮釣天井の醜名あり、酒井雅樂頭忠清も世の惡評をまぬかれず、柳澤甲斐守は尤も勢力ありて、勢力に従ふ批難多し。間部越前守詮房も譏刺れたり、松平越中守、水野越前守、井伊掃部頭の如きさへも其末路は全く麗しからず、噫權臣の世に所するもまた難し。田沼意次、父子の如きも、野乘に論ずるが如き事のみにはあらざる可し、とにかくに有爲の人なりしならむか。

附記

(十二卷目次外に絶家したる諸侯多し本巻と次巻とに掲載す)

屋代

○源勝永信濃國更級郡屋代住人
屋代左衛門尉

吉正越中守 忠至越中守

屋代の名の世にあらはれしは、武田氏の被官となりし後なり。徳川譜代の士にはあらず。武田氏の亡びし後に徳川に従ひたる家なれば、左衛門尉勝永の半生は甲信の間の武功、半生は尾三の戦なり。されど勝永の功勳は武田の被官なりし頃に多く、徳川に仕へし後は少し。其子甚三郎吉正は足輕の大將となり、關ヶ原の役には秀忠に従ひ山道を上りしゆゑ、さしたる武功もあらざりしが、大阪の冬陣には吉正父子手痛く戦ひ、城將矢野某を討ち、翌年の夏陣にも功あり、後に万石の地を領せりとぞ。正徳年間屋代越中守忠位の時に故ありて封地を收められ、更に三千俵を興へられて旗下となりぬ。祖先の名をとり甚三郎と稱する人多し、家の紋は丸に上の字なり。

加々爪

●上杉彈正少弼朝定後胤

備前守政豊男

○藤原正尙加々爪備前守

忠澄兵部少輔 直澄

直清土佐守

名家の末にも幸不幸はありけり、加々爪氏は上杉の流なれども、今川刑部大輔範政の家に流寓せしより、上杉もいつか加々爪と改まり子孫は遠州山名郡新池郷を領し、今川の被官とはなりにけり。今川亡び徳川の代となり家運もあらたまり再び世にあらはる可きをりなりしに、加々爪氏は挫折のみ多く終に其家は大名となりをふせず、二百年間旗下に其名を止めしのみ。

徳川家康が遠江を併せし頃は、加々爪備前守政豊の代なりき。夙くより家康に従ひて本領を安堵せり、其子備前守政尙に至り家を興す可き望もありしに、不幸にして慶長元年の伏見の大地震に壓死し、其

子民部少輔忠澄は二代將軍秀忠に仕へて、勤功を重ね所領九千五百石に至りしとぞ。寛文十八年五十
 六歳にて卒せり、この人大阪陣には功ありしと云ふ、其後は世も泰平にもむきたるゆゑ武功はあら
 ざれど、目付、奉行等を歴任して終りしなり。其子甲斐守直澄は寺社奉行職に補せられ、領知も一万
 三千石までに増加し、天下の政權にも參與せしが、晩年に至り將軍家の不興を蒙り免職整居したり。
 後に隠賢は許され、其嗣子土佐守直清の世となり、亦もや罪あり所領を没收せられたりとぞ。
 甲斐守直澄は幕府評定衆の一員にて寺社奉行にも昇りし者ゆゑ、過誤なくば子孫永く老若の席に上
 り譜代大名の位置を保つ可きに不幸なる家と云ふ可し。
 傳ふる所によれば、忠澄は火災の時に落馬して死し、直澄の罪は不敬より起り、政尙は震災にて死せ
 しと云へば、重ねての非運と云はむのみ。

金森

○源長近 金森五郎八兵衛卿法印

可重 出雲守

童頼 長門守

頼直 長門守

頼業 飛騨守

頼時 萬助

●金森兵部卿法印男

○源長則 忠次郎

長先 五郎八

交代寄合に金森左京と云ふ家あり、近世は僅に三千石を越前國南條郡白崎にて領せり。この家の祖は
 詳びらかならざれど、中興の人に金森五郎八入道長近と稱し後に兵部卿法印に昇り古兵として織田、
 豊臣、徳川の三世にわたり勇名かくれなき人あり、其初織田信長に仕へて武勇の名をあらはし、柴田、
 瀧川に肩を比したる驍將なりき。特に信長が越前の朝倉を攻めし時に原彦四郎ととも力を盡し所

所の城を攻落し、わけても大野郡の山間を征伏したり、賞として信長は大野郡を三分し、其二を五郎八長近に與へ、其一を原彦四郎に與へたりとぞ。以後金森家の所領は處々に移りしと雖も、越前、飛騨、美濃とはなることなかりき。信長が天下に覇たるより、金森も亦た一方面の將となり三四千の軍勢を常に率ゐ、三好、松永、武田の諸家を征討する時に功あらざりしことなし。

天正十年織田右府本能寺にて事ありし時、五郎八の男忠二郎長則生年十九にて、信忠に従ひ討死したり。この後金森五郎八は常に功臣の間にたち織田家の爲に計り、或は柴田勝家を諫め、又は羽柴秀吉を慰め、前田利家等とともに周旋したり。熟々五郎八の人と爲りを考がふれば、柴田、瀧川の如き猛將にも非ず、佐々成政に似たる策士にもあらず、元より羽柴秀吉の如き覇業をたつ可き器量にあらず、先づは勢力の乏しき前田利家に似たる人なる可きか。されば一時前田と共に柴田の麾下にはありたれど、賤ヶ嶽の戦のをばりし後は、秀吉に従ひ、東西の征伐に軍功あらざることなかりき。其子出雲守可重も父に劣らぬ勇將なれば、父子力を併せ軍功多く、飛騨一國を領し高山に住せり。されば秀吉にも優待せられ金森兵部卿法印と號し關白の側に伺候し御話衆となされたりとぞ、法印となり關白殿下の御話衆となるは當時武門の名譽なりしことなり。かゝる古兵なれば家康の利器たるを洞見し、夙くより懇切に交り、太閤の薨せし後も、石田等の奉行とは常に反對し、一意徳川家康をば助けたり。

關ヶ原の役には初より父子ともに家康に従ひ與州へおもむきしが、やがて諸勢とともに美濃路へ馳せ上り、大坂方と手痛く戦ひて功ありしかば、賞として飛騨國の外に一万石の地を興へられたり。五郎八入道は八十三歳にて慶長十二年に卒し、其子出雲守可重家を嗣ぎたり。前にも記載せしごとく可重も亦た勇將の譽あり、大坂陣に功あり、特に夏陣には泉州岸和田城を守り、城方の落武者を生擒して功ありしとぞ。其子長門守重頼、其子長門守頼直、其子飛騨守頼業と寛文年間に至るまで子孫事なく家運目出度ありしが、萬助頼時七歳にて家を嗣ぎて後に子孫交代寄合となりぬ。

風次交代寄合の格式は前に掲載たり、諸侯と旗下との間の待遇を受けしものゆゑ、金森家の如きは絶家とは云へど、祭祀はたゞず、殆んど諸侯と同一なる家格を保ちたれば不幸の諸家の中にて幸福なる家と云ふ可し。

桑山

●結城七郎朝光十二代後胤

美濃國土岐郡住人修理大夫貞久八代之孫

○藤原重晴桑山修理大夫
治部卿法師宗榮

一晴 修理亮 一直 左衛門佐

一之 修理亮 一尹 美作守

●桑山治部卿法印二男

○藤原直晴

一貞晴 加賀守

桑山氏も金森氏と似たる所多し。金森五郎八入道は兵部卿法印となり、桑山重晴入道宗榮は治部卿法印となりしなり。桑山氏は結城の流なりとぞ、子孫美濃國土岐郡桑山庄に住し、以て其姓となせり。

抑々天の英雄を世に下すや、其英雄の興りし地より、恰も衆星の北辰に對するが如き觀を以て、群雄の起るは英雄の人を感化するも大なりと云ふ可し。諸侯の祖先を尋ねるに、其の本國の東海にあるもの多し、濃州のごときは全く織田氏の勃興せし影響と云ふ可きのみ。美濃より興りしは稻葉氏、仙石氏、堀氏、森氏、關氏、市橋氏、遠山氏、青木氏、谷氏、一柳氏、遠藤氏、加藤氏、竹中氏、金森氏、の數家あり、加ふるにこの桑山氏あり、嗚呼何んぞ盛大なるや、若しこれに尾三より身を起したる家を加ふる時は其數驚く可きのみ。

桑山氏も織田氏の爲に家を興せしなり。夙くより修理大夫重晴は羽柴秀吉に仕へ、從ふて其身を世にあらはし、なり。秀吉の柴田勝家を平ぐるや數年の功を賞して但馬國竹田城に一万石を興へたり。後に藤堂高虎とにも大和・大納言秀長に仕へ、紀州和歌山城を築きて住めりと云ふ、當時は三万石の所領なりしとぞ。秀吉の關白となりし後、入道となり治部卿法印になされたり。この人不幸にして嫡子九郎五郎一重は廿二歳と云ふに討死し、嫡孫修理亮一晴は朝鮮の役に功あり、關ヶ原にも武勇をあらはし、が三十三歳にて世を早くしたり。入道は八十歳にて卒せり。一晴の弟左衛門佐一直家を嗣ぎ大坂陣に功あり、祖先の名を辱しめざりき。五十九歳にて卒す。諸侯の本國と云ふことを前に記載せしが、茲に其本國を示さむ。

山	峰	森	淺	前	高	米	三	渡	內	大	三	植	稻	鳥	西	永	板
須																	
內		野	田		木	津	宅	邊	田	岡	浦	村	垣	居	尾	井	倉
賀																	
氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏

三河國

間	青	加	岡	久	井	安	內	水	牧	土	奧	戶	阿	大	酒	本	松	德	
部	山	藤	部	世	上	藤	藤	野	野	井	平	田	部	久	井	多	平	川	
														保					
氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	家

			尾張國
甲斐國	駿河國	遠江國	
米土柳	加安	相井	森織木小堀溝伊堀丹
倉屋澤	納部	良伊	川田下出口東田羽
氏氏氏	氏氏	氏氏	氏氏氏氏氏氏氏氏

			近江國	伊勢國	信濃國				
朽建新	京片脇	藤	分神	諏真	小笠				
木部在	極桐坂	堂	部原	訪田	原				
氏氏氏	氏氏氏	氏氏氏	氏氏	氏氏	氏氏				

既に諸侯の三分の二を占めたり、徳川家康の政略は譜代の臣の功高き者さへも、極めて小封を興へたり、井伊氏の三十万石は稀有なることにして、外藩の數十万石を領するは畢竟織豊二氏の代の前後に勢力を養ひたれば、動ずの機会なかりしなり。故に其數多しと雖も、封地は十万石の以下なるが多し。然れども以上の諸侯等尾濃(濃州は前に掲載たり)遠三の間より起りしものを除けば大名と稱するもの

は東隅と西陲にありしのみなり。近江、信濃、甲斐、伊勢等に本國の名ありと雖も、家を興し身を立てば、嘗て尾三の水士に養はれたる後なりき。宜なる哉、亡國の士は羽翼を再び伸すことの難き。仔細に考ふれば勢力あるは織田、羽柴、徳川の譜代の臣のみなり。二百年間は全く尾三三州の士が掌握せし世と云ふ可きなり。足利の前後より本國を離れず二百年間徳川氏より優禮を受けしは左の諸侯のみなりき。

薩	陸	長	對
並摩	奧	門	馬
大隅	國	周防	國
島津	伊達	毛利	宗氏
津氏	南	岩	
	部	相	
	達	馬	
	氏	城	
	氏	氏	
	氏	氏	
	氏	氏	

出羽國 戸澤氏
肥前國 五島氏

この内にも五島、戸澤、岩城の三氏は少封なれば論ずるに足らず、宗氏は地勢と外交によりて其名高く、伊達氏、津輕氏の家を興せしは（祖先は暫く置きて）、足利の末葉なり、南部氏は一時家聲を衰退せしめ、毛利氏は關ヶ原にて大打撃を蒙り、全く足利の代の以前より一方にありて勇武を天下に示し徳川氏と暗に對等の權ありしは、薩摩の島津氏のみならむ、然れば王政維新にあたり、本國の安藝は奪はれたりと雖も、長防二國は實石高百万石の以上ありし毛利氏、關ヶ原の盟首たりし毛利氏、嘗て十州の大守たりし毛利氏、この毛利氏と提携して島津氏が中興の大業を翼賛し奉つりしは、決して偶然の事には非ず。幕府の盛時に水野越前守が幕府を亡ぼすは薩摩ならむと豫言せしは宜なる事と云ふ可し。

桑山氏を叙するに當り、本國てふ事を記載せり、讀者心を潜めて源平二氏の代より徳川の代の諸侯或は知名の人の生れし國、成長せし地を統計的に分ちて一讀することあらば、氣運の隆勢偶然にあらざることを觀るならむ。

天津橋上の子規は詩人の嘯語に非ず、人もし沈思瞑目して熟慮すること一番、確然に冥々の中に世運を攝理する大々的の手あるとを發見す可し。

老子曰く

天之道不爭而善勝不

言善應不召而自來

又曰く

我有三寶持保之一曰慈二

曰儉三曰不敢爲天下先。

家康は雌伏して天下を得たる者か。

水谷

○藤原正村水谷兵部大輔
攝關

勝俊左京大夫

勝隆伊勢守

勝家左京亮

水谷氏も亦た旗下に其名を留め、備中國川上郡布賀にて三千石を領したり。されど其祖を尋れば、他の諸侯に劣ざる名門なりき。藤原秀郷の七代の孫に近藤武者所景頼あり其末に水谷淡路守重輔と名乗る者あり、父は仲能と稱し關東の評定衆なりしと云へば、當時屈指の武士なりしと覺ゆ。この重輔を水谷氏の祖となす可し。其子孫攝州に住みしが、後に關東に移り下總の結城の家に仕へたり。時に結城亂あり水谷伊勢守は事の成就なし難きを知り、同僚奥田某、黒田某等と氏朝を諫めたれども、氏朝は義として持氏朝臣の遺孤春王、安王の兩君達を追ひ奉つるに忍びず、結城の城に迎へ奉つりぬ。水谷は奥田、黒田と君家の亡ぶるを見るに堪えずと誓切り拂ひて身を雲水にまかせり、されど水谷は熟々考ふるに、今や結城家は京都將軍の討手を引き受け、累代の名家も亡び、其國亂れむと爲すを

知りつゝ、出家入道となりて世をのがれむは武門の道に非ず、所詮五十年の命なり、潔よく屍を城下に曝し討手の武士を一人なりとも多く斬りて、氏朝ぬしに力をあはせ奉つらむと、雄々敷も道より引き返せり。かの行盛の朝臣が

ながれての名にだにとまれ水莖の

あはればかなき身は消ぬとも

と、定家の卿に贈られしも、名をこそ惜しめ、百年の齡は君の爲に献げしなり。水谷も亦た城破れ國亡ぶと知りて、再び結城に歸り討死せしは實に武門の鑑となす可き事なりけり、されば足利殿も其忠節を嘉賞し、結城氏朝の亡びし後、水谷の子孫を求めて領地を與たへられたりとぞ。

其子孫常陸に住し、兵部大輔正村の頃より再び家名を世にあらはしたり。正村入道の女は結城左衛門督晴朝の室なりければ、特に他の推尊も一ト方ならず、關東も皆な關白秀吉の下に征服せられし時、水谷政村入道の嫡子勝俊も亦た殿下の御家人となり、常陸國下館三万石を與へられたり。後に越前に移り結城秀康の家に屬せしめられしが、復徳川家に召し返され、下館を領したりとぞ。子孫寛永年間より備中國松山城に移り五万石を領せしが、後に家斷絶たり。

大須賀

●千葉介常胤末孫

○平康高 大須賀 五郎左衛門尉

忠政 五郎左衛門尉

忠次 五郎左衛門尉

大須賀家の藩列より除かれしは、他家の斷絶せしが如き事に非ず、全く血統より他家に併せられたるなり。大須賀五郎左衛門尉康高は女を榊原小平太康政に娶せぬ。志かるに康高には他に世嗣の子なかりしにぞ、外孫の康政の子を以て、大須賀家の嗣子となせり、これを五郎左衛門尉忠政となす。忠政廿七歳にて早世し、一子を遺せり、三歳にて家を嗣ぎしに、當時榊原康政の子康勝死し、徳川家の功臣の家絶むと爲しかば、血縁の最も親しきは、大須賀忠政の子なり、榊原の家嗣せよとの、家康の命により、祖父の家を嗣ぎ榊原式部少輔忠次と稱せり、これより大須賀の家は絶へたり。

抑々大須賀家は千葉の流とは云へ、子孫全く民間に落ち五郎左衛門康高に及ぶまでは、特に掲載可き事もなし。五郎左衛門尉康高の戦功は諸書にあらはれ、三州武士の尊々たる者なり、天正四年に遠

江國横須賀の城主となり、武田勢と戦ひて常に勝利を占め、其徳徳川家の名高き合戦にもれたることなく、武名を海道に轟かしたり。天正十七年六十二歳にて卒す。嫡子忠政家を嗣ぎ、横須賀にて六万石を領したりとぞ。

柳原氏は徳川家に於ては有名の功臣なり、領知は十五万石にして大須賀よりも數倍なり、幸と云はむか不幸と云はむか。

高力

●熊谷二郎直實後胤

○平重長 高力備中守

清長 興左衛門尉

正長 土佐守

忠房 左近大夫

隆長 左近大夫

佛高力、鬼作左、どちへんなしの天野三郎兵衛と唱はれたる、三奉行の一人、佛の高力家は、どちへんなしの天野家と同じく、今は其家華族の中にあらず、徳川の世に於ても旗下となりぬ。

高力家の系譜を見るに、徳川家の家人にはあらず、今川の被官なり。重長の時に及び、地名を以て高力と呼びしとは雖も、元來足利尊氏より其祖先に三河國八名郡の地頭職に補せられたる家柄なり。故に重長も初は家康の祖父安祥二郎三郎清康と戦ひしが、後に戦負けて降参し徳川無二の忠臣とはなりしなり。清康の子廣忠が卒せし後、徳川の家は殆んど累卵の危き觀となりぬ。時に重長は其子安長と、もに岡崎へ馳せ來り、かの伊田の合戦に眞先に戦ひ、父子枕を並て耐死したり。次男重忠も亦た

尾州大高城にて戦死せしとぞ、されば高力の家は徳川の爲に父子三人一時に討死したるなり。
 徳川史を繙けば、井伊、本多、榊原、酒井等の武名赫々とあらはれ、家康の覇業は此等の武臣によりて成りしが如く視ゆれども、徳川の覇業の基礎を置き三河武士の特性を造りしは、僅に三河後風土記の如き書中のみ散見する、武士の熱血より生ぜしなり、人若し徳川の二百年間天下に覇たる原因を探らむと思はば、先づ清康廣忠の代に如何なる士風を養成し、三州武士は如何なる事を爲し、かど探る可きなり、高力氏の父子三人討死せしが如きは、其基礎となりたる著名き忠義なりき。父も忠に兄も忠たり、弟の與左衛門尉清長は果して無双の忠臣なりき。
 清長は弓矢取りて比類なき武士たるのみならず、政道の要にも明かにして、資性慈悲に富みたる人なりければ、家康が初めて三河國を一統せし時に、三奉行の一人に選み、庶民に佛と仰れたる人なり。この人の武功は多しと雖も、特に駿州久野に住せし久野三郎左衛門宗能をば計畧を以て、降服させしを以て尤げき手柄と云はれたり。天正十四年叙爵して河内守となり、豊臣姓を秀吉より與へられたりの秀吉にも親しくされしが爲に薨去の後に遺物を給ひけりとかや、高力ほどの大名には比類なき名譽とこそ云ふ可けれ。當時の所領は二万石なりしとぞ。嫡子與二郎正長も父に劣らず武功ありしが、父に先立て死し、家は嫡孫左近大夫忠房が嗣ぎたり。清長は慶長十三年に七拾九歳にて世を逝りぬ。左

近大夫忠房も祖父に劣らず、關ヶ原の役には二代將軍秀忠に従ひ、また大阪夏陣には首二十七級を獻じ、島原一揆の後に島原を興へられたるなど、父祖の名よりも芳しく功勳多し。明暦元年に七拾二歳にて卒しぬ。所領は四万石なりしとぞ。明暦と云へば徳川家も四代となり、高力の家も、益々目出度柱石の臣、譜代の大名にて行末千代八千代と思ひしに、忠房の三男隆長家を嗣ぐ、高力の家には興りぬ。

詳細なることは後世に傳はらずと雖も、隆長家を嗣ぎてより、政事に暴虐なることのみ多く、士民塗炭の苦みありと聞へ、加ふるに隆長が平素の行狀頗る悪く終に所領を沒收され、隆長は陸奥に流罪となり、嫡男常長は出羽に、二男某は信濃に配せられたり。旗下にありしは隆長の三男の血統と見ゆ。

隆長は如何なる行狀なりしか知らずと雖も、島原も困難なる地なりしならむ。父忠房は十八年其地を治めたりと云ふに、高力家の斯くなりしは歎かはしき事と云はむのみ。高力の紋は葛の葉に小鳥の向き合ふ形なり、如何なる由縁か問はまほしきことなり。四ッ谷門外に屋敷ありき。

坂崎

●宇喜多直家二男

○忠家

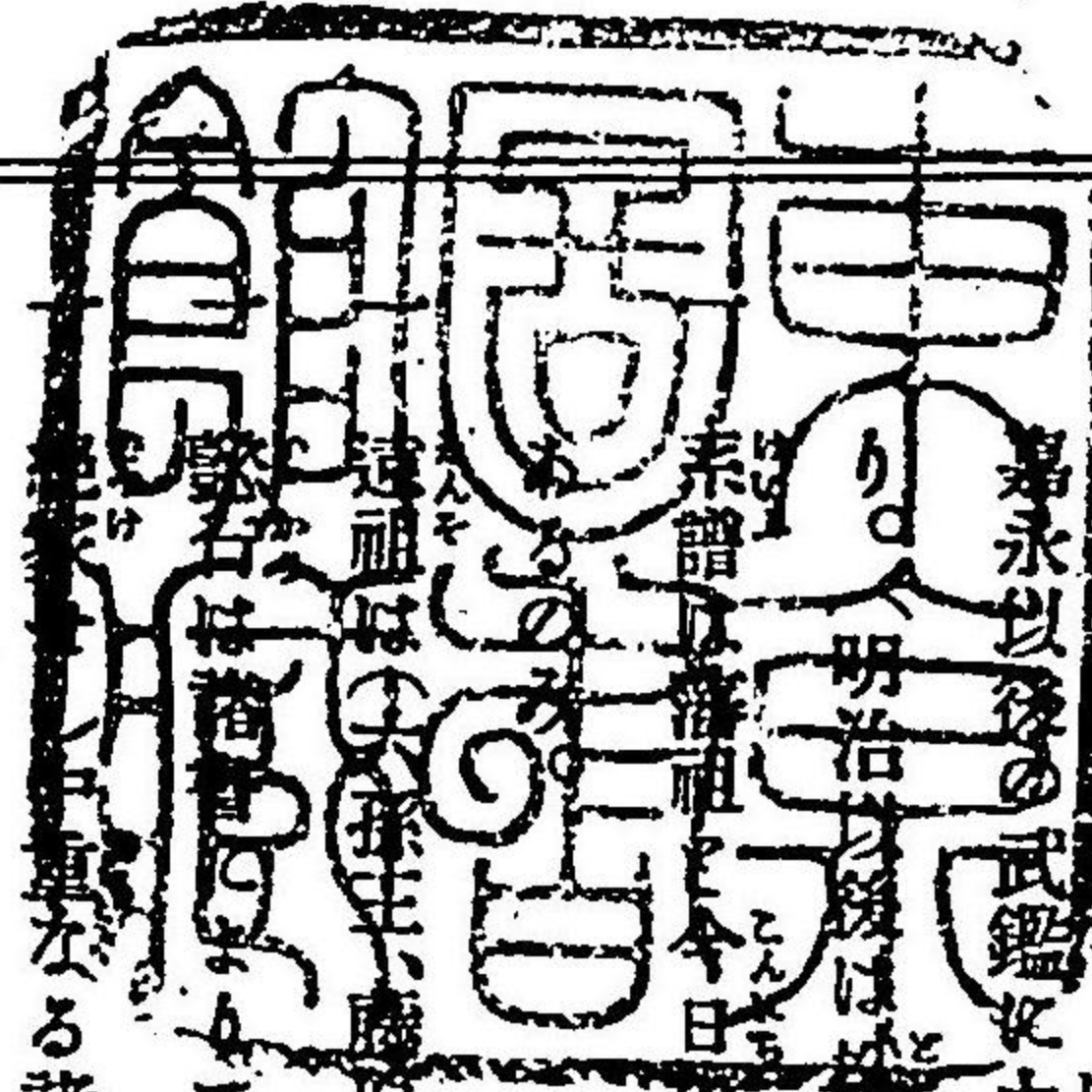
成正宇喜多左京亮
後に坂崎出羽守

坂崎出羽守の事は第四卷戸川の條下を看る可し。戸川達安とともに関ヶ原の役に功あり、石州菟田にて二万石を領したり。當時姓名を改めて坂崎出羽守と名乗る。元和二年大阪落城の時に秀頼の夫人を助けて功あり、後に秀忠を怨むことあり、自害して家断絶せり、怨みし理由は諸説紛々さだかならず。成正の名も確然ならず、忠家の子たることは疑ひなし。

三百諸侯卷十一終

例言

一 三百諸侯とは大敷をわけて書名と爲ししものなり、白石の藩翰譜には三百三十七家なりと雖も、嘉永以後の武鑑に由れば本末二百五十三家あり、若し同姓末家等を除く時は全くは百二十二家なり、明治以後ははらす。



未譜は藩祖今日の華族の爵位氏名をわぐ、偶次其間に四五の名を掲ぐるは讀者の辨をはかるに遠祖は八孫王、藤原鎌足の如く(疑がはしきものありと雖も、老ばらく武鑑、華族名鑑等に從がふ。左右は藩書に於て異同あり、この書はたゞ其精神のある所に着眼して小話牒に潤飾せり。

一 鑑行は藩祖のみに限りしに非ずと雖も、昇平二百年間は、事跡の観る可きもの少きが故なり、且精確の事を知り難きが爲なり(樂翁公等の如きは例外なりと雖も)。

一 この書全部十二巻なりと雖も、一巻は凡百二十頁餘の小冊子なり、百二十二家に配分つ時は一家十二頁にだに至らず藩祖が偉業の一斑をも窺ふ能はず記實の少きは看官これを恕せよ。

一 實名には同音異字なるもの多し、また其人によりては讀み慣れしものと雖も、其實誤認れるものあり、(石田三成は三成なるが如し)此篇にはなる可く正確なるものを選めり。
一 舊藩地は諸侯によりて、屢次所替を爲せし者あり、故にこの書は嘉永前後の武鑑に従がふ、明治以後の如きは取らず。

明治廿八年二月

著 者 識

三百諸侯卷十二目次

第一 黒田……………一 頁

黒田孝高入道如水……………豊太閤に安心ある可しと内

話せし事……………大將の心得の事……………長政へ遺言の事……………豪
氣の事

黒田甲斐守長政……………孝義なりし事

岐井谷合戦の事……………小山にて福島を説きし事……………満徳丸

袴着の時の事

松平右衛門佐忠之……………黒田家騒動の事

素肌にて戦ひし事

後藤又兵衛基次

播州拜領を辭せし事

合渡川を取りし事

菅六之介政利

猛虎を切りし事

第二 岩城

三五頁

第三 丹羽

三八頁

丹羽五郎左衛門長秀

父子人品の事

全 加賀守長重

第四 織田

四九頁

第五 牧野

五六頁

第六 久世

六〇頁

久世三四郎

物見の事

第七 龜井

六三頁

龜井武藏守茲矩

琉球征伐を望みし事

第八 (寺澤)

六七頁

寺澤志摩守廣高

行狀の事

第九 九鬼

七三頁

名言の事 大將の器量ありし事 池田市郎兵衛の事

第十 大關

八〇頁

第十一 (小堀)

八三頁

第十二 (平岩)

八六頁

附記

菅沼、山岡、中村、富田、德永、山崎、林、松下、佐久間、

成田、瀧川

異聞

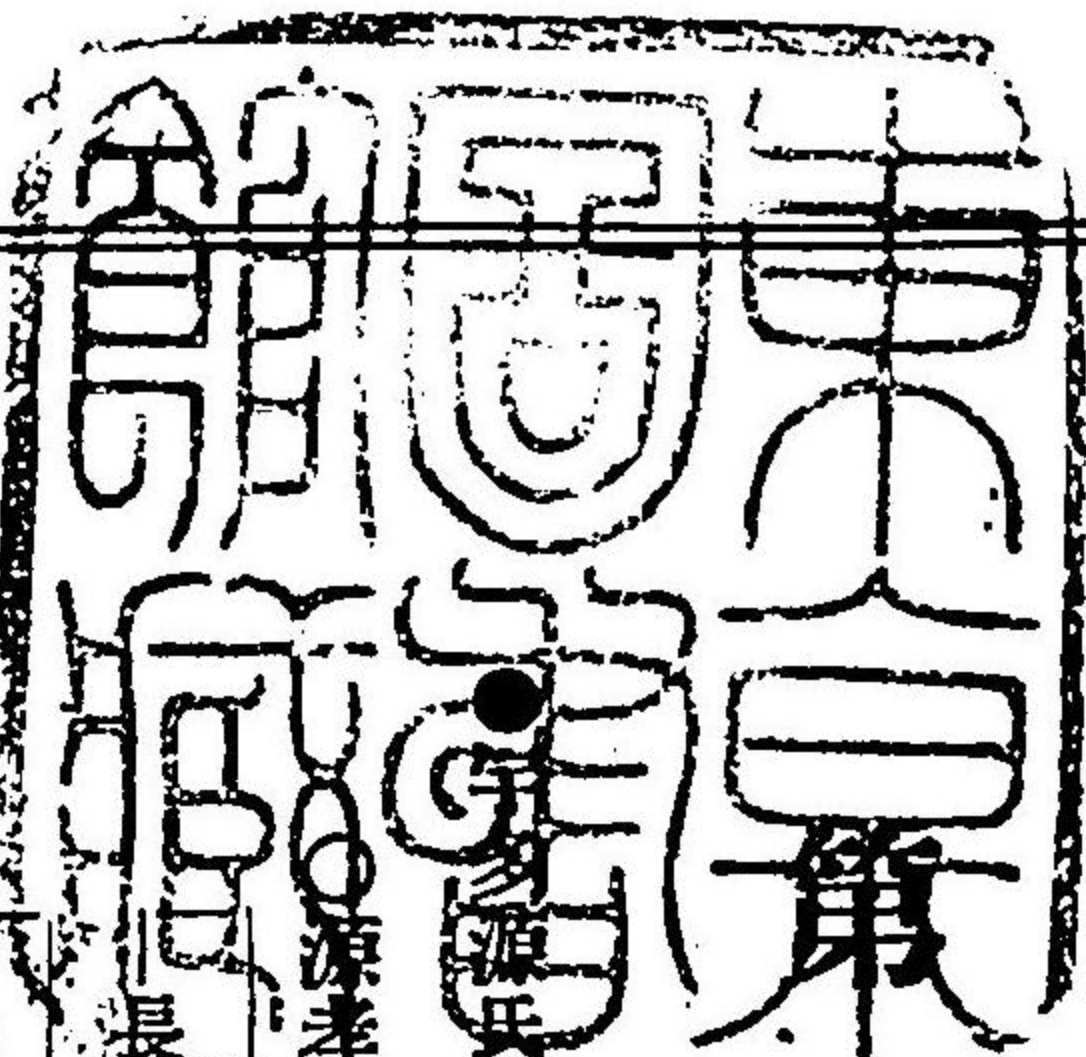
三百諸侯卷十二目次終

三百諸侯卷十二

黑田



戸川 殘花 著



源兵衛 在々木源三秀義末裔

源孝高 官兵衛 號如水

長政 甲斐守、筑前守 忠之 松平右衛門佐 從四位侍從

光之 右衛門佐 從四位侍從

齊溥 美濃守 從四位少將 長知 從三位

侯爵 黑田長成 (福岡藩)

●黒田筑前守長政二男

○源長興 黒田甲斐守 長重 甲斐守

長軌 隠岐守

長元 甲斐守

長徳

子爵 黒田長敬 (秋月藩)

○丹治直定 中山勘解由 直治 藤兵衛

直邦 黒田豊前守 直純 大和守

直静 豊前守 直質 淡路守

子爵 黒田和志 (久留里藩)

黒田と云ふも、小寺と云ふも人耳を聳動することは一樣なり。智門よりは父の官兵衛尉孝高あり、武門よりは子の甲斐守長政あり、假令其智は秀吉には譲るとありとも、當時の武將に孝高に優れる者一

人もなし。其武は老功の福島、加藤等と肩を並べ、かの七將の中の若手の一人と仰がれたるは長政なり。この黒田父子の祖先は悉けなくも宇多天皇の御裔佐々木源三秀義の流にして近江源氏の嫡々なり。秀義の曾孫に近江守氏信あり、この氏信の末孫備前國邑久郡福岡に住し下野守重隆と稱す、赤松の敵宿に播州姫路に城きて守りしとぞ。其子に美作守職隆あり小寺と名乗りぬ。(本姓は黒田なり、其主小寺藤兵衛の姓を冒すと云)未だ其家聲も世にあらはれざりしが、嫡男に官兵衛孝高ありて家を興しとなり。如何なる由縁やありけむ職隆は夙より織田信長に心を通じ、質として孝高の子長政をば送り置きたりと云ひ傳ふ。秀吉が未だ筑前守と稱し中國の方面をうけたまはりて三木の別所を攻むる頃より、孝高は父とともて秀吉に従ひ、かの竹中重治とともて軍議に参し、齋藤すること頗ぶる多し、秀吉もこの孝高なかりせば容易に中國を平定することは難かりしならむ。職隆のことは史上に多くあらはれずと雖も、織田信長を知りて夙く款を通せし所を考ふるに、恐らくは智慮の逞しき人と覺ゆるなり。孝高は播州の荒木村重を説諭せむと試み、其城中に虜となりし事ありしが、思慮ある父と家人の爲に向背を迷ふことなく、織田に堅く従ひしにぞ其家ますく榮え、後に荒木も亡び、孝高も虎口をのがれたり。秀吉に勤めて居城姫路に住しめ、己は同國兵粟郡山崎に退きけり。霸主とともて天下を横行せむと思

はむ者は孝高の思慮はある可きなり、國中第一の要地を避けて主將にわたし、靜に其幕賓となりて戰畧を講ず、孝高は智將と云ふ可きなり。後に姓を黒田に復す、秀吉が南征北伐にあたりて功勳多し。四十五歳にて家を長政に譲り、如水と號したり、當時既に豊前國にて六郡を領せしとぞ。其後は社會の表面に立ちては、運動せざるが如く見ゆると雖も、實は隱然重きを侯伯の間に置かれて、黒田如水と云へば先づ小早川隆景とよもに衆の畏敬する所なりき。當時長政は既に驍名を天下にあらはしたり、幼より父に従ひて戰場に臨み、或は播州の三木の戦、紀伊の雜賀、根來、或は九州征伐等に功ありき、されど尤も其武名を轟かしたるは、文祿の朝鮮の役にあり。父如水は參謀部に在りて謀畧を帷幕の裏にめぐらし、甲斐守長政は、水牛の胃の緒をゆめ明軍を馬蹄に驅散らし、勇名を異域に響せたり。王城の戦ひ、白川の籠城等七年の間の武功枚擧に遑あらず、打ち取る首數幾万と云ふことを知らずと云ふ。

太閤薨去の後は、歸朝して福島、淺野、兩加藤、細川等とよもに七將と世に贊賞られたり。もとより石田、小西等とは反對にたち徳川家康を助けし人なれば、家康が大阪にて危難のあらむと爲し、時に、長政は他の同志とよもに家康を守護したり。さればにや家康は外甥保科正貞の女を養ひて子となし、これを長政の妻となしたり。こゝに及びて黒田氏と徳川家の間ますます親密なり。時に關ヶ原の亂發

れり、長政なにかは猶豫なす可き、福島正則等と心を決して無二の徳川方となり手痛く戦ひ、石田等の大軍を切り破りぬ。甲斐守長政は斯く美濃路にて戦ひ、父如水入道孝高は亦九州にて加藤清正等と戦ひて西海道を切り従へたり。功を嘉して家康は黒田父子に筑前國五十二万五千石を與へ、甲斐守を改めて筑前守となされけり。

慶長九年三月に如水入道六十九歳にて卒す。元和の大阪の戦にも功ありしとぞ、同九年に五十六歳にて卒せり。熟々考ふるに黒田家の大ひに興りしは孝高が智ありて豊公の代に其名ありしに由ると雖ども、最も力あるは關ヶ原の役に長政が福島、細川等の諸將と西軍を敗りたるに在りて存す。長政は七將中の一人なり況んや父孝高の智名を背面に負り、當時黒田父子の一舉一動は徳川家に影響あること尋常にはあらざりしなり、加ふるに如水入道が九州を平定するあり、五十万の大封も不廉なるものには非ず、一言を以て評すれば如水入道孝高は沛公にはあらず、陳平の如き幕賓となり謀師となる人なり、甲斐守長政は曹參の如き勇ありて其度量はあらざりし人か。この以下に掲載る懿行、逸事を讀み味は、ば、黒田父子の人と爲りの一斑は知り得るなる可し。

長政の嫡男は家康の養女によりて生れしなり。幼にして父とよもに駿府へゆき、家康の前にて元服し、江戸へゆきて秀忠の諱の一字を受け忠之と名乗り、松平の家號をも受け從五位下右衛門佐になされた

り。時は慶長十八年正月と云ふ。大阪、島原等の戦に功あり、家を嗣ぎし後侍従兼筑前守に任じ、承應三年に五十三歳にて没す。嫡子光之家を嗣ぎ以後今日に至りぬ。

甲斐守長政の三男隆政父の所領を分たれ、四万石を領して黒田市正と稱せしが數代の後に子なくして断絶せり、今世は系譜にもあるが如く、長政の二男長興の末孫筑前秋月にて五万石を領しけり。

明治中興の時にも力を盡して鴻業を翼賛し奉り、今も侯爵の班列にあり。黒田家の紋は黒餅と稱し團々たる大黒子なり、されば衣服の色によりては或は黒き或は白き所をぬき染しなり、日旗章は赤く或は金色燦然たりと雖も、黒白は少しく奇觀に思はるゝなり。又將軍家の諱字を與へ家號を許すことは、封建二百年の代の特典優禮にして中小の諸藩主の羨望せしことなり、特に將軍御前の元服に至りては近世は大藩の外にはあらざりしなり。嘉永年間に家號並に諱字を與へられしは左の如し。

- 松平加賀守齊泰 (金澤藩主)
- 松平薩摩守齊彬 (鹿兒島藩主)
- 松平陸奥守慶邦 (仙臺藩主)
- 細川越中守齊護 (熊本藩主)
- 松平美濃守齊溝 (福岡藩主)

- 松平安藝守齊肅 (廣島藩主)
- 松平大膳太夫慶親 (萩藩主)
- 松平筑前守齊正 (佐賀藩主)
- 松平相摸守慶徳 (鳥取藩主)
- 松平内藏頭慶政 (岡山藩主)
- 松平阿波守齊務 (徳島藩主)
- 松平土佐守豊信 (高知藩主)
- 松平時之助保徳 (郡山藩主)
- 有馬中務大輔慶頼 (久留米藩主)
- 上杉彈正大弼齊憲 (米澤藩主)

以上の十五藩主は、家號を許されて諱字をも與へられたるなり、或は家號のみ、諱字のみあれど、徳川家の一門或は庶流に非ずして家號を名乗り又は諱字を與へられたるは、實に以上の家のみなり。この中にて郡山藩主の柳澤氏のみは、泰平の代の異數なり。有馬氏は中務大輔忠頼が二代將軍秀忠の諱字を以て忠頼と稱せし以後近世に至りてこの禮遇を受け得たるなり。さるゆゑに柳澤氏の如きは美濃

守吉保、甲斐守吉里の二人が五代將軍綱吉の吉字を與へられたる外には嘗て一人も諱字を給はりしものなかりき。家號も亦た細川、有馬、上杉には許されず、許されし家は松平を高く叫びて家門の榮とし許されざる家は潜に我が家系の高きを傲りし家あれど、實は松平を以て榮譽とはなしとなり。然りと雖も元より島津、毛利の如きは徳川家と同列の家なり、寧ろ家系の正しき藩主なれば、衷心快とは爲さざりしならむ、其國名を以て、薩摩宰相、長門宰相と呼ぶるは更に榮譽なりしなる可し。幕府の政綱一弛するや、諸藩また松平を以て榮とせず、加州、長州、薩州、因州、備前、土州、肥後、阿州、藝州等の國名は人意に快たるを覺えしむるに至りぬ。今や華族名鑑を開くに蜂須賀侯(阿波)が茂韶と稱し、上杉伯が(米澤)茂憲と稱するあるのみ。齊字は十一代將軍家齊公慶字は十二代將軍家慶公、茂字は十四代將軍家茂公の諱字なり。桑滄の變、世運の推移感慨なきにしもあらず。松平に因縁深き家系ある藩主さへも、舊記をまさぐり本姓を探し出して、姓を改めしなり。噫

久留里の黒田氏は筑前の黒田氏には關係なし。八代將軍吉宗公の時より家を興し藩列に連なりしと覺ゆ、本姓は中山氏なり。寛保二年台命により黒田大和守直純久留里城を築きしなりと云ふ。

黒田孝高入道如水

豊太閤に安心有るべしと内話せし事

羽柴筑前守秀吉は備中國高松城を水攻になし、晝夜堤上を巡回し昨日よりも今日は三尺増したり、昨日は五尺に達す可し、方々油断なく守られよ、清水に腹切せむも三日を出でじ、と例の大聲にて云ひわたし悠然として眺望たり。無惨や、無情の水は時々刻々に嵩み來り、寄せ來り唯だ一面に渺茫たる一大湖水とはなりにけり。されば羽柴の陣營は更けゆくまゝに圍として物音なく、夜廻りの柝の音、馬の飼桶かへす音、外には轟々と鳴りわたる水の堤を洗ふ響のみなり。

* * * * *

秀吉は陣營の奥まりたる所に、細々と燈を照させ、日常の勇氣も見えず、敷皮に坐し、前に一通の書狀を開かれぬ。腹心の家人を一人々々に呼び出し、ヒソヒソと談ずる様は何さま一大事件の發りしことと覺えたり。をりく洩るゝを聞けば、上様には、と云ふことあり。又御生害、又長谷川宗仁と

云ふこともあり。洩るゝを集めて考がふれば上様の御身の上に大變あり、長谷川宗仁より告げ進せしものと覺ゆるなり。前に坐して聽き居たるは淺野彌兵衛長政とあはし、答ふるを聞けば明智奴を御退治めさばさるゝには、毛利へは和睦を如何やうにも申し入れてなど、意見を答ふる有様なり。淺野が退き出づると、黒田官兵衛孝高は入り來れり。孝高も亦た明智、毛利へ對する策畧を云ふかと思へば左はなくして、長谷川の手紙あらゝと讀みて、物をも云はず、ブル／＼と秀吉の膝元にはひ寄り、秀吉の膝を輕くたゞきて微笑し、天の加護を得させ給ひたり、最早天下は御心の儘に成りて候と云ひ後は何をも云はず幕外へ退きたり、さすがの秀吉も意中を洞察され、啞然として坐したるか、欣然として笑ひ居りしか、燈影朦朧として視がたしと雖も、渠には既に番策の成るあり、泰然として動かさる姿の壁に映ずるのみ。

これぞ六月二日の本能寺の明智叛反を、長谷川宗仁より通知し來りし夜の景なり。諸將は心を痛めて意見を答へしに、如水一人は天の加護なりと答へて秀吉と同じく既に中原を呑むの勢あり、如水の智は恰も秦鏡の肝膽を照すが如し、明の至と云ふ可し。この人をして尾瀨の間か、織田の家人に生れしめなば、筑前五万石のみにはあざりしならむ。

大將の心得の事

如水が見識の高かりしとは、前にも書せしごとく等倫に超えたり。或時前田利家は宇喜多秀家、大野修理など、軍の事を話せし時、織田信長の昔を語り出で、信長公は何時にも本陣はすへ置れて、自ら馬を乗り廻し、先手へ力を付けられ候、大將は本陣にのみ居り候ては、萬一先手の破れ、一二段も崩れ候時には必ず味方は押し立てらるゝものにて候、かゝる時に大將が采を振り候はゞ盛返すものにて候、もし又味方勝軍ならむには、ます／＼思ひのまゝになり候、されば信長公は柴田修理、森三左衛門などの勇將を備へ置きて、前にも申しつることく本陣をはなれて下知いたされ候、兎角戰場に出ては我思ふやうにして聞入ぬがよし、と云ひ秀家も修理も其心得を感服せしとかや。然るに如水の見識は全く利家に反對せり、或時黒田の家臣等は如水の前に集りしことあり、談は例の合戦の話となり、衆皆な甲斐守長政の勇武を賞賛するどもに、あまりに慄慄にして屢次危険に罹り、臣等相愛に堪えずと云ふ。如水は莞爾として曰く、長政は先手へゆきて世話をやくがよし、左なくては軍に負くるなり、我が如く旗本に在りて軍に勝つことは長政の分にては叶ふ間敷ぞと大言を吐きしとかや。もどより利家が謹直にして軍を大事と扱ふと、如水が智畧をたのみで軍に望むは恰も賭場に入るが如き

とは全く氷炭を異にせしなり。されど將に將たるは如水の言を以て正軌と爲す可きならむ。たゞ怨むらくは世に大將の器の少なきのみなり。如水のごときは馬に乗りて秋郊に獵くらす人、他は鷹犬となりて寒草裡の狡兔を追ふ人?

長政へ遺言の事

慶長十九年三月廿日、如水入道は伏見の邸にて病に罹り、はや旦夕にせまりたる有様なり。自らも今は斯うと思ひけむ、子息筑前守長政を枕に近くまねき寄せ、後の事を示しをばり、こみあぐる咳二ツ三ツして、「如何に筑前守、世には親にまされる子は少なきものなれど、其方には父にまされること五ツあり、第一には其方は秀吉公、家康公、秀忠公に御意に入り、御前の首尾いつもよかりき、この父は全く其方とはかはり、信長公にも秀吉公にも御意にたがひしこと三度に及び頭髪を薙りて逼塞せり。第二に其方は五十万石の大名となり、父は僅に十二万石まで取り上げたり。第三其方は自ら手を下したる高名七八度あり、父は我が手にかけてたる功名なし。第四に父は無分別者なれど、其方は分別者なり。第五に父は其方一人のみの子なれど、其方は右衛門佐忠之、甲斐守長興、千之助の三人の男子あり、皆な生れ増したり。」と云へど、長政は一世の別と思ひ武夫なれど悲哀はいと深かりけむ、鼻つ

まらせて答應も爲し得ず、如水は又も「さりながら父にまさりしことの無きに非ず、一ツは其方より人の思ひつきは我汝にまされり、今我死なば十二万石の侍は云ふに及ばず、其方の家中の者も哭くならむ、如水存生ならむにはと云ふ可し、逆縁ながら其方死して我生きたらむには、如水の居らむには深く愁ふること多からむと力を落す者少なかる可し。これは全く其方が人使ひの悪しき爲なり、我無き後はよく心得べし。二ツには我は博奕上手なり、其方は下手なり、先づ關ヶ原の戦の時を考ふ可し、かの時、家康公と石田治部との合戦が百日手間どらむには、筑紫より切ッて上り勝相撲に入りて天下を取らむ、其時には秘藏寵愛の一人なれども、其方は捨て殺しに爲さむと思ひしなり、天下をも望む者は親も子も顧りみる者には非ず、顧りみては何事もならざるなり。」と、この壯語には長政も側に伺候せし老臣もアツト驚きて如水の容貌を守るのみ。やゝありて如水は小姓をよび紫きの帛紗に包みし物を長政の前に置せたり「筑前、帛紗を披きて見よ」と云ふにぞ、結び目どきて包みし物を取り出だせば、思ひきや草履片し、木履片しと、面桶一ツを入れたり。如水は打ち驚ろく長政の顔を守りつ、「筑前守、其品々は父が汝に送る遺物なり、軍は死生の境なれば分別する程大合戦は爲しあたはぬなり、木履と草履の片々は揃はぬ品ゆゑ、大合戦は揃はぬなかにて爲す決心があらざれば叶はぬものと知れ、其方はあまりに分別過ぎ先の先まで見ゆるゆゑ大なる武邊はならざるなり、また面